

令和 6 年 3 月 八峰町議会定例会会議録（第 1 日）

令和 6 年 3 月 1 日（金曜日）

議 事 日 程 第 1 号

令和 6 年 3 月 1 日（金曜日）午前 10 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第 7 号 八峰町課設置条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 8 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について
- 第 6 議案第 9 号 八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第 10 号 八峰町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第 11 号 八峰町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第 12 号 八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 10 議案第 13 号 八峰町奨学基金条例の一部を改正する条例制定について
- 第 11 議案第 14 号 八峰町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 12 議案第 15 号 八峰町特別会計条例の一部を改正する条例制定について
- 第 13 議案第 16 号 八峰町営診療所設置条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 14 議案第 17 号 八峰町ハタハタ館条例の一部を改正する条例制定について
- 第 15 議案第 18 号 八峰町営住宅設置条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 16 議案第 19 号 八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第 17 議案第 20 号 八峰町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 第 1 8 議案第 2 1 号 八峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第 1 9 議案第 2 2 号 町道路線の認定について
- 第 2 0 議案第 2 3 号 工事請負契約の締結について
(農地・農業用施設災害復旧工事石川(寺立～熊沢出口))
- 第 2 1 議案第 2 4 号 工事請負変更契約の締結について
(旧八森小学校解体工事)
- 第 2 2 議案第 2 5 号 工事請負変更契約の締結について
(欄干橋橋梁補修工事)
- 第 2 3 議案第 2 6 号 工事請負変更契約の締結について
(令和 5 年度発生災害復旧工事(1 工区))
- 第 2 4 議案第 2 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
(改善センター等・コミュニティセンター)
- 第 2 5 議案第 2 8 号 公の施設の指定管理者の指定について
(産地直売施設「おらほの館」)
- 第 2 6 議案第 2 9 号 公の施設の指定管理者の指定について
(ハタハタ館)
- 第 2 7 議案第 3 0 号 公の施設の指定管理者の指定について
(ポンポコ山公園パークセンター)
- 第 2 8 議案第 3 1 号 令和 5 年度八峰町一般会計補正予算(第 1 0 号)
- 第 2 9 議案第 3 2 号 令和 5 年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
(第 2 号)
- 第 3 0 議案第 3 3 号 令和 5 年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第 3 号)
- 第 3 1 議案第 3 4 号 令和 5 年度八峰町当診療所特別会計補正予算(第 3 号)
- 第 3 2 議案第 3 5 号 令和 5 年度八峰町簡易水道事業会計補正予算(第 3 号)
- 第 3 3 議案第 3 6 号 令和 5 年度八峰町下水道事業会計補正予算(第 3 号)
- 第 3 4 発議第 1 号 予算特別委員会の設置について
- 第 3 5 予算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第 3 6 議案第 3 7 号 令和 6 年度八峰町一般会計予算
- 第 3 7 議案第 3 8 号 令和 6 年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算

- 第 3 8 議案第 3 9 号 令和 6 年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算
- 第 3 9 議案第 4 0 号 令和 6 年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 4 0 議案第 4 1 号 令和 6 年度八峰町沢目財産区特別会計予算
- 第 4 1 議案第 4 2 号 令和 6 年度八峰町営診療所特別会計予算
- 第 4 2 議案第 4 3 号 令和 6 年度八峰町簡易水道事業会計予算
- 第 4 3 議案第 4 4 号 令和 6 年度八峰町下水道事業会計予算
- 第 4 4 議案第 4 5 号 八峰町教育長の任命について
- 第 4 5 議案第 4 6 号 八峰町教育委員会委員の任命について（福士保洋）
- 第 4 6 議案第 4 7 号 八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について（佐藤孝之）
- 第 4 7 議案第 4 8 号 八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について（芹田 薫）
- 第 4 8 議案第 4 9 号 八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について（小林幸一）
- 第 4 9 議案第 5 0 号 八峰町沢目財産区管理委員の選任について（田村正彦）
- 第 5 0 議案第 5 1 号 八峰町沢目財産区管理委員の選任について（阿部富廣）
- 第 5 1 議案第 5 2 号 八峰町沢目財産区管理委員の選任について（笠原吉範）
- 第 5 2 陳情第 1 号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採
択を求める陳情書
- 第 5 3 陳情第 2 号 公契約条例の制定による適正賃金・労働条件確保と地域経済の振
興を求める陳情
- 第 5 4 陳情第 3 号 「あきたこまち」の「あきたこまち R」への全面切り替え計画に
関する陳情書

出席議員（11人）

1 番 笠 原 吉 範	2 番 伊 藤 一 八	3 番 奈 良 聡 子
5 番 水 木 壽 保	6 番 菊 地 薫	7 番 腰 山 良 悦
8 番 見 上 政 子	9 番 須 藤 正 人	1 0 番 門 脇 直 樹
1 1 番 山 本 優 人	1 2 番 皆 川 鉄 也	

欠席議員（1人）

4 番 芦 崎 達 美

説明のため出席した者

町 長	堀 内 満 也	副 町 長	田 村 正
教 育 長	鈴 木 洋 一	総 務 課 長	和 平 勇 人
税務会計課長	成 田 拓 也	企画財政課長	高 杉 泰 治
福祉保健課長	石 上 義 久	教 育 次 長	山 本 節 雄
学校教育課長	山 内 章	産業振興課長	山 本 望
農林振興課長	堀 内 和 人	建 設 課 長	浅 田 善 孝
農業委員会事務局長	内 山 直 光	生涯学習課長	今 井 利 宏
あきた白神体験センター所長	菊 地 俊 平	防災まちづくり室長	工 藤 善 美

議会事務局職員出席者

議会事務局 長	佐々木 高	議会事務局庶務係長	須 藤 佳奈子
---------	-------	-----------	---------

午前 10 時 00 分 開 会

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

傍聴者の方々には、朝早くからご苦勞様でございます。よろしくお願いをいたします。

これより令和 6 年 3 月八峰町議会定例会を開会します。

4 番芦崎達美君から療養のための欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第 124 条の規定により、3 番奈良聡子さん、5 番水木壽保君、6 番菊地 薫君の 3 名を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めていますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。水木議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（水木壽保君） おはようございます。議会運営委員会の委員長の水木でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、2月21日、議長立ち会いのもと、議会運営委員会を開催し、2月1日付けで議長から諮問のあった令和6年3月八峰町議会定例会議事日程等、議事運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から3月15日までの15日間とし、日程等については、皆さんにお配りした日割表及び議事日程表のとおりに決定しました。

なお、本議会上程及び付託中の陳情については、採択となった場合は意見書の提出が必要となることから、最終日の発議が日程に追加となります。

また、一般質問割り振りにつきましては、4日の締め切り後、議会運営委員会を開催し決定しますので、ご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、本日から3月15日までの15日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月15日までの15日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

堀内町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せ、発言を許します。堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。

本日、令和6年3月八峰町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には、大変ご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、12月定例会後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、1月5日に役場において開催しました八峰町交通指導隊出隊式についてであります。

昨年の秋田県飲酒運転追放等競争においては、3件の酒気帯び運転のほか、1件の交通死亡事故が発生しており、県内25市町村中、24位の結果となりました。

この結果を厳しく受け止め、交通関係各位のご協力のもと、「飲酒運転の撲滅」や

「交通死亡事故ゼロ」の取り組みを強化するとともに、啓発活動などに努めてまいります。

次に、1月7日に開催しました八峰町消防出初め式についてであります。

今年は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことを踏まえ、団員の参加人数の制限を解除して、実施しました。

式典に先立ち、沢目駅前において、消防団員121名と消防車両15台による分列行進が披露され、峰栄館ホールにおいて行われた式典では、長年にわたり消防活動に尽力された団員の方々の表彰を行うとともに、全員で今年の無火災を誓ったところであります。

まだまだ暖房器具を使用する季節でありますので、消防団や消防署など関係機関と連携し、火災予防運動を実施してまいります。

次に、1月1日に発生しました能登半島地震への支援についてであります。

現在も被災地では断水が続いており、仮復旧も3月末までかかる見込みとのことであります。

町では、令和3年に購入した「災害用シャワーキット」2セットについて、被災地への貸し出しを行っておりますが、今後も被災地域の状況を踏まえながら、できる限りの支援を行ってまいります。

被災地の一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

次に、2月27日に行いましたイオン東北株式会社との災害時における物資の供給に関する協定締結についてであります。

この協定は、災害発生時において生活物資を優先的に確保・供給することにより、被災した住民の生活の安定を図るために締結したものであります。

イオングループでは、2011年から自治体と包括連携協定を締結しており、地域社会が抱える課題を解決するため、子どもや青少年の育成、地域防災対策、高齢者や障がい者の支援など、地域経済の活性化や生活サービスの向上に取り組まれている企業であります。

今回の協定締結を契機に、様々な分野での協力関係につながっていくものと期待しているものであります。

次に、「友好都市協定」についてであります。

昨年7月の豪雨災害に際し、給水パックや見舞金のご支援を賜りました栃木県茂木町に11月6日に訪問し、災害支援のお礼を申し上げ、その折、友好都市の協定締結につ

きましてもお話してまいりました。

このたび、協議が整いましたので、2月20日、茂木町役場において友好都市協定を締結いたしました。

今後は、お互いの町の魅力を共有し、災害時の相互応援のみならず、産業や観光に関する相互協力、教育やスポーツ、文化芸術、町民間の相互交流など、幅広い分野における交流を進めてまいります。

次に、「ふるさと逸品協定」についてであります。

2月5日に、役場大会議室において、大阪府泉佐野市と「ふるさと逸品協定」を締結しました。

ふるさと逸品協定は、自治体間で協力することにより、地域の特産品の新たな販路開拓の一助になればという考えのもと、お互いの地域でPRすることを目的としており、町では、「菌床しいたけ」、「日本酒山本」、「ハタハタ等海産物」を、泉佐野市では、「水なす」、「泉州タオル」をそれぞれ逸品に位置づけしております。

今後は、両市町のイベントや2025大阪万博などでPRを行いながら、それぞれの地域の盛り上げにつなげてまいります。

次に、「定住促進住宅事業」についてであります。

民間事業者との連携により、旧峰浜庁舎跡地の遊休地を利活用し住居環境を整備する「定住促進住宅事業」については、昨年12月18日に公募型プロポーザル方式による公募を開始し、2月15日にプレゼンテーションを行い、事業者を決定いたしました。

今後は、関係条例等の整備を進めながら、一日も早く完成できるよう、事業者と調整を図ってまいります。

次に、株式会社モンベルとの「連携と協力に関する包括協定」についてであります。

昨年12月20日、株式会社モンベルとの間で、アウトドア活動等の促進を通じた地域の活性化と町民生活の質の向上を目的とした、包括協定を締結しました。

今後は、御所の台エリア再構築構想におけるアウトドアエリアについてご助言をいただくほか、民間企業の知見を活かした自然体験の促進や地域経済の活性化、モンベル会員への情報発信等について、連携と協力を行ってまいります。

次に、2月4日に留山において開催した、白神山地世界遺産登録30周年記念イベント「留山“森の鍋”物語」についてであります。

このイベントは、台湾等からのインバウンドなど、冬季の誘客促進を図ることを目的

に実施したものであります。

当日は、雪上トレッキングを楽しんだほか、留山のブナの巨木の前できりたんぽ鍋がふるまわれ、白神の冬の恵みを体験していただきました。

運営に当たられた実行委員会の皆様には、厚くお礼を申し上げます。

次に、令和6年産米の「生産の目安」についてであります。

県では、昨年12月5日に県の「生産の目安」について各市町村へ通知をしており、現在の需給環境をより確かなものとするため、作付数量及び面積を昨年と同等とする内容になっております。

これを受け、町協議会としまして、昨年12月26日の幹事会及び1月22日の総会において、八峰町の「生産の目安」を昨年と同等とすることで決定しております。

これからも、農協等の方針作成者の協力のもと、非主食用米や高収益作物などへの取り組みを進め、米価の安定に努めてまいります。

次に、教育関係についてであります。

昨年7月12日と10月13日の2回にわたり、100万円ずつ若狭敏春様からご寄附があり、「小・中学生のために使用してほしい」とのことでありましたので、八森、峰浜両小学校と八峰中学校のそれぞれの音楽室に、エアコンを設置するために使用させていただくことにしました。若狭様のご厚意に対し、心から感謝を申し上げます。

また、金谷信榮様から昨年12月26日、「図書室の充実に役立てていただきたい」と、150万円のご寄附をいただきました。金谷様からは、平成24年から続けてご寄附をいただいております、総額で1,200万円にもなります。金谷様のご厚意に対し、心から感謝を申し上げます。

これにより、図書室としては人口1人当たりの蔵書数や図書購入費用、貸出冊数は県内トップレベルにあります。

町としましては、今後も図書室の充実を図りながら、読書活動を推進し、町民文化の向上に努めてまいります。

次に、八峰町スポーツ文化栄誉賞についてであります。

2月24日、峰栄館において、今年度のスポーツ文化栄誉賞授賞式を行いました。

受賞者数は町長賞が1名、教育委員会賞が13名、小中学生奨励賞が5名及び2団体、合わせて個人19名と2団体でありました。

受賞された皆様は、たゆまぬ努力と強い意志を貫かれ、八峰町の名前を県内だけでな

く東北や全国へと広く知らせ、町民の皆様に誇りと元気を与えてくださいました。まさに称賛に値するものであり、心からお祝い申し上げますとともに、今後の更なるご活躍を期待いたします。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第7号、八峰町課設置条例等の一部を改正する条例制定については、令和6年度機構改革に伴い、関係規定を整備するため、条例改正しようとするものであります。

議案第8号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定については、指定公金事務取扱者制度が創設されたことに伴い、参照条文を整理するため、条例改正しようとするものであります。

議案第9号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、秋田県との人事交流を行うこと及び教育委員会に指導主事を配置することに伴い、条例改正しようとするものであります。

議案第10号、八峰町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、令和6年4月から、技能労務職員である会計年度任用職員を勤勉手当の支給対象とするため、条例改正しようとするものであります。

議案第11号、八峰町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、令和6年4月から、会計年度任用職員を勤勉手当の支給対象とするため、条例改正しようとするものであります。

議案第12号、八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、育児休業を取得する会計年度任用職員を勤勉手当の支給対象とするため、条例改正しようとするものであります。

議案第13号、八峰町奨学基金条例の一部を改正する条例制定については、基金の積立上限額を超える運用益の処分について、用途を追加するため、条例改正しようとするものであります。

議案第14号、八峰町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定については、令和6年度から合併処理浄化槽事業を下水道事業会計に組み入れるため、条例改正しようとするものであります。

議案第15号、八峰町特別会計条例の一部を改正する条例制定については、令和5年度で合併処理浄化槽事業特別会計を廃止するため、条例改正しようとするものであります。

議案第16号、八峰町営診療所設置条例等の一部を改正する条例制定については、町営診療所埴川出張所を廃止するため、条例改正しようとするものであります。

議案第17号、八峰町ハタハタ館条例の一部を改正する条例制定については、ハタハタ館の利用料の上限額を改定するため、条例改正しようとするものであります。

議案第18号、八峰町営住宅設置条例等の一部を改正する条例制定については、町営住宅の一部を廃止し、地域活性化住宅に編入するため、条例改正しようとするものであります。

議案第19号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、「第9期介護保険計画」に基づく保険料率設定期間を定めること等について、条例改正しようとするものであります。

議案第20号、八峰町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定については、空き家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、関係規定を整備するため、条例改正しようとするものであります。

議案第21号、八峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、国基準の改正に準拠するため、条例改正しようとするものであります。

議案第22号、町道路線の認定については、「町道蝦夷倉西線」を新たに町道認定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第23号、工事請負契約の締結については、農地・農業用施設災害復旧工事について、議会の議決を求めるものであります。

議案第24号、工事請負変更契約の締結については、旧八森小学校解体工事変更契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第25号、工事請負変更契約の締結については、欄干橋橋梁補修工事変更契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第26号、工事請負変更契約の締結については、令和5年度発生災害復旧工事（1工区）変更契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

議案第27号、公の施設の指定管理者の指定については、集会施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

議案第28号、公の施設の指定管理者の指定については、産地直売施設「おらほの館」の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

議案第29号、公の施設の指定管理者の指定については、ハタハタ館の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

議案第30号、公の施設の指定管理者の指定については、ポンポコ山公園及びポンポコ山公園パークセンターの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

議案第31号、令和5年度八峰町一般会計補正予算（第10号）」は、11億1,000万6,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を91億3,859万7,000円とするもので、主な歳出は、繰越事業の追加のほか、実績見込みに基づく歳入歳出の補正であります。

議案第32号、令和5年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、722万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を8億8,323万5,000円とするもので、実績見込みに基づく歳入歳出の補正であります。

議案第33号、令和5年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、71万3,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を14億273万9,000円とするもので、実績見込みに基づく歳入歳出の補正であります。

議案第34号、令和5年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第3号）は、164万7,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を8,342万4,000円とするもので、実績見込みに基づく歳入歳出の補正であります。

議案第35号、令和5年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的収入の予定額から1億3,005万円、収益的支出の予定額から1,894万9,000円をそれぞれ減額し、収益的収入の予定額を1億9,785万1,000円、収益的支出の予定額を3億895万2,000円とし、資本的収入の予定額から20万3,000円を減額し、資本的支出の予定額に1,783万2,000円を追加して、資本的収入の予定額を2億5,640万1,000円、資本的支出の予定額を3億2,779万7,000円とするもので、災害復旧事業費の確定に伴う補正及び一般会計からの補助金及び出資金の減額であります。

議案第36号、令和5年度八峰町下水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的収入の予定額から1億5,314万円を減額し、収益的収入の予定額を3億7,413万4,000円とし、資本的収入の予定額から973万2,000円を減額し、資本的収入の予定額を2億1,726万4,000円とするもので、主な内容は、一般会計からの補助金及び出資金の減額であります。

議案第37号、令和6年度八峰町一般会計予算は、新年度当初予算であります。

議案第38号、令和6年度八峰町国民健康事業勘定特別会計予算から議案第42号、令和6年度八峰町営診療所特別会計予算までの6議案は、各特別会計当初予算案であります。

議案第43号、令和6年度八峰町簡易水道事業会計予算及び議案第44号、令和6年度八峰町下水道事業会計予算は、各事業会計当初予算案であります。

議案第45号、八峰町教育長の任命については、教育長に鈴木洋一氏を任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第46号、八峰町教育委員会委員の任命については、教育委員会委員に福士保洋氏を任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第47号から議案第49号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任については、固定資産評価審査委員会委員に佐藤孝之氏、芹田 薫氏及び小林孝一氏の3名を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第50号、八峰町沢目財産区管理委員の選任については、沢目財産区管理委員に田村政彦氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第51号、八峰町沢目財産区管理委員の選任については、沢目財産区管理委員に阿部富廣氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第52号、八峰町沢目財産区管理委員の選任については、沢目財産区管理委員に笠原吉範氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は46議案であります。

詳細につきましては、各議案の提案の際にご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、令和6年度の予算編成方針とその主な施策について申し上げます。

2023年は、新型コロナウイルス感染症の位置づけがインフルエンザと同じ5類に移行したことに伴い、社会経済活動の正常化が進みながらも、今も出口の見えないロシアによるウクライナ侵攻やイスラエルとイスラム組織の戦闘などの影響を受けることとなり、原油や天然ガス等のエネルギー問題や食料品をはじめとする生活必需品の高騰、サプライチェーンの混乱などが続いております。

こうした中、日本経済は、コロナ禍で家計に蓄積された待機資金や賃上げ等が個人消費を下支えし、また、円安の進展もありインバウンド需要が急回復するなど、緩やかな回復の動きが続きましたが、急激な需要の回復に供給側が追い付かず、幅広い業種にお

いて人手不足が深刻化しているほか、エネルギーや食料品、原材料等の価格が高騰し、家計や企業収益を圧迫しており、未だ安定成長軌道には至っていない状況が続いております。

一方、県内経済は、各種イベントなどが4年ぶりに行動制限なしに通常開催されるなど、脱コロナの動きが本格化したことにより個人消費は緩やかに持ち直しましたが、生産面や雇用情勢は改善の動きが弱く、全体としては持ち直しの動きがしばらく足踏みしている状況が続いております。

このような社会経済の中で、国の令和6年度の予算編成は、「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、「加速する新しい資本主義」を掲げ、構造的賃上げの実現と人への投資、スタートアップの推進と新たな産業構造への転換による「成長と分配の好循環」の実現、最も有効な未来への投資である少子化対策・子ども政策の抜本強化に取り組むことにより、持続可能な成長の実現に向けた経済構造の強化を進め、本格的な経済回復、新たな経済成長への軌道に乗せていくものとしております。

また、地方財政については、「骨太の方針2021」において定められた、いわゆる地方の一般財源総額実質同水準ルールは、令和6年度においても維持されることとなった一方で、国においても地方においても歳出構造を平時に戻し、地方公共団体が国の財政に頼らない自立的な財政運営を行うようにすべきとしております。

八峰町の令和6年度当初予算編成に当たっては、合併以降、施設の統廃合や事務事業の見直し、定員管理などの行財政改革に取り組んできたものの、今後の財政運営については、主たる歳入である普通交付税は厳しい局面が続くことが予想されることから、現在の行政サービス水準の提供が相当困難になると想定されるため、事務事業の取捨選択をこれまで以上に求められている状況にあることを念頭に置き、歳出では、人件費などの「義務的経費」と、普通建設事業費をはじめとする「投資的経費」に分類し、費目ごとに、「ゼロベースからの積み上げ」や「令和4年度決算ベース」、令和5年度当初予算から「数十%縮減」等の要求基準を掲げて編成作業に当たることといたしました。

令和3年3月に策定した「第2次八峰町総合振興計画」後期基本計画に基づき、町の将来像「白神の自然と人とで創るやすらぎのまち」実現のための予算を編成したところであり、令和2年3月に策定した「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく施策については、人口減少の急速な進行を抑制するとともに、若い大人の方々を増やしていくため、引き続き、産業振興や定住・移住対策、少子化対策に向けた取り組みを推

進してまいります。

令和6年度一般会計予算については、旧岩館小学校の校舎解体事業やハタハタ館の大規模改修工事を盛り込んだほか、社会資本整備総合交付金事業や昨年7月の豪雨に伴う災害復旧事業費の一部を当初予算に計上したこと、また、会計年度任用職員が勤勉手当の支給対象となり人件費が増加したほか、能代山本広域市町村圏組合で実施している一般廃棄物処理施設整備事業の建設工事費の負担金が大幅に増額となったものの、事業の見直しなどを行い、総額は前年度より300万円少ない、64億4,900万円となっております。

なお、令和元年度以降毎年5億円程度繰り入れておりました財政調整基金の一般分を、令和6年度は2億円に縮減しております。

それでは、項目ごとに主要施策についてご説明いたします。

老朽化が進んでいる旧岩館小学校の解体工事を行い、遊休施設の除却を推進するとともに、跡地は、災害時の避難場所として整備の方向性を検討いたします。

岩館地区防災コミュニティセンター建設事業については、外構整備を行うほか、北側擁壁の補修や生活道路の整備、岩館生活改善センターの解体工事を行うこととしております。

次に、定住・移住関連事業については、民間事業者との連携により、旧峰浜庁舎跡地の遊休地を利活用して住居環境を整備する「定住促進住宅事業」は、事業者が決定したことから、今後は工事の施工行程及び入居者の募集が順調に推移するよう努めるほか、国の地方創生推進交付金事業により「移住支援金事業」を県との共同事業として実施いたします。

また、地域おこし協力隊の活動費を計上し、若者等の定住及び地域の活性化を促進いたします。

地域公共交通対策については、引き続き「町内巡回バス及びデマンド型乗合有償運送事業」を実施し、交通弱者の利便性を図るとともに、「バス乗車券類購入支援事業」を実施し、バス利用者の負担軽減も図ってまいります。

また、女性の様々な意見を町政に反映させ、地域や職場で女性が個性と能力を存分に発揮し、活躍できる環境づくりを進めるため、講演会やワークショップを引き続き開催してまいります。

次に、福祉保健関係について申し上げます。

成年後見支援センターについては、認知症や障害などで判断能力が低下しても、住み慣れた地域で安心して生活を継続できる体制づくりに努めるとともに、権利擁護事業の普及を図ってまいります。

高齢者福祉については、高齢者の皆様が生きがいを持ち健康で安心して暮らせるよう、外出や食の自立を支援する事業やひとり暮らしの生活をサポートする事業などを実施いたします。

障がい者福祉については、日常生活の自立支援に努めるとともに、関係機関との相互連携を強化し、障がい者が安心して暮らせるよう、地域全体で支える活動を推進してまいります。

福祉医療費については、対象となる方々へ適切なサービスを継続するほか、子育て世帯においては、高校生までの医療費の無償化や小・中学校への新入学児童に育児助成金を支給するなど、保護者の経済的な負担軽減を図ってまいります。

健康増進対策については、町民の健康増進を図るため、健康教室などの各種保健事業を実施するとともに、各種がん検診等の負担軽減を図るため、節目年齢を対象に無料クーポンを交付するほか、脳血管疾患の早期発見等を目的に行う、脳ドックの検診費用なども助成してまいります。

また、後期高齢者を対象に、生活習慣病の予防や早期発見、疾病の重症化、フレイル（虚弱）予防を目的とした保健事業と介護予防の一体的実施を推進し、健康寿命の延伸に努めてまいります。

予防接種事業については、任意予防接種に対する助成を継続し、定期接種においても、乳幼児期の予防接種の継続、並びに国の指針変更により、接種機会を逃した年代の女性に対し、HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチンの積極的な接種勧奨を促し、子宮頸がんへの予防対策に努めてまいります。

母子保健対策については、妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供してまいります。

また、不妊に悩む夫婦の精神的・経済的な負担を軽減するため、不妊治療等への助成を継続するとともに、赤ちゃん誕生祝い金を支給するなど、子育て世代の生活環境の安定を図ってまいります。

歯の健康事業については、幼児へのフッ化物塗布事業や子ども園児、小・中学校の児童生徒に対するフッ化物洗口事業を実施するほか、歯周病検診事業を継続し、オーラル

ケアの大切さを啓発してまいります。

自殺予防対策については、生活と处所の無料相談会の開催や、地域で自殺予防の活動をしている団体をはじめ、ふれあいネットワーク会議など福祉関係団体と連携しながら、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、予防活動を実施してまいります。

次に、農林関係について申し上げます。

農業者の高齢化や担い手不足が加速する中で、担い手の育成・支援については、国の「農業次世代人材投資事業」等により、多様な担い手の育成等後継者確保対策に取り組み、若い就農者の確保と地域農業への定着に努めてまいります。

また、農地の維持に関しましては、概ね10年後の地域の農地を誰が利用し、守り、維持発展させていくのかを「農業者・農地所有者・地域住民」が一体となり話し合いを行い、現在の「人・農地プラン」から新たに「地域計画」を策定し、農地の維持に取り組んでまいります。

さらに、秋田県農業共済組合が行っている、農業経営収入保険及び農作物共済への加入者負担金の一部助成を行い、農業経営の安定化を図ってまいります。

昨年度、町が事業実施主体として行った「半農半X等人材確保事業」については、一定程度の効果が見込まれることから、「移住・定住・交流推進事業助成金」を活用し、令和6年度も町で取り組み、農林漁業の人材確保と本町への移住・定住の推進につなげてまいります。

農業農村整備事業については、「農地中間管理機構関連ほ場整備事業」を活用し進めている「田中野田地区」及び「沼田田中地区」の面整備工事が始まる予定となっているほか、新たな整備地区として「大槻野地区」の調査計画策定事業への着手も予定されております。

鳥獣被害対策については、新たにクマ用のオリ4基を導入し捕獲に努めるとともに、八峰中学校裏手で緩衝帯の整備を行い、町民の安全・安心に努めてまいります。

林業振興については、森林整備を効率的に進めるため、森林環境譲与税を活用し、昨年度から実施している境界の明確化と資源解析を行い、森林所有者への整備方針の意向確認調査の迅速化を図ってまいります。

また、松くい虫やナラ枯れの防除対策については、国や県の補助事業を活用しながら取り組むとともに、町単独事業で住宅付近で緊急性の高い箇所等について対処してまい

ります。

次に、産業振興関係について申し上げます。

労働・雇用対策については、個人から事業者まで、きめ細かく支援していくため、「資格取得支援事業」や「雇用創出活動支援事業」等を実施してまいります。

人材の確保については、町内外から広く人材を募集するため、求人情報を大手メディアサイトと連携し、必要な人材の確保に努めてまいります。

水産業の振興については、磯根資源の再生を図るため、岩盤清掃を用いてギバサ藻場の再生を目指す「藻場再生調査事業」に取り組むほか、資源が減少しているアワビについても、原因究明と効果的な資源管理方法の確立を目的に「アワビ資源対策調査事業」を行うこととしております。

また、漁業者の所得の向上や漁師の担い手を確保することを目的に、2021年度から実施している「サーモン養殖事業」については、引き続き、県、養殖事業者等と連携しながら、生存率向上に向けた取り組みを支援してまいります。

八森漁港及び岩館漁港における「水産物供給基盤整備事業」については、沿岸漁業及び増養殖の振興に資する漁港を一体的に整備するため、漁業関係者と調整を図りながら、県と連携し、整備を推進してまいります。

商工振興については、ハタハタやシイタケ、梨等の地域資源を活用したお土産品等の開発や、地元の若者や民間事業者等が取り組む新規事業等を支援するため、「地域資源活用商品開発等支援事業」や「チャレンジ応援事業」、「生産性向上等支援事業」などを実施してまいります。

観光振興については、コロナ禍で変化した観光トレンドに対応した登山やキャンプ等を主体としたアウトドア・ツーリズムを推進していくほか、観光協会や商工会、ガイドの会などと連携しながら、各種イベントを実施してまいります。

また、ハタハタ館及び御所の台ふれあいパーク、ポンポコ山公園については、本町の観光振興に大きく寄与していることから、指定管理者と連携を図りながら、引き続き、施設、設備等の充実や維持管理に努めてまいります。

ハタハタ館については、耐用年数を経過した温泉設備の大規模改修と、ビジネス利用の増加や観光需要の回復等を踏まえ、安価で泊まれる簡易宿泊室を新設するほか、インバウンド需要への対応として、既存宿泊室へシャワーユニットを設置するなど、施設の長寿命化と集客力の向上を図ってまいります。

なお、御所の台エリア再構築構想については、同エリアを北東北を代表する魅力ある観光地とするため、既存観光施設の連携や民間事業者の進出等を盛り込んだ再構築構想を策定しており、多様化する観光ニーズ等に対応できるよう取り組みを推進してまいります。

次に、建設関係について申し上げます。

道路事業については、町道の安全対策として「町道目名湯大沢線」の防護柵設置や田中地区で改良工事を行うほか、蝦夷倉地区で道路新設工事などを進めてまいります。

除雪事業については、7 t級除雪トラック1台を新規に購入し、除雪体制の充実を図るとともに、委託業者と連携を強化し、気象状況に応じた適切な除排雪に取り組んでまいります。

また、住宅リフォーム支援として定着した「八峰町住まいづくり応援事業」については、新年度も継続し、町民が快適で安全・安心な居住空間を確保できるように取り組んでまいります。

次に、消防防災関係について申し上げます。

消防施設事業については、消防自動車の更新及び古い消火栓の更新を行い、消防力強化を図ります。

空家対策関連事業については、「八峰町空家等対策計画」に基づき適正な空家管理を進めていくほか、危険な空家等の放置を避けるため「八峰町安全安心なまちづくり推進事業」に取り組んでまいります。

次に、学校教育関係について申し上げます。

子ども園については、職員の確保・育成を図り、幼児保育の充実に努め、保育料については、3歳以上の園児については全額免除を、3歳未満の園児については半額免除を継続してまいります。

また、給食については、新たに3歳以上児へ主食を提供し、完全給食を実施いたします。

学校関係については、発達障がい等自立困難な子どもたち一人一人が生活及び学習し、その持てる力を高めて、自立するために必要な指導や支援を行うため、「特別支援教育支援員」を必要に応じた配置に努めてまいります。

町の単独事業で実施している奨学金貸与事業については、奨学金を償還している人が町内に住んで就労する場合、返還金を全額免除する助成制度を継続してまいります。

次に、生涯学習関係について申し上げます。

町民一人一人の生涯を通じた学習を支援するため、「家庭教育の充実」、「社会教育の充実」、「生涯学習の促進」、「芸術・文化活動の振興と伝統文化・芸能の保存と継承」、「スポーツ・レクリエーション活動の充実」といった5つの基本方針に基づき、地域未来塾、図書室運営、ことぶき大学、町文化祭や各種スポーツ大会等の事業を実施してまいります。

次に、給食センター関係について申し上げます。

調理機材の経年劣化に伴い、真空冷却機及び炊飯器を更新し、安心・安全な給食の提供に努めてまいります。

次に、災害復旧関係について申し上げます。

昨年7月の豪雨災害により被災した箇所の復旧へ向けた工事発注を順次行い、町道・河川をはじめ、これまでどおり農業・林業が行えるよう、早期復旧に向けて事業を加速してまいります。

続いて、各特別会計の概要について申し上げます。

「八峰町国民健康保険事業勘定特別会計」については、被保険者数の減少から年々国税収が減少している一方、1人当たり給付費が増加していることから、被保険者の健康の保持・増進のため、引き続き、病気の重症化予防や健診の受診率向上に努めてまいります。

「八峰町介護保険事業勘定特別会計」については、令和6年度から令和9年度までとした「高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」に基づき、介護保険事業を円滑に実施するほか、介護予防と健康づくりの一体的実施や認知症高齢者の支援の推進、地域包括ケアシステムの推進に向け、取り組んでまいります。

「八峰町後期高齢者医療特別会計」については、被保険者から納付された保険料を秋田県後期高齢者医療広域連合に納付するためのもので、広域連合と連携しながら適切に処理してまいります。

「八峰町沢目財産区特別会計」については、工場用地、資材置き場用地のほか、風力発電関連用地の貸付を行うこととしております。

また、平成30年度「森林環境保全直接支援事業」により植栽を実施した水沢山2番については、下刈りを継続して行うほか、森林農地整備センターと白神森林組合と財産区の三者契約している、水沢山10番1の立木については売払いを行うこととしており

ます。

「八峰町営診療所特別会計」については、引き続き常勤の医師が診療に当たるとともに、医科歯科の医療体制の充実により、町民の皆様の健康維持・確保につなげてまいります。

次に、各企業会計の概要について申し上げます。

「八峰町簡易水道事業会計」については、八森地区で上の川橋の添架管新設と夕風団地周辺の配水管の布設替えを、また、浄水場への流入水量が不安定な沢目浄水場第2水源で導水管の布設替えを行い、水道水の安定供給を図るとともに、今後も、住民生活に不可欠な水道水を安全かつ安定的に供給するため、水道管理と施設の維持管理に努めてまいります。

「八峰町下水道事業会計」については、耐用年数を迎えるマンホールポンプ設備の故障が増加していることから、ストックマネジメントにより計画的な設備更新を進めることとしており、公共下水道施設において不具合が生じている高砂橋マンホールポンプ設備や損傷の激しいマンホール蓋の更新を行います。

また、各処理場のメンテナンス計画に基づき、八森浄化センター及び沢目浄化センターの水処理設備点検整備を行うほか、岩館漁業集落排水処理施設の機器更新を実施いたします。

「八峰町合併処理浄化槽事業」については、令和6年度から、これまでの特別会計から公営企業会計へ移行し、下水道事業会計と統合することとしており、今定例会に係る条例を提案しております。

なお、町が管理する市町村設置型の合併処理浄化槽は、個々の施設で法定検査を実施するほか、浄化槽を保守点検する中で清掃や汚泥処理などを行い、引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

以上、主要施策とその概要について申し上げましたが、予算執行に当たっては、厳しい財政事情を踏まえ、効果的かつ効率的な事務事業の推進を念頭に、町民の生活基盤や福祉の向上、地場産業の振興、町の経済や雇用の活性化などを促進してまいりたいと考えております。

議員の皆様や町民の皆様からの特段のご協力をお願い申し上げ、令和6年度予算編成方針の説明といたします。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。10時55分から再開をいたします。

午前 10 時 49 分 休 憩

午前 10 時 54 分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 4、議案第 7 号、八峰町課設置条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 議案第 7 号についてご説明いたします。

議案第 7 号、八峰町課設置条例等の一部を改正する条例制定について。

八峰町課設置条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 1 日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、住民サービスの向上と効率的な行政運営を行うため、課の変更等の条例改正をするものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

それでは、改正内容について詳しくご説明いたします。

1 段落目と 2 段落目は、「防災町民課」を新設し、総務課から消防、防災、交通安全、環境衛生、戸籍、住民基本台帳、証明書の発行等の業務を防災町民課へ移管するものでございます。

3 段落目と 4 段落目は、「財政課」を新設し、企画財政課から町財政に対する業務を財政課へ移管するとともに、「企画財政課」を「企画政策課」へ名称変更するものでございます。

6 段落目と 7 段落目は、産業振興課から漁業に関する業務を農林振興課へ移管するとともに、「産業振興課」を「商工観光課」に、「農林振興課」を「農林水産課」にそれぞれ名称変更するものでございます。

次の八峰町議会委員会条例につきましては、ただいまご説明申し上げました課の新設及び名称変更に伴う改正でございます。

なお、各常任委員会の所掌につきましては、変更はございません。

施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日からとしております。

なお、新旧対照表を提出しておりますので、改正文と併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。
9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 企画財政課から企画政策課に変更するということですが、政策を実行するには企画をして政策を進めていく。政策を行うためには企画をしなければいけない。これは何か一つのような感じがするんですね。それで、財政をこの名前から、名称から抜かしたと。私は今までのようにですね、企画財政でよかったのではないかと。一番これから大切な大事な財政をですね、この課の名称からなくするということがどうも納得がいかないといいますかね。わざわざ企画財政から企画政策に変更する必要もなかったのではないかとこのように思います。町長いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 今回、財政課を単独でやるといったところでございますけれども、それは非常に町の財政が厳しい状況にあるといったところをご理解いただきたいと思います。その上で今回、企画政策と財政を分けたんですけれども、今のままですと、やはり企画の方も事業を持ってまして、その査定を同じ課長がやるというのはいささかやはり厳しいものがあるだろうと。やはり自分の課ですので、そこはちょっと甘えてしまうのではないかと、そういったところを私も見て取れました。そういった意味で、どうしても財政を単独にしたいと、そういう思いから今回2つの課を分けたといったところでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） まず一つ、これからかなり財源等の問題でいろいろ絞っていかねばならない町政運営だと思うわけですがね、そのためにはやはり何というか、職員が一番この町の経済というか運営的なものを分かっている、そういう課長同士がですね、おのおのの担当している課題を持ち寄って、どうしていくべきかというふうなことを協議して進め、まあそれを判断するのは最終的に町長なるわけですが、そういうふうな横断的な役場運営であるべきだと私は思ってるわけですが、まあ前町長はそういうことを要らんとしたことはありますけども、私はやっぱり課長クラスがそういうふうになってもらわないと駄目だというふうに思ってるわけですが、そういった中で、この今までの課を再編してこれをやるということの一つ目的とですね、それから、

この課が増えることによつての課長クラスが増えるということの2点、ひとつどういう見解なのかということをお教えください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 私、就任して約1年ちょっととなりますけれども、その時から非常に、この組織は縦割がこう厳しいというか、縦割、あまり横のつながりがないなというふうに感じておりました。そういったところですね、課長さんだけでなく、担当者もですね、もう少し横のつながりを大事にしようというような意識がだんだん芽生えてきているところでございます。今回、課名で改めるところでございましてけれども、そういった影響も今後期待しているところでございます。

また、課長職が一つ増えるといったところでございましてけれども、先ほど申し上げましたように、どうしても財政課を独立させたいという思いがありますので、そういったところをご理解いただきたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私もちょうとこう心配するのは、令和5年の職員は一覧表見れば99人。それに会計年度職員が加わって百何人くらいでしょうか。この庁舎を造る時は、こんなに人数が多いことを想定してなかったんじゃないかなと思うんですけれども、私が心配するのは、今、こう庁舎を見てると、課によってはすごくこう過密な配置になって、本当に狭い中で書類を広げるのにすごい苦勞してるなという課が目についたりして、精神衛生的に職員が大丈夫かなっていう、過密になり過ぎて、そういうところを心配してます。その点、配置とか、まあ課長が増えることによつて机が増えたり、過密にならないか、そういう点についてちょっと考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えをいたします。

配置が過密にならないかというようなご指摘かと思いますが、合併当初、職員120名を超えておりました。ここから定員適正化計画に基づいて採用抑制しながら、ここまで減らしてきたわけでございます。その意味で言いますと、職員をですね添削、配置したりすることによつて、もちろんですね従前のスペースのまま机だけ増やすということをするれば過密になるかもしれませんが、そこはですね隣の課とのスペースの調整ですとか、そういったものを図ることによつて十分配置可能というふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第8号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 議案第8号についてご説明いたします。

議案第8号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、関係条例の整備等のため、条例改正するものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

それでは、改正内容について詳しくご説明いたします。

このたびの法律改正により、原則として全ての歳入等の収納事務を私人に委託することができる指定公金事務取扱者制度が創設されました。法律に条文が追加されたことにより、条例中の参照条文に条ずれが生じました。「第243条の2の2」が「第243条の2の8」となります。これを整理するため、関係する八峰町監査委員条例及び八峰町簡易水道事業の設置等に関する条例を改正するものでございます。

なお、第1条、3行目につきましては、例月出納検査の日を「毎月10日」から「毎月20日」に改めるものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日からとしております。

なお、新旧対照表を提出しておりますので、改正文と併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第9号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 議案第9号についてご説明いたします。

議案第9号、八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、秋田県職員との人事交流及び秋田県教育委員会教職員の派遣受入れに伴い、関係規定を整備するため、条例改正するものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

それでは、改正内容について詳しくご説明いたします。

第3条は、秋田県教育委員会での派遣受入れにより、県条例を準用して教育職給料表別表3の追加及び級別標準職務表別表第4の教育職分を追加するものでございます。

第5条の2は、管理職手当の支給額について、人事交流等により新たに町条例の適用を受けることになった派遣職員について、従前の手当額を現給保障するため、別途規則で定める額とするものでございます。

第15条は、秋田県教育委員会での派遣受入れにより、秋田県一般職の職員の給与に関する条例を準用して教育職給料表を適用する職員を対象とした職務加算割合を規定するものでございます。

別表第1の備考及び別表第2の備考は、教育職給料表を追加することに伴い、給料表の適用範囲を明確化を図るための文言の追加でございます。

施行期日は、令和6年4月1日からとしております。

なお、新旧対照表を提出しておりますので、改正文と併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第9号について質疑を行います。質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） こんだけの整備をするということは、具体的に今年度、県職員の受入れという考えはあるんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 山本議員のご質問にお答えします。

県職員との人事交流ですけれども、町職員と県の職員を交流させると、そんな考えがございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） いや、4月から正式に交流があるのかどうかっていうこと。計画があるかどうかということを探ねています。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） ええ、4月以降、そういった交流をしたいというふうに考えてます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第10号、八峰町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 議案第10号についてご説明いたします。

議案第10号、八峰町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、地方自治法改正により、令和6年度からパートタイム会計年度任用職員について勤勉手当の支給が法律上可能となり、併せて国からは対象となる職員に適切に勤勉手当を支給すべきことが通知されました。以上の改正により、条例へ勤勉手当支給の規定の追加について、条例改正するものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

第2条は、給与の種類に勤勉手当を追加するものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日からとしております。

なお、新旧対照表を提出しておりますので、改正文と併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第10号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第11号、八峰町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 議案第11号についてご説明いたします。

議案第11号、八峰町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、地方自治法の改正により、令和6年度からパートタイム会計年度任用職員について勤勉手当の支給が法律上可能となり、併せて国からは令和6年度から対象となる職員に適切に勤勉手当を支給すべきことが通知されました。また、国の非常勤職員の給与改定の取扱いの見直しを受けて、国から会計年度任用職員の給与について、常勤職員の給与改定の取扱いに準じて改定することを基本とするよう要請が出されております。以上の改正により、条例への勤勉手当支給の規定の追加及び常勤職員の給与改定の取扱いに準じて改定する規定の追加について、条例改正するものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

それでは、改正内容について詳しくご説明いたします。

第2条は、給与の種類に勤勉手当を追加するものでございます。

第13条の2は、フルタイム会計年度任用職員を勤勉手当の支給対象とするものでございます。

第23条は、地域手当等支給していない手当に関する規定を整理するものでございます。

第23条の2は、パートタイム会計年度任用職員を勤勉手当の支給対象とするものでございます。

第31条は、一般常勤職員の給料表、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当の改正を遡及して実施した場合、原則として会計年度任用職員も同様に合わせて遡及して改定を実施するよう改めるものでございます。

本則、附則の改正、附則中、第3項、第4項を削るについてであります。附則第3項及び第4項は、一般職の職員の給料表、手当率の改正を実施した場合、会計年度任用職員は施行の日の属する年度の翌年度の4月1日から適用する規定でありました。これを削除し、一般職の職員と同時期に適用するよう改めるものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日からとしております。

なお、新旧対照表を提出しておりますので、改正文と併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第11号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり

可決されました。

日程第9、議案第12号、八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 議案第12号についてご説明いたします。

議案第12号、八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、地方自治法の改正により、令和6年度からパートタイム会計年度任用職員について勤勉手当の支給が法律上可能となり、併せて国からは令和6年度から対象となる職員に適切に勤勉手当を支給すべきことが通知されました。現在、当該条例においては、育児休業している職員に係る勤勉手当の支給対象から会計年度任用職員を除外しておりますが、これを改め、育児休業している職員に係る勤勉手当の支給対象に会計年度任用職員を含める必要があるため、当該条例を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

第7条第2項は、原則として、給与条例第16条第1項に規定するそれぞれの基準日に、育児休業している職員のうち基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る基準勤勉手当を支給するため、除外規定を削除するのでございます。

施行期日は、令和6年4月1日からとしております。

なお、新旧対照表を提出しておりますので、改正文と併せてご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第12号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 会計年度職員が育児休業を取る場合、6か月間、フルタイム会計年度職員についてということですが、会計年度ですので1年、1年で更新されるわけですが、1年、途中、1年の途中で出産するということは、なかなか例が

ないというか、難しいってというか、採用される時に妊娠6か月くらいで、それから4か月して出産して育児休業を取るっていうそういうシステムが、本当にいいんですけれども、実際それを町で保障できるか。実際、産後、育児休業を取るようなシステムが本当に取られるのか。これ、私、是非やってほしいんですけれども、大変難しい、会計年度職員ってのは1年、1年ですので、できればね、会計年度職員っていうのも2年か3年が本当は理想で、それだったら育児休業も取れると思うんですけれども、まあ更新する場合、そういう方も採用されますよね。お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

まず、この条例の対象になるのは、フルタイムだけではなくパートタイムの会計年度任用職員も対象になります。

質問の、この会計年度で勤めている職員が育児休業をとることについての現実的な取扱いという趣旨のご質問かと思いますが、あくまでも会計年度で任用されている中で、まあ想定される場合は、任用が開始されてすぐ妊娠期に入られて、年度中に例えば出産に入ると。出産をした後、すぐ育児休業に入るというようなことも想定されると思いますが、年度を越えて採用されることが決まっておきませんので、この段階で。実際に例えば会計年度任用職員の任用の必要がなくなった場合は、年度限りで任期満了で退職ということで、育児休業の途中で退職になることも考えられるかと思いますが、逆に任期を継続して更新して勤められる方の場合は、引き続き新たな任期についても育児休業の取得期間に入るというような形になりますので、運用は適切にされますし、適用になるものと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第13号、八峰町奨学基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山内学校教育課長。

○学校教育課長（山内 章君） それでは、議案第13号についてご説明いたします。

議案第13号、八峰町奨学基金条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町奨学基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由でございます。債券運用等による積立額増加の見込みに伴い、積立額及び処分の規定について追加変更するためのものであります。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

それでは、議案第13号についてご説明いたします。

今回の改正に至る背景については、現在、基金の積立残高が1億9,000万円以上となっているため、本条例に準じていないことから一部を改正するものであります。また、令和5年12月に策定された八峰町公金管理運用方針及び八峰町債券運用基準に従い基金を管理していくことで、今後基金の運用益増加が見込まれることから、自主財源が乏しい本町の財政状況において、こうして確保した自主財源については必要な事業へ活用し、持続可能な財政運営を図る必要があることから改正するものであります。

主な改正内容についてご説明いたします。

1つ目は、第3条中「以内」を削り、寄付金のふの字を修正し、同条に次の2項を加えるものであります。

2 必要があるときは、予算の定めるところにより、基金に追加して積立てすることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立て相当額増加するものとする。

2つ目は、第7条中「預金債権との相殺のために地方債の償還その他の借入債務の返済の財源に充てる場合に限り、処分することができる」を「次の各号のいずれかに該当

する場合に限り、これを処分することができる」に改め、同条に次の各号を加えるものであります。

（１）八峰町就学援助費支給要綱における就学援助費の財源に充てるとき。

このことについては、目的が経済的理由によって就学に必要な経費を支給する奨学基金条例の目的が類似しているため、加えたものであります。

（２）預金債権との相殺のために地方債の償還その他借入れ債務の返済の財源に充てるとき。

このことについては、定型句により加えたものであります。

次に、第７条に次の１項を加えるものであります。

２ 基金の額は、前項の規定により処分をしたときは、処分額相当額を減少するものとする。ただし、減少後の基金の額は、第３条第１項に規定する額を下回ってはならない。

施行日は、条例公布の日からとなります。

なお、新旧対照表をタブレットに提出してありますので、改正文と併せてご確認願います。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認してくださるよう、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第13号について質疑を行います。質疑ありませんか。９番須藤正人君。

○９番（須藤正人君） この３ですね、前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立て相当額増加するものとする。当たり前じゃないですか。こういうもの入れないと、これいつ、18年。積立てしたら、その分積立てされるのは当たり前で、こういうもの載せないと駄目なんでしょうね。これ載せる載せないで、どんな変化がありますかね。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの９番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） ただいまの須藤議員のご質問にお答えいたします。

確かに、ここの第３条の第３項の規定でございますけれども、前項の第２項を受けると確かに当たり前のこととなりますが、条例の作り込みとしまして、当たり前のことはありますけれども、こういった文言を記載した方がよいというふうに判断したもので

ございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 第7条のところの、説明資料の方なんですけども（1）、就学援助の援助費なんですけれども、古い話で私もちょっとその後変わってるのかあれなんですけれども、就学援助は小泉内閣の三位一体の改革の中で全て交付金の中に含まれて、ちょっと何がどう入ったか分からないような状態の中でも交付金に含まれるっていうふうなちょっと認識がかなり前にあったんですけれども、それがどうなのかということと、それから、この奨学基金は、そんなに豊富でないと言いながら、基金が豊富でないと言いながら就学援助に充てるっていうことであれば、これはかなりの金額になると思うんです。就学援助を受けてる人が全国で非常に多いし、この八峰町でも多いと思うんですけれども。これに充ててもしお金がなくなったら、就学援助対象ならないということになるんでないですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

まずはじめに、就学援助資金ですけれども、こちらの方、まず国の方のものじゃないかというお話がありますけれども、こちらの方の規定につきましては、要保護、要するに生活保護の対象者については、国庫補助の財源として2分の1補助するというものがあります。準要保護については、2005年度のいわゆる三位一体の改革の際に一般財源化された普通交付税の方に措置されるということで、現状につきましては、各市町村が単独で実施しているというのが現状であります。ですので、こういったものを町の方としましては継続的に行っていくためには、ここの基金で生まれた資金を有効に活用していくとした方が子育て支援としてよいというふうに判断しまして、今回このような条例といたしました。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） この寄付のふの字を変えるということですか。これ、意味は違うんですか。

あとそれと、債券の運用益云々の話がありましたけども、今まで運用益というのは出てたんでしょうか。で、出た場合、それをどのように活用されますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。高杉

企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） ただいまの奈良議員のご質問にお答えします。

寄附のふの字につきましては、この奨学基金条例のふの字が普通の「付」になってまして、ふるさと納税だとかほかの一般寄附金の方が全て、今こちらの改正した方の「附」になっておりますので、そちらの方と合わせた形で改正しております。

また、基金の運用益がどうしていましたかということであつたんですけれども、これまでであれば、普通、基金である程度余裕がある限りであると銀行さんの方に定期預金として積立てしておりました。それから得た運用益というのは、そのまま基金に積立てているという現状でございました。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 反対をいたします。

先ほど課長も言われたとおり、やはり三位一体の改革の時に準要保護世帯というのは交付金の中に含まれてきていると思っております。それでですね、この奨学金というのも町のあれで、まあ町内に就職した場合は免除するとか、これから免除規定がこうかなり強く求められるものになってきていると思います。それをですね、もう基金がなくなったから就学援助できない、こういうことでは困ります。子育て支援の立場から、これは一般会計から出るのが当然だと思いますので反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第14号、八峰町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第14号についてご説明いたします。

議案第14号、八峰町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。合併処理浄化槽事業に地方公営企業法を一部適用するため及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、関係条例の整備等の必要があるためです。

次のページをご覧ください。条例の改正文です。

今回の改正は、先ほど提案理由でも説明しましたが、今まで特別会計で経理していた合併処理浄化槽事業を特環や農集、漁集と同様、地方公営企業法の財務規定を適用させ、令和6年度から企業会計で経理するための改正と、先ほど議案第8号で説明のありました地方自治法の一部改正に伴い、条例の規定に条ずれが発生したため、関係箇所を改正するものとなっております。

改正の内容については、タブレットの方に掲載している新旧対照表で説明いたしますので、そちらの方をご覧ください。

第1条、下水道事業の設置で、3行目左側、現行では「農業集落排水事業及び漁業集落排水事業」とあるのを、右側、改正後は合併処理浄化槽事業を追加するため、「農業集落排水事業、漁業集落排水事業及び合併処理浄化槽事業」と改正するものです。

また、第3条、経営の基本の第3項についても、第1条と同様の改正となっております。

次に、第5条、議会の同意を要する賠償責任の免除については、地方自治法の一部改正に伴い、「243条の2の2第8項」を「243条の2の8第8項」に改正するものです。

別表2は、別記1のとおり追加される合併処理浄化槽事業の経営の規模を、3ページ表の最後に追加する改正となっております。

附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願い

いいいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第14号について質疑を行います。質疑ありませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） ちょっと教えてください。合併処理浄化槽、個人設置している人もあるんじゃないでしょうか。そういう人もこういう企業会計に組み込まれるんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 合併処理浄化槽については、市町村設置型の22個について、ただいま維持管理してますので、こちらの方について対象となるもので、個人設置型については対象としておりません。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第15号、八峰町特別会計条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第15号についてご説明いたします。

議案第15号、八峰町特別会計条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町特別会計条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。八峰町合併処理浄化槽事業特別会計について、地方公営企業法の財務規定等を適用し、企業会計へ移行させることに伴い、特別会計を廃止するものです。

次のページをご覧ください。条例の改正文です。

八峰町特別会計条例の一部を改正する条例。

今回の改正は、議案第14号で合併処理浄化槽事業の会計処理を企業会計に移行させたことに伴い、第1条第3号の合併処理浄化槽事業特別会計の規定を削るものです。

なお、タブレットに新旧対照表を掲載しておりますので、参考願います。

附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行します。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第15号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第16号、八峰町営診療所設置条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第16号についてご説明いたします。

議案第16号、八峰町営診療所設置条例等の一部を改正する条例制定について。

八峰町営診療所設置条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、八峰町営診療所埴川分院の廃止に伴い、関係条例を一括改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

はじめに、八峰町営診療所設置条例の一部改正については、埴川分院の廃止に伴い、第3条、名称及び位置の条文表中、埴川分院の名称と位置を削り、第9条、事務分掌の第12号中に字句を加える改正でございます。

次の八峰町健康センター等施設条例の一部改正は、同じく埴川分院の廃止に伴い、第3条、施設及び第4条、管理運営の条文を削除するものでございます。

なお、どちらの改正条例も、施行期日は、令和6年4月1日からでございます。

新旧対照表の最終の後ろのページにですね、施設の位置図と現況の写真も追加しておりますので、ご覧いただければと思います。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第16号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第17号、八峰町ハタハタ館条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山本産業振興課長。

○産業振興課長（山本 望君） 議案第17号についてご説明いたします。

議案第17号、八峰町ハタハタ館条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町ハタハタ館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 1 日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。物価及びエネルギー価格の高騰に対応するため、ハタハタ館の利用料金を改定するものです。

次のページをご覧ください。改正文となります。

別表第 1 の改正につきましては、入浴料について、一般を 1 人「500 円」から「700 円」に増額し、一般よりも低額となる区分を「小中学生」から「小学生」とするもので、この改正により中学生は一般の同様の取扱いとなります。

別表第 2 の改正につきましては、休憩室の使用料を改正するもので、一般の金額を 500 円とするほか、こちらも同様に中学生を一般と同様の取扱いとする改正となっております。

現在、ハタハタ館は指定管理者が運営しており、指定管理者の場合、条例の金額は全て上限であり、その範囲内で料金を設定するものとなっております。

附則として、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

タブレットの方に新旧対照表などの資料を提示しておりますので、ご確認ください。

説明は以上です。何とぞご審議いただき、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） 質疑を行う前に、私、ただいま日程を第12と申し上げたようでございますが、日程第14の誤りでございましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

これより議案第17号について質疑を行います。質疑ありませんか。8 番見上政子さん。

○8 番（見上政子さん） 町民に聞いてみますと、もしかして500円から700円になるよって言えば、えーってびっくりです。それで、まあ近隣の施設と調整してと言われますけれども、近隣が上げれば上げるというこの何ていうか、自分たちの主体性がないというか、何で上げなくちゃいけないのか、その説明もなく、その近隣が上がったからうちの方も上げるというそういう中身は、まあいろいろ赤字で大変だというのは分かりますけれども、これを町民に転嫁するという、これは町民の交流の場であったり、それから福祉の場であるということに反すると思います。

それで、まあ3階の方にタイムカプセルよりも少し立派なものができますけれども、ということですが、その3階というのは、どういうあれであったのかなど。何に使われ

ていたのかな。まあ宴会場がなくなるのではないかなという、こういう危惧があります。まあ私が間違ったら指摘してください。

で、同じところに体験センターもあるんですけども、前々から言われてましたけれども、体験センターのところにもシャワーが、個室にシャワーが必要でないかっていうことで、体験センターも非常に安いのですので、まあ空いてる時は使えるということであれば、非常にこれがダブるといえるのか、金額が安くて泊まれるということだけが目的のようには思えてなりません。いま一度説明をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、今の提案されている内容は、料金の改定等のあれでありますし、ただいま話されておったタイムカプセルというようにお話されておりますが、カプセルホテルの誤りだと思いますので。

それでは、ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。山本産業振興課長。

○産業振興課長（山本 望君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

まずはじめの値上げは必要かというところの質問かと思われます。物価・エネルギー価格の高騰により、その経費を利用料や商品価格に転嫁することが一般的だと考えております。第三セクターといえども入浴料の値上げの方は今後必要になると考えておりますので、ご理解の方をよろしくお願いいたします。

2点目の3階の部分につきましては、現在、会議室や宿泊者の朝ご飯とかで利用されていると理解しております。

体験センターの利用につきましては、私の口から、ここで回答できるかちょっと分からないですけども、回答できる範囲で言えば、この後、再構築、御所の台エリアの再構築構想等がございますので、その中で検討させていただきたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 700円というのは、近隣と合わせて、それが700円なるのか600円なるのか。近隣が600円だったら600円にするのか。その辺のところと、それから、これを決めてしまえば、いつでもあとハタハタ館の方では通ったからということですから上げる可能性はありますよね。近隣の調整ということが、どういうふうと考えての近隣の調整なのか。それと、もっと町民に利用しやすいような、やっぱり福祉の立場から何らかの形で町民が利用できるようなもの、私も全協で話しましたがけれども、高齢者の回数券とか、それから65歳以上の会員、町民に会員になってもらって特別な待遇をする

とか、そういうこともなしにこれが上がったということについては、大変、私は心配しております。

○議長（皆川鉄也君） 答弁求めますか。心配してることは分かるんですが、答弁必要なんですか。

○8番（見上政子さん） はい、お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。山本産業振興課長。

○産業振興課長（山本 望君） ただいまのご質問にお答えします。

まず値上げするタイミングのところですけども、ハタハタ館の方で近隣の類似温泉施設と協議した上で、さらに、料金を上げるとなれば町の方の承認も必要となりますので、勝手にハタハタ館が値上げするわけではございませんので、ご理解願いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 反対をいたします。

先ほど課長は、値上げする時はまた議会に諮られるということであれば、その時に条例改正すればいいのであって、そんな、どうなるのか近隣を見ながら、今から条例、最高限度額に上げるっていうことでは、ちょっと町民は納得いたしません。それから反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 全協で説明したようにですね、実質値上げするとすると議会にも相談をしたいということをはっきり明言しておりましたし、それから、年間パスポート、回数券、これは上げないということもはっきり話をしておりました。そういうことからですね、条例でこういうふうに設定しておいた、おけば、まあ近隣のそういう施設が上げた場合には、八峰町もその時対応しやすいということでこういう設定をしておいて、いつ上げるか、何ぼにするかというのは、600円、550円、いろいろあると思うんです。これはもう当たり前のことで、私は賛成をしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。午後1時より再開をいたします。よろしくお願いいたします。

午前 11時59分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） すみません。先ほど午前中に可決いただきました議案第10号でございますが、議案のタイトルに誤りがございました。議案の方の表示が「八峰町技能労務職員の給与の種類及び費用弁償に関する条例」となっておりますが、正しくは「八峰町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例」でございました。

なお、同じく掲載しております改め文に関しては正しい表示となっておりますので、議案の文言の訂正をお願いいたします。大変申し訳ございません。

○議長（皆川鉄也君） 引き続き、日程第15、議案第18号、八峰町営住宅設置条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第18号についてご説明いたします。

議案第18号、八峰町営住宅設置条例等の一部を改正する条例制定について。

八峰町営住宅設置条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。町営住宅の一部を用途廃止するとともに地域活性化住宅へ移行するため、関係条例を一括改正するものです。

次のページをご覧ください。条例の改正文です。

八峰町営住宅設置条例等の一部を改正する条例。

今回の条例は、提案理由でも述べましたように、町営住宅の一部を用途廃止するとともに地域活性化住宅へ移行するためのもので、改正の内容については、タブレットの新旧対照表で説明したいと思います。

資料 1 枚目は、八峰町営住宅設置条例の新旧対照表です。今回は、かもめ団地で 10 戸、木造住宅の耐用年数である 30 年を経過しますので、町営住宅設置条例から削り、地域活性化住宅設置条例へ移行するものです。そのため、町営住宅の総戸数は 70 戸から 60 戸となります。

次のページに移ります。

資料 2 ページ目は、八峰町地域活性化住宅設置条例の新旧対照表です。こちらは、かもめ団地の 10 戸が町営住宅から地域活性化住宅に移行されますので、かもめ団地の戸数が 10 戸増えて 16 戸となります。

今回の改正で地域活性化住宅の総戸数は 23 戸から 33 戸となり、今後町営住宅は、令和 7 年度以降、毎年度地域活性化住宅へ移行され、令和 16 年末には 93 戸全てが地域活性化住宅になる予定です。

附則として、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第 18 号について質疑を行います。質疑ありませんか。8 番見上政子さん。

○8 番（見上政子さん） 30 年経過してるということで、地域活性化住宅の方に移行するということですが、令和 10 年、令和 13 年、令和 16 年には町営住宅がゼロになるということで、そういう見通しを立てておられるのかなと。町営住宅というのは、低所得者の人たちが困窮して入れるように、また、条例の中でも減額免除とかいろんな免除制度がありますが、これがもう町営住宅が将来にはなくなって条例もなくなるというこういう想定なんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの 8 番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

令和 16 年末には、おっしゃったとおり町営住宅がなくなり、全て地域活性化住宅に

なるということですが、今後、町では町営住宅を増やす予定は今のところないわけでありますので、いずれ町営住宅がなくなるということで、地域活性化住宅の方は町営住宅より入居、収入の条件が緩和されてますので、そちらの方を充てていただきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 今の将来的には町営住宅がなくなるという状況の中で、将来的に売り渡しというか、販売するような考え方はないのでしょうか。そうすることによって町の負担も減るわけですし、その財源をもってですね新たな町営住宅なり、そういう施設が新たに造れる可能性が出てくるわけなので、そういうふうな考え方はないのかどうかお尋ねします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 山本議員のご質問にお答えします。

住宅の譲渡ということですが、現時点で譲渡についての計画というものはない状態です。ただ、公営住宅の縛りがないというふうなものもありますので、まあ譲渡も一つの選択肢として考えられるのではないかなというふうには捉えています。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） これによって二十何戸ですか、今現状でなるわけですが、活性化住宅になるわけですが、以前からある活性化住宅、これが年度を追っていけば全部活性化住宅なるわけですが、やはり老朽化がね、それに伴って非常に進んでいくと思うんですよ。現状でどうなんですか。現状のその住宅の状況というのは、具体的に分かったら教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの6番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまの菊地議員のご質問にお答えします。

住宅の現在の状況ということですが、水回り関係、ボイラーとかIHとか結構年間の修理費も嵩んでおりますし、外壁等についても住民の方から問い合わせはあるということです。今年度ですが、観海団地とかもめ団地の方で住宅の改修工事を行いました。令和6年度はちょっと予定はされてないんですが、これから財源等いろいろ考えながら、改修が必要であれば改修していきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 反対討論を行います。

結局、住宅が全て地域活性化住宅になってしまうということで、これからもう町営住宅を建てる見込みがない、町営住宅がゼロになるということになればですね、本当に住宅困窮してる人たちが住宅を今すぐ必要な場合、活性化住宅にも入れる見込みのない低所得者に対する救いの手がなくなってしまう。これから何棟でもそのために建てる見通しがあるのであれば賛成ですけれども、ないということですので反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 賛成討論を行います。

町営住宅であればですね、一家の一家族の、例えば一家族で何人か働いている。その年収によって家賃が決められてくるということで、働いてる人がその家族で多くなれば多くなるほど家賃がこう高騰してくるということで、非常にそこに住みづらい、そういう家族がいっぱいおりました。で、他の町に移った人もおります。ですが、この地域活性化住宅になりますと、家賃が安く設定されております。ですから、弱者の人には非常に有利な住宅になりますので、今、見上さん反対討論申し上げましたけれども、これとは全く私は別だと思えます。弱者の人方が非常に有利になる地域活性化住宅、これからどんどん進めていっていただきたい。賛成します。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第19号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第19号についてご説明いたします。

議案第19号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、第9期介護保険事業計画により保険料率設定期間を改める必要があるほか、普通徴収の納期を現行の年6回から年8回に改めるものでございます。また、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、条例の一部改正を併せて行うものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文でございます。

改正する条文は、第2条、保険料率から第4条、賦課期日後において第1号被保険者の資格取得喪失等があった場合の規定を改めるものです。

改正内容については、説明資料にてご説明いたしますので、別添説明資料をお願いいたします。

はじめに、第9期介護保険事業計画では、第1号被保険者の保険料について介護保険法施行例の改正に伴い、13段階の所得水準に応じて保険料設定を行うことといたします。令和6年度から8年度までの保険料基準額となる第5段階保険料、表中中段、黄色の網掛けの8万1,600円につきましては、前回事業計画と同額で据え置くことといたしました。このたびの条例改正、第2条、保険料率については、同じく施行令の改正に伴い、所得階層第1段階から第3段階のそれぞれの基準額に対する割合が改正され、それぞれの年額保険料を3万7,120円、5万5,890円、5万6,300円に改めます。併せて、同じく施行令の改正により、新たに所得階層第10段階から13段階を加えるもので、年額保険料をそれぞれ15万5,040円、17万1,360円、18万7,680円、19万5,840円といたします。

なお、同じく施行令の改正によるただし書きにて、表の下の方になりますけども、第1段階から第3段階までの低所得者の保険料低減強化により、それぞれの保険料を令和6年度から8年度まで軽減措置を行います。

次に、第3条、普通徴収に係る納期については、資料の下段となります。保険料の所得段階が4つ追加されたことに対し、被保険者の負担の平準化を図る観点から、現行

の後期高齢者医療保険などの納期と同様に２期追加し、普通徴収納期を８期に改めるものでございます。

なお、第４条は、同じく施行令の改正により関連事項の字句を改めるものでございます。

この条例の施行期日は、令和６年４月１日からとし、改正後の第４条の規定は、令和６年度分の保険料から適用し、令和５年度以前の保険料については、従前のものといたします。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第19号について質疑を行います。質疑ありませんか。８番見上政子さん。

○８番（見上政子さん） 普通徴収が６回から８回ということですが、普通徴収は１万5,000円未満の口座から引き落としできない人たちのことで理解してよろしいのでしょうか。普通徴収はどういう人たちが対象なのかということと、それから、１段階から３段階までの人たちが分かってたらどのくらいいるのか。それから、１０段階、高くなる人たちがどのくらいいるのか。分かってたら教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの８番議員の質問に対し、答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

普通徴収につきましては、ただいまご質問あったとおり、年金から引き切れない特別徴収以外の方を指します。ただし、65歳になった人、若しくは状況によって届け出がなかった人については、普通徴収になります。仮にイメージとしまして、この３月１日から65歳になった人は、要するに３月分から介護保険料が通常の40歳から64歳までの保険料で納付することに外れますので、普通徴収で納める形になります。

２つ目のご質問ですが、各階層段階につきましては、令和６年度の賦課期日後に確定するものですので、現段階では特に10段階以上、４つの段階が追加されたことによってこちらの例規で定めている所得区分も改正されておりますので、数字についてはお答えしかねます。

説明は以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第20号、八峰町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。工藤防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（工藤善美君） 議案第20号についてご説明いたします。

議案第20号、八峰町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由でございます。空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、本条例を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。条例の改正文です。

上位の法令であります空家特措法の改正で、第3条に国の責務が追加されたことに伴い、その後の条が繰り下げられたためでございます。

町の条例の内容が変更になるものではございません。

第7条第1項及び第2項中「法令第7条第1項」を「法令第8条第1項」に、10条も併せて改めております。

なお、新旧対照表を提出しておりますので、改正文と併せてご覧ください。

説明は以上でございます。何とぞご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第20号について質疑を行います。質疑ありません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第20号を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第21号、八峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山内学校教育課長。

○学校教育課長（山内 章君） 議案第21号についてご説明いたします。

議案第21号、八峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことにより所要の改正を行うものであります。

次ページをご覧ください。条例の改正文でございます。

それでは、議案第21号についてご説明いたします。

概要については、先ほど、法律改正に伴う一部改正をするものであり、先ほどの提案理由の内容のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

今回の改正は、法改正に伴う引用条項の条ずれの修正や表現の修正などによるもので

あります。

施行日につきましても、公布の日とします。

なお、新旧対照表をタブレットに掲示してありますので、改正文と併せてご確認願います。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認してくださるよう、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第21号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） ちょっとこう説明いくら読んでもちょっと理解に苦しみますので教えてもらいたいですけれども、特定利用教育施設、こういうのは今、八峰町には存在してますか。例えばどういうものがこれに当てはまるのか。あと、利用定員をはっきり、給付認定子どもの総数から利用定員ってはっきりしてますけど、面積は書いてません。就学前の子どもたちが何か特別な教育を受ける施設ということなのかどうなのか。ちょっとその辺、もう少し詳しく教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。山内学校教育課長。

○学校教育課長（山内 章君） ただいまの見上議員の質問にお答えします。

まず、特定教育・保育施設とはということなんですけれども、これについては、施設型給付、まあ施設の運営等に係る費用の補助を受けるために市町村から確認が行われた施設。実際、八峰町にはこういった施設がございません。例えば能代市であれば、能代市にある愛慈とか淳城とか、そういった形の民間でやってる施設なんですけども、そういった形が施設型給付の補助の対象になっておりますので、そういった施設を想定されます。ただ、八峰町には現在、公立の2園についてだけなので、民間等が入ってる施設はないので、これには該当しておりません。

で、続いてのもう一つあったな。続いて特定地域型保育事業ですかね。これも……

（「面積だ、面積」と呼ぶ者あり）

○学校教育課長（山内 章君） あ、面積。

（「基準面積ってあるか」と呼ぶ者あり）

○学校教育課長（山内 章君） ちょっと……

○8番（見上政子さん） 定員を定めるということになってますけども。定員と面積は。

○学校教育課長（山内 章君） これも、何だ……例えば特定地域型保育事業ということで特定地域型保育事業、こういったものであれば、例えば小規模保育事業であれば定員が6人から19人。あと家庭的保育事業であれば定員が1から5人。で、事業内保育事業であれば、特段定員はうたってなくて、地域の保育を必要とする子どもという形になってます。あともう一つ居宅訪問介護事業ということで、保育が必要とする子どもの居宅に直接行って行う事業でございますので、本町にはこういった施設はございません。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第22号、町道路線の認定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第22号についてご説明いたします。

議案第22号、町道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、町道路線を認定することについて、議会の議決を求めるものです。

1、町道路線の認定です。

認定する路線名は、蝦夷倉西線です。起点は、八峰町峰浜目名潟字下谷地99番地6。終点は、八峰町峰浜目名潟字蝦夷倉19番地1。延長は345.4m。最大幅員は8m。最小幅員は4.4mです。

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。蝦夷倉地区において新たに1路線を町道に認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

本路線は、国道101号と蝦夷倉地区を結ぶ路線で、以前より地元自治会から一部の区間で改良工事の要望が出されておりました。このたび、関係用地の調整が整ったことから改良工事を行うため、今回町道認定するものです。

認定予定の町道については、タブレットに資料を載せておりますので、参考願います。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第22号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第23号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内農林振興課長。

○農林振興課長（堀内和人君） 議案23号についてご説明いたします。

議案第23号、工事請負契約の締結について。

令和6年2月26日に指名競争入札に付した「農地・農業用施設災害復旧工事石川（寺立～熊沢出口）」について、下記のとおり請負契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

1. 契約の目的 農地・農業用施設災害復旧工事 石川（寺立～熊沢出口）
2. 契約金額です。5,054万5,000円。

3. 契約の相手方 秋田県山本郡八峰町峰浜塙字豊後長根141-1

株式会社 嶋田建設

代表取締役 太田治彦さんです。

4. 支出項目です。令和5年度一般会計

11款 災害復旧費

2項 農林水産業施設災害復旧費

2目 農地農業用施設災害復旧費

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためです。

内容としましては、7月の大雨で被災した石川地区の農地からの土砂上げ等の工事としております。災害査定箇所5か所を1工区にまとめ発注しております。

工事の箇所及び概要につきましては、タブレットに掲載しておりますので、ご確認願います。

なお、契約工期につきましては、3月29日までとしておりますが、現場の進捗状況を確認し、変更工期を決定することとしております。

説明は以上となります。ご審議いただき、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第23号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第24号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 議案第24号についてご説明いたします。

議案第24号、工事請負変更契約の締結について。

令和5年9月11日に指名競争入札に付した旧八森小学校解体工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

契約の目的 旧八森小学校解体工事

契約金額 変更前 6,974万円

変更後 8,135万8,200円

契約の相手方 秋田県山本郡八峰町八森宇和田表121

三商物産株式会社

代表取締役 鈴木恵子

支出項目 令和5年度一般会計

2款 総務費

1項 総務管理費

5目 財産管理費

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由は、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためでございます。

このたびの変更契約は、浄化槽、汚物槽、地下油タンクの撤去に当たり、設計に含まれていなかった汲み取り、消毒、洗浄の経費の追加、工事中に発覚した新たなアスベスト除去工の追加、産業廃棄物の数量精査及び整地工事の数量精査により1,161万8,200円の増となったものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第24号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第25号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第25号についてご説明いたします。

議案第25号、工事請負変更契約の締結について。

令和5年8月29日に指名競争入札に付し、令和5年10月4日請負変更契約を行った欄干橋橋梁補修工事について、下記のとおり改めて請負変更契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

1. 契約の目的 欄干橋橋梁補修工事
2. 契約金額 変更前 6,774万2,400円
変更後 6,905万9,100円
3. 契約の相手方 秋田県山本郡八峰町峰浜塙字豊後長根141-1
株式会社 嶋田建設
代表取締役 太田治彦
4. 支出項目 令和5年度一般会計
8款 土木費
2項 道路橋梁費
3目 橋梁維持費

令和5年度簡易水道事業会計

1 款 資本的支出

1 項 建設改良費

1 目 施設改良費

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するためです。

今回の変更契約の主な内容ですけれども、橋梁修繕工や橋梁現場塗装工などで、現場精査した結果、数量に変更が生じたため、一般会計分の橋梁補修工で96万5,800円、簡易水道事業会計分の配管布設替え工で35万900円、合わせて131万6,700円を増額するものです。

なお、会計ごとの契約金額の内訳については、タブレットの方に関係資料を載せてありますので、参考願います。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第25号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第26号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第26号についてご説明いたします。

議案第26号、工事請負変更契約の締結について。

令和6年1月22日に指名競争入札に付した「令和5年度発生災害復旧工事（1工区）」について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

1. 契約の目的 令和5年度発生災害復旧工事（1工区）
2. 契約金額 変更前 1億3,970万円
変更後 2億605万8,600円
3. 契約の相手方 秋田県山本郡八峰町八森字椿台136番地
伊藤栄建設株式会社
代表取締役 伊藤栄典
4. 支出項目 令和5年度八峰町一般会計
11款 災害復旧費
1項 公共土木施設災害復旧費
1目 公共土木施設災害復旧費

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀内満也

提案理由です。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を要するものです。

変更契約の内容については、タブレットの資料の方で説明したいと思います。

今回の変更契約は、昨年7月の大雨で被災した夏井沢川の災害復旧工事4工区と5工区を1工区に増嵩する変更契約となっております。4工区と5工区については、1月15日と29日の2回入札を行いましたが、いずれも技術者や作業員の確保が困難等のことから不調となりました。災害箇所が農地に隣接しており、復旧が急がれることや、国や県から事業実施期間は発生年度を含め3か年と指導されているため、既に夏井沢川の災害復旧工事を受注している業者に工事について相談したところ、伊藤栄建設株式会社から了解が得られたため、今回施工をお願いすることといたしました。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第26号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 復旧工事費の費用が予定価格よりも膨らんでということで資料に出されてますけれども、これは国の方の交付金も加算されるということなんですか。追加のものは町の持ち出しになるんですか。そこら辺を教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

もともと増嵩された工事については、4工区、5工区、単体で発注する予定でしたので、国の査定設計を受け、補助金の対象となっている工区です。ですから、変更契約で増嵩されたとしても、国の補助金は何ら変わらないということになっております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第27号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 議案第27号についてご説明いたします。

議案第27号、公の施設の指定管理者の指定について。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、別紙のとおり集会施設の指定管理者を指定する。

令和 6 年 3 月 1 日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由は、集会施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。

このたびの指定につきましては、生活改善センター等として岩子生活改善センターから外林地区集会施設まで10施設、コミュニティセンターとして中浜地区コミュニティセンターから大久保岱コミュニティセンターまで12施設、合わせて22施設について指定しようとするものでございます。

指定期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日までの 5 年間としております。

なお、八森地区コミュニティセンターにつきましては、現在の指定管理者である八森第一自治会より、会員の減少及び高齢化により維持管理費の捻出が困難になっており、来期の指定管理について慎重に検討したいと申し入れがありましたので、本議案には記載しておりません。自治会からは3月中にご報告をいただく予定となっておりますので、指定管理を受託していただけた場合は、本定例会への追加提案、若しくは3月31日付け専決処分に対応したいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第27号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第28号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内農林振興課長。

○農林振興課長（堀内和人君） 議案第28号についてご説明いたします。

議案第28号、公の施設の指定管理者の指定について。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、次のとおり八峰町産地直売施設「おらほの館」の指定管理者として指定する。

1. 指定管理者となる団体の所在地及び名称であります。八峰町峰浜沼田字ホンコ谷地147番地6 峰浜産地形成促進施設利用組合 組合長 福士正信さんです。

2. 指定の期間です。令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由でございます。八峰町産地直売施設「おらほの館」の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

説明は以上となります。何とぞご審議いただき、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第28号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第29号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山本産業振興課長。

○産業振興課長（山本 望君） 議案第29号についてご説明いたします。

議案第29号、公の施設の指定管理者の指定について。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、次のとおり八峰町ハタハタ館の指定管理者として指定する。

1. 指定管理者となる団体の所在地及び名称です。八峰町八森字御所の台51番地ハタハタの里観光事業株式会社 代表取締役 堀内満也。

2. 指定の期間でございます。令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間となります。

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。八峰町ハタハタ館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

ハタハタ館の指定管理につきましては、御所の台エリア再構築構想の推進、特に民間事業者との連携による今後の展開への影響を考慮し、第三セクターであるハタハタの里観光事業株式会社を指定管理者とするものです。

また、指定管理の期間につきましては、ハタハタの里観光事業株式会社の経営計画の期間が令和6年からの3年間であり、その期間に合わせることで、また、観光産業を取り巻く社会情勢の変化に素早く対応するため、3年間とするものでございます。

何とぞご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第29号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） ハタハタ館、今まで何回となくこの問題は出てきてますが、今まで、去年は空調、それから何でしたっけ、まあいろいろやった。で、施設については今年もですね予算的に中の改装等を行って、よりよい施設に変えようと、まあ今まで努力はしてきておるわけですが、いくら建物の中が充実したとしてもですね、やはりこの集客に対する魅力というものの部分において、非常に忸怩たるものがあります。その辺をですね、施設をよくしてもその部分を変えていかないと、ハタハタ館の運営自体が成り立っていかないのではないかと。まして、昨年ですか、今までの運営費4,000万円までね増額しておるわけですよ。今まではコロナ等でなかなか収入が上がらなかったという理由はあるにしてもですね、これからはそういうことがないわけですし、もう魅力

でしか集客は図れない。それに対する対応が全然伝わってこないわけですね。ですから、その辺の魅力ある施設となるような対応をですね、今後やっていけるのかどうかというところを見極めて、この観光株式会社をいつまでも管理者としてお願いしていくのかということについて、ちょっと町長の意見を聞きたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、魅力ある施設でなければ集客はできないというふうに私も考えております。そのため、町としてもこのたびモンベルとの連携協定もしましたし、モンベル製品をハタハタ館に置きたいというふうにも考えているところでございます。そしてまた、予算の方で提案しておりますけれども、やはりシングルルームがない、そういったところの需要も能代市山本郡は相当あるというふうに私も捉えておりますので、今回その改修の提案をしたところでございます。加えまして、ハタハタの里観光事業株式会社の方からは、3か年の改善計画も出されましたし、そしてまたスケジュール的には不透明感はありますけれども、御所の台エリアの再構築構想もございます。こういったことを総合的に勘案しながら、今回3年という年でですね、期間でですね、今回指定管理者をお願いしたいというふうに考えておりまして、そこあたりを提案したところでございます。その辺諸々ですね含めましてご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） ハタハタ館しか今のところ受けてくれる会社はないんだろうということで分かっておるわけですが、現実的にはですね引き受ける会社もあるわけですよ、世の中にはですね。ですからそういうことも選択肢に入れながらですね、いかにこの魅力を出させることをしていけるのかということ、やはりハタハタ館と町との協議というのはやっぱり必要なんではないかなと。でないと、いつまでたっても緊張感のないままにですね、職員を減らし、料理の質は、まあ質はっていうか、原価率を下げたって、よくなったとはいえるもののですね、逆にですよ、こんだけ人が動いてる時にこそ積極的な何だ、営業活動なり、そういうことも必要なんではないかなと。人を入れて例えばレストラン部門を充実するとかですね、そういうふうな魅力のある発信をしていかなければ、どこでも、よりほかのところよりもさらに魅力が低下するわけですね。そうい

うふうな考え方から出発しないとですね、私は成り立っていかないんじゃないかというふうに思うわけですよ。ですから、その辺の考え方を大胆に変えていくためには、我々町議会の理解を得ながらですね、そういうふうなことを協議していくべきではないかというふうに思いますが、その辺について町長の考えを聞かせてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） やはり幅広く意見を取り入れてですね、そのハタハタ館の経営に生かしていくというのは非常に大事なことだと私も思っております。毎年ですね町議会の教産建の方から意見をいただきまして、それをハタハタ館側が取り入れているというふうに私も認識しておりますし、今日ですね、こういった意見があったというところも町としてハタハタ館側に伝えていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、そのハタハタ館の経営をですね、しっかりとやっていけるように、町としてもしっかりとそういった指導をしていきたいというふうに考えているところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） やはりちょっとがっかりした感じがします。やっぱり町長とこのハタハタ館と、ちょっと兼業で行うっていうことは、今まで見た感じではかなり大変なことではないかと思います。で、今、道の駅エリア、これから今どういうふうになるのか私たちもまだ分かりませんが、そのできるだけまでの暫定期間、とりあえず町長が行うっていう、その後はそのエリアの中でまたほかの商工会の人たちも含めて代表取締役を決めるということであれば、まあ話は分かりますが、これだと何ら今までとは変わらない。町民の人たちはやっぱりレストランとかいろんな面で改善してほしいとかいろいろあるんですけども、そのエリアもまだはっきりしない中でこれ続けるというのは、ちょっと無理があると思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。

（「ちょっと休憩いいですか。質問がよく分からなかった」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午後 2時01分 休 憩

午後 2 時 0 2 分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 令和 9 年 3 月 31 日までの 3 か年が非常に長いというふうな意見だったというふうに私は捉えました。そういった中でですね、今回 3 年間に限ってですね経営改善計画が町の方に出されております。加えまして、先ほども言いましたけれども、新たな魅力発信ということでモンベル側との連携協定も進めたところでございますので、こういったところを総合的に考えまして、今回 3 年という期間で契約したいというふうに考えているところでございますので、そこあたり改めてご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第 29 号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 29 号は原案のとおり可決されました。

日程第 27、議案第 30 号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。山本産業振興課長。

○産業振興課長（山本 望君） 議案第 30 号についてご説明いたします。

議案第 30 号、公の施設の指定管理者の指定について。

八峰町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条の規定により、次のとおり八峰町ポンポコ山公園及び八峰町ポンポコ山公園パークセンターの指定管理者として指定する。

1. 指定管理者となる団体の所在地及び名称です。八峰町峰浜沼田字ホンコ谷地地内

特定非営利活動法人八峰町観光協会 会長 太田治彦。

２．指定の期間です。令和６年４月１日から令和11年３月31日まで。

令和６年３月１日提出

八峰町長 堀 内 満 也

提案理由です。八峰町ポンポコ山公園及び八峰町ポンポコ山公園パークセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

ポンポコ山公園及びポンポコ公園パークセンターの指定管理につきましては、これまでも八峰町観光協会で管理運営を行っておりますが、本年３月31日で期間が終了しますので、引き続き５年間の継続をお願いするものでございます。

何とぞご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第30号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） ちらっと聞いたんですが、局長が退任なるという話を聞いておるんですが、運営的には大丈夫なのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本産業振興課長。

○産業振興課長（山本 望君） ただいまの山本議員のご質問にお答えします。

現在、観光協会の事務局長である板谷さんが３月31日で退職するという話をこちらの方でも伺っております。その後任については、この後検討することになるとは思いますが、町の方でもできる限り支援してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。3時13分より再開いたします。あ、2時13分です。申し訳ございません。

午後 2時07分 休 憩

.....

午後 2時13分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第28、議案第31号、令和5年度八峰町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

当局の説明を求めます。田村副町長。

○副町長（田村 正君） 議案第31号、令和5年度八峰町一般会計補正予算（第10号）についてご説明いたします。

令和5年度八峰町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11億1,000万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億3,859万7,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条、継続費の変更につきましては……

（「副町長、今のちょっと間違っちゃってねえな。

11億って言わねがった。」と呼ぶ者あり）

○副町長（田村 正君） 11億ですよ。んだよね。

○議長（皆川鉄也君） ああ、引き続きの。

○副町長（田村 正君） いいすか。

○議長（皆川鉄也君） いいす、いいす。

○副町長（田村 正君） いいですか、はい。じゃあ、今のところもう一度。11億1,000万6,000円を減額すると。そして総額を91億3,859万7,000円とするものでございます。

それで、第2条の継続費の変更につきましては、「第2表 継続費補正」と。それか

ら、第3条、繰越明許費の追加につきましては、「第3表 繰越明許費補正」。それから、第4条の債務負担行為の追加、変更、廃止につきましては、「第4表の債務負担行為補正」。それから、第5条の地方債の変更及び廃止につきましては、「第5表の地方債補正」のとおりでございます。

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

それでは、4ページをお開きください。

第2表、継続費の変更でございます。森林境界明確化・資源解析事業の事業費確定に伴い、事業費総額と年割額を変更するものでございます。

次に、5ページをご覧ください。

第3表、繰越明許費補正でございますが、繰越明許費を追加するものでございまして、年度内に支出が終わらない見込みの事業費を追加してございます。

6ページをお開きください。

第4表、債務負担行為補正でございますが、まず追加分につきましては、4月1日に業務開始や支払いが発生するものを追加するものでございます。

7ページをお開きください。

債務負担行為の変更につきましては、2つの事業のどちらも利子補給の額が確定したことに伴う変更でございます。

また、廃止につきましては、あきた白神体験センターのバス更新事業が令和5年度で完了する見込みとなりました。今年度で補正予算措置をするために債務負担行為を廃止するものでございます。

8ページをお開きください。

第5表、地方債補正のうち、変更につきましては、各事業の起債額が確定、あるいは確定見込みとなったことに伴い変更するものでございます。

9ページをご覧ください。

地方債の廃止でございますが、町営住宅整備事業に起債を充当する予定でございましたが、維持修繕的な要素が大きいことから、起債対象としないこととしたために廃止するものでございます。

次に、歳入歳出の主な補正理由について、事項別明細書に基づいてご説明いたしますが、このたびの補正は、歳入歳出ともに事業の完了や事業費の確定見込みに伴う減額が

多数でございますので、この減額分につきましては説明を省略させていただきまして、主な追加内容についてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず歳入ですが、13ページから16ページまでは説明を省略させていただきまして、17ページ・18ページをお開きください。

中段に記載している18款寄附金についてご説明いたします。

2目総務費寄附金につきましては、企業版ふるさと納税寄附金で5社、5つの会社からの寄附でございます。

3目の教育費寄附金は、若狭敏春氏と金谷信榮氏の2人の方からの寄附金でございます。

4目の基金費寄附金は、観光振興基金への寄附金で、旧雄島花火実行委員会からの寄附金でございます。

19ページ・20ページをお開きください。

19款繰入金2項基金繰入金4目ふるさと八峰応援基金繰入金につきましては、あきた白神体験センターのバス更新事業に充当するため、繰り入れるものでございます。

続きまして歳出についてご説明いたします。23ページから30ページまでは説明を省略させていただきます。

31ページ・32ページをお開きください。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費の18節負担金、補助及び交付金のうち、あきたの園芸省エネ化事業補助金287万5,000円につきましては、しいたけ農家が実施する省エネ対策事業に対する補助金で、財源は全額、国からの補助金となっております。

その下の農業経営等復旧継続支援対策事業補助金54万7,000円につきましては、稲作の種子代の補助で、対象となるのは昨年7月の豪雨災害の被害に遭ったほ場で、かつ令和6年産米の作付ができるほ場が対象となっております。県が3分の1を補助し、町が10分の1を上乗せするものでございます。

飛びまして51ページ・52ページをお開きください。

11款の災害復旧費1項1目の公共土木施設災害復旧費12節委託料につきましては、災害箇所のボーリング調査業務の委託料を410万円追加するものでございます。

53ページ・54ページをお開きください。

11款災害復旧費2項2目の農地・農業用施設災害復旧費につきましては、災害査定

が終了したことにより工事費が確定したため、減額するものでございます。

12款の公債費につきましては、起債の償還元金と利子が確定したため、補正するものでございます。

13款諸支出金2項基金費につきましては、雄島花火実行委員会からの寄附金を観光振興基金に積み立てるものでございます。

以上で10款の教育費以外の説明は終わります。何とぞご審議いただきまして、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

以上で終わります。

○議長（皆川鉄也君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 続きまして教育委員会所管関係分をご説明いたします。

10款教育費につきましても、事業の完了や事業費の確定見込みに伴う減額が多数ございますので、先ほど副町長の説明と同様、減額分につきましては説明を省略させていただき、追加分についてご説明いたします。

43・44ページをお開きください。

10款教育費2項小学校費1目峰浜小学校費14節工事請負費につきましては、若狭敏春氏からの寄附金を活用し、音楽室へのエアコン設置工事145万1,000円を追加するものでございます。

17節備品購入費につきましては、令和6年度から新しい教科書に変わるため、教師用の教科書等を購入するため、教材備品227万1,000円を追加するものでございます。

2目八森小学校費14節工事請負費につきましては、1目峰浜小学校費と同様、若狭敏春氏からの寄附金を活用し、音楽室へのエアコン設置工事134万円を追加するものでございます。

17節備品購入費のうち、教材備品につきましては、1目峰浜小学校費と同様、令和6年度から新しい教科書に変わるため、教師用の教科書等を購入するため、228万3,000円を追加するものでございます。

45ページ・46ページをお開きください。

3項中学校費1目八峰中学校費14節工事請負費につきましては、同じく若狭敏春氏からの寄附金を活用し、音楽室へのエアコン設置工事143万1,000円を追加するものでございます。

47・48ページをお開きください。

5 項社会教育費 2 目公民館費17節備品購入費につきましては、金谷信榮氏から寄せられた寄附金を活用してファガス及び峰栄館の図書の充実を図るため、図書の購入代として81万円を、また、ファガス図書室の書架購入代として48万9,000円を、峰栄館図書館の書架購入代として21万1,000円をそれぞれ追加するものでございます。

49・50ページをお開きください。

6 目秋田県自然体験活動センター管理費につきましては、マイクロバスの老朽化に伴う更新事業にかかる関連経費927万9,000円の追加でございます。マイクロバスにつきましては、令和5年度内の納車が困難であることから、令和5年度当初予算において債務負担行為を設定しておりましたが、このたび3月中の納車が可能になりましたので追加するものでございます。

11節役務費につきましては、自賠責保険料及び任意保険料として1万8,000円を追加するものでございます。

17節備品購入費につきましては、マイクロバス車両の購入費として924万円を追加するものでございます。

26節公課費につきましては、自動車重量税2万1,000円を追加するものでございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第31号について質疑を行います。質疑ありませんか。9 番須藤正人君。

○9 番（須藤正人君） 11億円の減額があるわけですね。まあ11億円というと、この町では非常に大きい金額。それがこんなに残るということは、予算の置き方が、各事業、各項目に対して予算の置き方が甘いのではないかというふうに思うわけですね。ですから11億円も余ってしまう。これからはですね、やはり予算をしっかりと見積もって、まあ減額出ればいいわけですが、そうではなくてやっぱり当初予算をしっかりと検討するということは非常に大事だと思います。高杉企画課長いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9 番議員の質問に対し、答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） ただいまの須藤議員のご質問にお答えいたします。

それこそ今回の補正予算につきましては、精算に關すると精算見込みに關する減額補正が主でありますので、このような形で減額することとなりました。今議員からご指摘

ありましたとおり、まず3月補正といえど確かに減額の幅というのはかなり大きいものがございました。災害の復旧費の予算的なものに関しても結構大きい減額等がありましたが、それ以外のところにも確かにご指摘のとおり、かなりの大きい金額が減額となっております。特に光熱費関係につきましては、当初、令和4年度から1.5倍ぐらい値上がりするだろうということで、こちらの方からも指示の方出しておりましたが、結果的に不用額といいますか、減額するような形にもなっておりますので、引き続き予算の積算に当たりましては精査しながら行っていきたいというふうに思っています。

なお、令和6年度予算につきましては、光熱水費等、そういったものに関しましても、できるだけ今の現状の金額に合わせたような形で予算の方措置してまいりましたので、今回のような多額な減額にはならない見込みとなっております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第32号、令和5年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第32号についてご説明いたします。

議案第32号、令和5年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度八峰町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ722万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,323万5,000円とする。

令和 6 年 3 月 1 日提出

八峰町長 堀 内 満 也

歳入歳出の補正の内容につきましては、事項別明細書に基づいてご説明いたします。

歳入、6 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 2 目 1 節福祉医療基盤強化補助金34万2,000円の減額は、前年度の実績額の確定による減額補正で、6 款 1 項 1 目一般会計繰入金756万7,000円の追加は、1 節保険基盤安定繰入金保険税軽減分、2 節、同じく保険者支援分、3 節未就学児均等割保険税及び6 節財政安定化支援事業繰入金は、前年度の事業実績の確定による補正で、4 節職員給与費等繰入金につきましては、今年度の実績見込みによる減額補正でございます。

続きまして8 ページをお願いいたします。

歳出、1 款総務費 1 項 1 目17節備品購入費37万4,000円の減額は、国民健康保険関連調書を作成するための専用パソコン購入での入札請負差額の減額で、9 款 1 項 1 目予備費759万9,000円は、歳入歳出総額調整のための追加補正でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第32号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第30、議案第33号、令和 5 年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第33号についてご説明いたします。

議案第33号、令和5年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）。

令和5年度八峰町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ71万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ14億273万9,000円とする。

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

歳入歳出の主な補正内容につきましては、事項別明細書に基づいてご説明いたします。
6ページをお願いいたします。

7款1項5目低所得者保険料軽減繰入金69万3,000円は、実績見込みによる追加補正で、9款3項3目第三者納付金2万円は、交通事故による第三者行為救済による追加補正でございます。

続いて歳出、8ページをお願いいたします。

2款保険給付費1項1目居宅介護サービス給付費は、財源更正で、8款1項1目予備費71万3,000円は、歳入歳出総額調整のための追加補正でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第33号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第31、議案第34号、令和5年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第34号についてご説明いたします。

議案第34号、令和5年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第3号）。

令和5年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ164万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,342万4,000円とする。

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

主な補正内容につきましては、事項別明細書に基づいてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

1款診療収入1項1目医科診療報酬収入に450万円を追加し、同じく2目歯科診療報酬収入を40万円減額するものでございます。医科診療報酬においては、軽い病気やけが、慢性期疾患の診察・診療など、総合病院等からの照会患者が増加したことや、新型コロナや季節性インフルエンザ等、感染症の検査患者の増加によるものと推測しております。歯科診療報酬においては、7月豪雨災害の断水及び歯科医師の親族のご逝去による休診が影響したものと推測しております。

同じく2項その他診療収入1目医科諸検査等収入に1,028万4,000円を、2目歯科諸検査等収入に12万7,000円をそれぞれ追加するものです。医科収入においては、町による新型コロナワクチンの集団接種を取りやめて町営診療所において行ったことによる増収見込額で、歯科収入においては、後期高齢者医療の事業での歯科健診の周知活動の効果による増収見込額でございます。

3款1項1目1節一般会計繰入金は、2,333万1,000円を減額補正するもので、4款1項1目1節前年度繰越金は、716万8,000円を追加補正するものでございます。いずれも前年度からの新型コロナワクチン等予防接種の増収によるものと推測しております。

次のページ、5款1項1目雑入5,000円は、処置用材料費、いわゆる舗装具のコルセットの販売収入でございます。

続いて歳出、10ページをお願いいたします。

1款1項1目医科一般管理費の需用費71万4,000円、使用料等61万5,000円及び備品購入費35万5,000円は、それぞれ実績見込みによる減額補正で、同じく2目の歯科一般

管理費、需用費の17万7,000円の減額については、燃料費の不足見込みによる5万7,000円の増額と、光熱水費の実績見込みによる23万4,000円の減額補正となります。

2款1項1目医科医療費、役務費につきましては、新規患者の増加や特定健診患者の増加に伴い、血液検査数や特定健診データ代行入力が増加によって21万4,000円を追加補正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第34号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第32、議案第35号、令和5年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第35号についてご説明いたします。

議案第35号、令和5年度八峰町営簡易水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和5年度八峰町簡易水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第2条、収益的収入及び支出の補正は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入です。第1款水道事業収益、第2項営業外収益から1億710万1,000円を、第3項特別利益から2,294万9,000円をそれぞれ減額し、合わせて1億3,005万円を減額補正するものです。

次に支出です。第1款水道事業費用、第3項特別損失から1,894万9,000円を減額補正するものです。

次に、第3条、資本的収入及び支出の補正は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入です。第1款資本的収入、第1項企業債に380万円を追加し、第2項出資金からは1,795万4,000円を減額、第4項補助金に1,395万1,000円を追加し、合わせて20万3,000円を減額補正するものです。

次に支出です。第1款資本的支出、第1項建設改良費に1,783万2,000円を追加補正するものです。

第4条、企業債の補正は、予算第5条に定めた起債の限度額1億3,510万円に380万円を追加し、1億3,890万円とするものです。

第5条、他会計からの補助金の補正は、予算第9条に定めた額1億5,640万1,000円から1億1,710万4,000円を減額し、3,929万7,000円とするものです。

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

今回の補正の内容については、タブレットの資料でご説明したいと思います。

このたびの補正予算は、7月の大雨で被災した水道施設の災害復旧事業と一般会計からの繰入基準を見直したことによる補正となっております。

水道施設の災害復旧事業については、2月1日に国から補助内示を受けたことに伴い、補助金額や起債等の額が確定したことや、被災箇所の工事契約も進み、事業費が確定したため、関係予算、収益的収入の第1款第3項第1目その他特別利益、収益的支出の第1款第3項第2目災害による損失、資本的収入の第1款第1項第1目企業債及び資料2ページ目の第4項第1目国庫補助金、資本的支出の第1款第1項第3目災害復旧事業費をそれぞれ資料のとおり補正するものです。

また、一般会計からの繰入基準の見直しについては、普通交付税の対象とならない基準外繰入は一般会計の財政負担となるため行わず、令和5年度からは基準内繰入のみとするため、資料1ページ、収益的収入の第1款第2項第1目補助金、資本的収入の第1款第2項第1目出資金をそれぞれ資料のとおり減額補正するものです。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第35号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第33、議案第36号、令和5年度八峰町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 議案第36号についてご説明いたします。

議案第36号、令和5年度八峰町下水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和5年度八峰町下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第2条、収益的収入及び支出の補正は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入です。第1款特定環境保全公共下水道事業収益、第2項営業外収益から9,409万6,000円を、第2款農業集落排水事業収益、第2項営業外収益から1,723万6,000円を、第3項漁業集落排水事業収益、第2項営業外収益から4,180万8,000円をそれぞれ減額、合わせて1億5,314万円を減額補正するもので、補正後の額を3億7,413万4,000円とするものです。

次に支出ですが、支出については補正ありません。

第3条、資本的収入及び支出の補正は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入です。第1款特定環境保全公共下水道事業、第2項出資金から703万2,000円を、

第2款農業集落排水事業、第2項出資金から231万3,000円を、第3款漁業集落排水事業、第2項出資金から38万7,000円をそれぞれ減額、合わせて973万2,000円を減額補正するもので、補正後の額を2億1,726万4,000円とするものです。

次に支出ですが、支出については補正はありません。

第4条、他会計からの補助金の補正は、予算第9条に定めた額2億9,303万5,000円から1億5,314万円を減額し、1億3,989万5,000円とするものです。

令和6年3月1日提出

八峰町長 堀 内 満 也

補正予算の内容については、タブレットに掲載している資料でご説明いたします。

このたびの補正予算は、簡易水道事業会計同様、一般会計からの繰入基準を見直したことによる補正となっております。下水道事業会計でも普通交付税の対象とならない基準外繰入は、一般会計の財政負担となるため行わず、令和5年度からは基準内繰入のみとするため、収益的及び資本的収入の特環、農集、漁集の各一般会計補助金及び出資金を資料のとおりそれぞれ減額補正するものです。

説明は以上です。よろしくご審議いただき、ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第36号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第34、発議第1号、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。佐々木事務局長。

○議会事務局長（佐々木高君） それでは朗読させていただきます。

発議第1号

令和6年3月1日

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也 様

提出者	八峰町議会議員	水 木 壽 保
賛成者	同 上	見 上 政 子
〃	〃	奈 良 聡 子
〃	〃	芦 崎 達 美
〃	〃	須 藤 正 人

予算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由です。令和6年度八峰町一般会計、各特別会計予算及び公営企業会計予算を集中的に審査するためであります。

次のページ、予算特別委員会の設置について。

予算特別委員会を次のとおり設置するものとする。

名称は、予算特別委員会。

設置の根拠は、地方自治法第109条及び八峰町議会委員会条例第5条の規定によります。

目的として、次の議案について審査することを目的とします。

議案第37号 令和6年度八峰町一般会計予算

議案第38号 令和6年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算

議案第39号 令和6年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算

議案第40号 令和6年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算

議案第41号 令和6年度八峰町沢目財産区特別会計予算

議案第42号 令和6年度八峰町営診療所特別会計予算

議案第43号 令和6年度八峰町簡易水道事業会計予算

議案第44号 令和6年度八峰町下水道事業会計予算

設置の期間は、本日令和6年3月1日から令和6年3月15日まで。

委員の定数は、11名。

予算審査に関し特別委員会分科会（常任委員会）所管事項は、次のとおりとします。

総務民生分科会所管事項として、令和6年度八峰町一般会計予算のうち、総務課、企画財政課、税務会計課、福祉保健課、町営診療所、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員の所管に関する事項並びに他の分科会の所管に属さない事項。次の令和6年度八峰町特別会計予算に関する事項として、沢目財産区特別会計予算、国民健康保険事業勘定特別会計予算、介護保険事業勘定特別会計予算、後期高齢者医療特別会計予算、町営診療所特別会計予算。

教育産業建設分科会の所管事項として、令和6年度八峰町一般会計予算のうち、農業委員会、建設課、産業振興課、農林振興課及び教育委員会の所管に関する事項。次の令和6年度八峰町公営企業会計予算に関する事項として、簡易水道事業会計予算、下水道事業会計予算。

以上となります。

なお、本日の議案の課設置条例の中で役場の機構変わっておりますが、それはあくまでも4月1日からの機構となりますので、今回の議会中の予算審議は従前の現在の所管課の名前となっております。よろしくお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいま朗読のとおり、予算特別委員会を設置することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会は設置されることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、八峰町議会委員会条例第5条第4項の規定により議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。当席から指名をいたします。

1番笠原吉範君、2番伊藤一八君、3番奈良聡子さん、4番芦崎達美君、5番水木壽保君、6番菊地 薫君、7番腰山良悦君、8番見上政子さん、9番須藤正人君、10番門脇直樹君、11番山本優人君、以上11名を指名します。

委員長・副委員長選任のため、暫時の間休憩いたします。ご協議いただきたいと思います。

午後 2時57分 休 憩

午後 2時57分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第35、予算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告についてを議題とします。

ただいま互選結果について本席に通知がありましたので、ご報告いたします。

予算特別委員長には6番菊地 薫君、副委員長には3番奈良聡子さんが互選されました。

日程第36、議案第37号、令和6年度八峰町一般会計予算を議題とします。

ただいま議題となっています議案第24号については、予算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号、令和6年度八峰町一般会計予算は、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

日程第37、議案第38号、令和6年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、日程第38、議案第39号、令和6年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、日程第39、議案第40号、令和6年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算、日程第40、議案第41号、令和6年度八峰町沢目財産区特別会計予算、日程第41、議案第42号、令和6年度八峰町営診療所特別会計予算、日程第42、議案第43号、令和6年度八峰町簡易水道事業会計予算、日程第43、議案第44号、令和6年度八峰町下水道事業会計予算については、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りします。本議案は一括して特別予算委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号から議案第44号は、一括して予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

日程第44、議案第45号、八峰町教育長の任命を議題とします。

鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 本案件は私に関する議題でありますので、退室をお願いいたし

ます。

○議長（皆川鉄也君） 鈴木教育長の退室を許可いたします。

（教育長 鈴木洋一君 退室）

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。3時5分から再開します。

午後 3時01分 休 憩

.....
午後 3時06分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

提出議案について当局の説明を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議案第45号、八峰町教育長の任命についてご説明いたします。

八峰町教育長として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、氏名については記載のとおりでございますけども、現教育長の鈴木洋一氏を任命したいと考えております。

本日提出、私でございます。

議員の皆様には、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第45号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

この採決は無記名投票で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本案は無記名投票で行うことに決定しました。

議場の出入り口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（皆川鉄也君） ただいまの出席議員数は11名です。

次に、立会人を指名します。

立会人は、八峰町議会会議規則第32条第2項の規定により、7番腰山良悦君、8番見上政子さん、9番須藤正人君の3名を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（皆川鉄也君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（皆川鉄也君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（皆川鉄也君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

先ほど立会人に指名した3名は、開票の立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（皆川鉄也君） 投票の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち賛成10票、有効投票のうち反対ゼロ票。以上のとおり賛成が多数であります。したがって、議案第45号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

（教育長 鈴木洋一君 入室）

○議長（皆川鉄也君） ただいま同意されました鈴木教育長より、一言ご挨拶をお願いいたします。

○教育長（鈴木洋一君） ただいま教育長に再任していただき、ありがとうございます。

昨年４月からたくさんの方々に支えていただいて、ようやく３月を迎えることができました。これからも初心を忘れず、一生懸命努力してまいります。これからもご指導をよろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） 日程第45、議案第46号、八峰町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議案第46号、八峰町教育委員会委員の任命についてご説明いたします。

八峰町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所 八峰町峰浜石川字石川455番地、氏名 福土保洋。

本日提出、私であります。

提案理由です。八峰町教育委員会委員の福土保洋氏が令和６年５月16日で任期満了となることから、引き続き八峰町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第46号について質疑を行います。質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） この任期についてちょっと質問したくてですね、教育委員は今現在３人か、委員長含めて４人……

（「聞こえないと呼ぶ者あり」）

○11番（山本優人君） まず、まあ数名の委員がいるわけですけど、ばらばらの任期ということになってるのか、それとも一斉任期になるっていうスタイルにはならないのか。その辺、まあ任期は４年と、委員長は３年ですね、確かね。

○教育長（鈴木洋一君） 教育長は３年。

○11番（山本優人君） 教育長は３年ですね。で、ほかが４年。この任期のこの違い

とですね、その辺をちょっと説明していただきたいと。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

教育長及び教育委員の任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これによって決められておりまして、教育長は3年間、教育委員は4年間となっております。そして教育長につきましては、任期の途中で代わられた場合は前任者の任期までということになってございます。現在、教育委員の方につきましては、山本議員おっしゃったとおり4名いらっしゃいますが、各1年ずつの任期違いで、毎年今の時期に任命が必要な状況になってございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） この教育委員の任期というのは、自分で辞めない限り、それは続くということになるのでしょうか。それとも、例えば教育長が解雇するのか、こちらが罷免するということになるのか、まあどちらが正しいか分かりませんが、任期をまとめるということはあるのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） まず基本的には4年間の任期まで務めていただいている状況でございます。任期途中で退任となりますと、まず自己都合だとか体調だとかそういったものがあるのかなと思われそうですが、現在は皆さん4年の任期を迎えまして、任期前にこういった形で再度任命いただくということで議会の議決をいただいている状況でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

この採決は無記名投票で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本案は無記名投票で行うことに決定しました。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長（皆川鉄也君） ただいまの出席議員数は11名です。

次に、立会人を指名します。

立会人は、八峰町議会会議規則第32条第2項の規定により、10番門脇直樹君、11番山本優人君、1番笠原吉範君の3名を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長（皆川鉄也君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（皆川鉄也君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長（皆川鉄也君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

先ほど立会人に指名した3名の方は、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（皆川鉄也君） 投票の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち賛成10票、有効投票のうち反対ゼロ票。以上のとおり賛成が多数であります。したがって、議案第46号は原案のとおり同意することに決定しました。

会場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（皆川鉄也君） 日程第46、議案第47号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議案第47号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明いたします。

八峰町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 八峰町八森字家の後11番地9、氏名 佐藤孝之氏でございます。

本日提出、私であります。

提案する佐藤孝之氏は、八峰町八森茂浦地区在住の69歳男性で、平成30年5月17日より固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております、今回3期目となります。

提案理由、この佐藤孝之氏が令和6年5月16日で任期満了となることから、引き続き八峰町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第47号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡

易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第47、議案第48号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議案第48号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明いたします。

八峰町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 八峰町峰浜目名潟字岩子73番地、氏名 芹田 薫氏です。

本日提出、私でございます。

提案する芹田 薫氏は、八峰町峰浜岩子地区在住の66歳男性で、令和3年5月17日より委員を務めていただいております、今回2期目となります。

提案理由です。芹田 薫氏が令和6年5月16日で任期満了となることから、引き続き八峰町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議員の皆様におかれましては、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第48号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第48、議案第49号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議案第49号、八峰町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明いたします。

八峰町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 八峰町八森字椿台99番地14、氏名 小林孝一氏でございます。

本日提出、私でございます。

提案する小林孝一氏は、八峰町八森椿台地区在住の69歳男性で、令和3年5月17日より委員を務めていただいております、今回2期目となります。

提案理由でございます。この小林孝一氏が令和6年5月16日で任期満了となることから、引き続き八峰町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議員の皆様には、よろしくご審議くださいますよう、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第49号について質疑を行います。質疑ありません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第49、議案第50号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議案第50号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてご説明いたします。

八峰町沢目財産区管理委員に次の者を選任したいので、八峰町沢目財産区管理条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 八峰町峰浜水沢字大久保岱32番地、氏名 田村政彦氏でございます。

本日提出、私でございます。

提案理由、八峰町沢目財産区管理委員の田村利満氏が、令和6年3月31日で辞任することから関係地区に推薦を求めたところ、田村政彦氏の推薦があり管理委員として選任いたしたく、八峰町沢目財産区管理条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第50号について質疑を行います。質疑ありません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第50、議案第51号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議案第51号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてご説明いたします。

八峰町沢目財産区管理委員に次の者を選任したいので、八峰町沢目財産区管理条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 八峰町峰浜水沢字水沢66番地4、氏名 阿部富廣氏でございます。

本日提出、私でございます。

提案理由です。八峰町沢目財産区管理委員の阿部富廣氏が、令和6年3月31日で任期を迎えることから関係地区に推薦を求めたところ、阿部富廣氏の推薦があり管理委員として選任いたしたく、八峰町沢目財産区管理条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第51号について質疑を行います。質疑ありません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。

お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第51、議案第52号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてを議題とします。

この案件は、地方自治法第117条の規定により除斥に該当しますので、1番議員の退室を求めます。

（1番 笠原吉範君 退室）

○議長（皆川鉄也君） 提出議案について当局の説明を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議案第52号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてご説明いたします。

八峰町沢目財産区管理委員に次の者を選任したいので、八峰町沢目財産区管理条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 八峰町峰浜水沢字下カッチキ台86番地、氏名 笠原吉範氏でございます。

本日提出、私です。

提案理由でございます。八峰町沢目財産区管理委員の笠原吉範氏が、令和6年3月31日で任期を迎えることから関係地区に推薦を求めたところ、笠原吉範氏の推薦があり管理委員として選任いたしたく、八峰町沢目財産区管理条例第3条の規定により、

議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第52号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。

お諮りします。採決の方法については、八峰町議会会議規則第86条の規定により簡易表決にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、採決は簡易表決で行うことに決定しました。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり同意することに決定しました。

（1 番 笠原吉範君 入室）

○議長（皆川鉄也君） 日程第52、陳情第1号、「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第53、陳情第2号、公契約条例の制定による適正賃金・労働条件確保と地域経済の振興を求める陳情についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は総務民生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第54、陳情第3号、「あきたこまち」の「あきたこまちR」への全面切り替え計画に関する陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、八峰町議会会議規則第91条第1項の規定により教育産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第3号は教育産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、13日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。ご苦労様でした。

午後 3時42分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也

同 署名議員 3 番 奈 良 聡 子

同 署名議員 5 番 水 木 壽 保

同 署名議員 6 番 菊 地 薫

令和6年3月8峰町議会定例会会議録（第2日）

令和6年3月13日（水曜日）

議事日程第2号

令和6年3月13日（水曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

第3 陳情第6号 国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情

第4 陳情第7号 健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情

第5 陳情第8号 学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、基礎定数改善による正規教員増を求める意見書提出についての陳情

第6 陳情第9号 秋田県に対して「子供の医療費助成を中学から高校卒業まで引き上げること」を求める意見書提出の陳情書

第7 陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書

第8 陳情第3号 「あきたこまち」の「あきたこまちR」への全面切り替え計画に関する陳情書

出席議員（12人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一八	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	5番 水木壽保	6番 菊地薫
7番 腰山良悦	8番 見上政子	9番 須藤正人
10番 門脇直樹	11番 山本優人	12番 皆川鉄也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長 堀内満也 副町長 田村正

教 育 長	鈴 木 洋 一	総 務 課 長	和 平 勇 人
税務会計課長	成 田 拓 也	企画財政課長	高 杉 泰 治
福祉保健課長	石 上 義 久	教 育 次 長	山 本 節 雄
学校教育課長	山 内 章	産業振興課長	山 本 望
農林振興課長	堀 内 和 人	建 設 課 長	浅 田 善 孝
農業委員会事務局長	内 山 直 光	生涯学習課長	今 井 利 宏
あきた白神体験センター所長	菊 地 俊 平	防災まちづくり室長	工 藤 善 美

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高 議会事務局庶務係長 須 藤 佳奈子

午前 10 時 00 分 開 議

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

傍聴者の方々は、朝早くからどうもご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、2 番伊藤一八君、3 番奈良聡子さん、4 番芦崎達美君の 3 名を指名いたします。

日程第 2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。1 番笠原吉範君。

○1 番（笠原吉範君） おはようございます。傍聴者の皆様には、寒い中、どうもご苦労様でございます。

議席番号 1 番、笠原吉範、通告に従いまして 2 問質問をいたします。

はじめに、令和 6 年度当初予算における人口減少対策についてであります。

昨年末、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所による2050年の地域別推計人口が公表され、八峰町は2,831人となっており、町民の間では驚きと落胆の声が広がっております。2 月には、15歳から64歳の生産年齢人口が公表され、20年の3,099人に対し、50年では953人で69.2%の減少との報道がありました。また、県調査統計課のまとめた 2 月 1 日現在の人口と世帯数によると、八峰町は5,965人と6,000人を割り、世帯

数は2,526世帯であります。町民は、町の将来に希望を持てなくなっているのではないのでしょうか。

町長が新春インタビューで答えているように、持続可能な町を目指すには人口減少対策は急務であり、もはや待ったなしの状況であります。

令和6年度当初予算編成方針説明では、「人口減少の急速な進行を抑制するとともに、若い大人の方々を増やしていくため、引き続き産業振興や定住・移住対策、少子化対策に向けた取り組みを推進してまいります」としていますが、その具体策を伺います。

2問目は、継業の促進であります。

令和3年9月定例会において同様の質問をしましたが、人口減少が進む今だからこそ継業による移住促進が必要との思いから、再び質問いたします。

継業とは、地域の生業を継ぎつつ、移住者ならではの新たな視点により再活性化して、地域で継続できる生業を営むことで、地元の人が当たり前だと感じているものを外から来た人だからこそ、その当たり前を地域資源と捉え、柔軟な発想で事業をするというものです。

令和2年度の白神八峰商工会が実施したアンケートによると、「後継者がいない」と答えた事業所は60%であります。1月の報道によると、能代市でも56.2%の事業所で後継者がいない状況であり、5年後の在り方を尋ねたところ、12.4%が「事業を辞める」と答えています。また、北秋田市では「継業について知るセミナー」が開催されるなど、人口減少対策として継業が注目をされています。

継続がスムーズに行うには課題も多いですが、移住希望者と事業者とマッチングを図る「八峰町継業バンク」を事業化してはいかがでしょうか。

以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。笠原議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「令和6年度当初予算における人口減少対策について」であります。

町では、若年層を中心とした人口の流出を背景に、集落の小規模化や高齢化が急速に進み、基幹産業である農林水産業の衰退や地域の担い手不足、空き家や耕作放棄地の増加など、地域のコミュニティを維持していく上で、深刻かつ厳しい状況に直面しております。

日本全体が平成20年をピークに人口が減少しており、八峰町においても一定の人口減少が進む中、社会減の過半数を占める20代から40代の若者や子育て世代の減少が続くと、人口の再生産が進まず、地域社会の維持そのものが困難な状況になっていくことが懸念されることから、町では、平成27年に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「仕事づくりのための産業振興」、「定住・移住対策」、「少子化対策」、「人口減少社会への対応」の4つの基本目標を掲げて、取り組みを進めております。

現在は、令和2年3月に策定した「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進期間中であり、令和6年度当初予算においても、本戦略の施策に基づき、人口減少の急速な進行を抑制するとともに、若い大人を増やしていくため、産業振興や定住・移住対策、少子化対策に向けた取り組みを推進する予算編成としております。

具体的には、「仕事づくりのための産業振興」として、菌床しいたけ産業推進体制強化事業や生薬栽培推進事業などを進めているほか、「定住・移住対策」としては、地元定着を望む若い世代や定住希望者が入居できるよう、定住促進用空き家改修事業や住まいづくり応援事業などを実施しております。

また、「少子化対策」では、出産祝い金の支給や医療費・保育料等の軽減化、小・中学校入学祝い金など、切れ目のない支援を行っていくことで、安心して子どもを生み育てられる環境を整備する子育て世帯負担軽減事業などを行っております。

さらに、「人口減少社会への対応」では、少子化・高齢化が進む中、運転免許証返納者が増えるなど、地域公共交通の役割がより重要になってくることから、日常生活に必要な交通手段の確保及び利便性の向上として、巡回バスやデマンド型乗合有償運送事業に取り組んでおります。

加えて、新年度は、旧峰浜庁舎跡地の遊休地を利活用して住居環境を整備する「定住促進住宅事業」を進め、完成した際には、若者や子育て世代に入居していただき、町の魅力に触れてもらうなど、定住・移住に繋がたいと考えているほか、子育て支援策として、子ども園の完全給食を行うため、関連予算を本定例会に提案しております。

一方、国では、児童手当の拡充や出産・高等教育費の負担軽減等の経済的支援を強化することとしているほか、県においても所得制限を撤廃し、福祉医療の対象年齢を18歳まで拡充することとしており、国や県の取り組みについても引き続き注視してまいります。

議員と同様に、私も町長就任以前から、人口減少と少子高齢化の対策については町の

最重要課題であると考えており、この課題を克服するためには、一朝一夕に解決できるような施策がないことも認識しておりますが、粘り強く持続可能なまちづくりを目指し、引き続き職員一丸となって全力で取り組んでまいります。

次に、「継業の促進」についてであります。

「継業」制度は、地域に移住してきた方に地域の生業を引き継ぎつつ、その移住者ならではの新たな視点により再活性化を図るものであり、人口減少や極端な少子高齢化の進行により後継者問題が課題となっている町内の事業者や農林漁業者にとって、必要な制度であると認識しております。

これまで白神八峰商工会では、事業承継に関する問い合わせに対応しているほか、毎年実施している商工会員へのアンケート調査では、後継者に関する設問を設け、状況の把握に努めてきたところであり、令和4年度に実施したアンケートでは、「後継者がいない」と答えた事業所の割合は62%を占めていると聞いております。

また、他地域の例としては、高知県の「高知家で暮らす」や和歌山県の「移住者継業支援プロジェクト」があり、中には地域おこし協力隊制度を利用した継業促進など、様々な取り組みが行われてきております。

さらに、秋田県においては、秋田商工会議所内に「秋田県事業承継・引継ぎ支援センター」を設置し、親族への承継はもとより、第三者への承継も含めた、専門家による助言や情報提供、マッチング支援を実施しているほか、最近では、北秋田市において、関係機関と連携協定が締結され、「ニホン継業バンク」を運営するココホレジャパン株式会社のプラットフォームに「北秋田市継業バンク」を開設し、承継機会の創出に取り組まれていると伺っております。

一方、町として、今後、継業制度を推進するためには、譲り手と受け手をスムーズにマッチングさせる仕組みづくりが重要であると考えており、そのためには、経営状況の開示や引き継ぎ期間の生活費、住居の確保など、様々な課題を解決する必要があります。

議員ご提案の「八峰町継業バンク」の設立につきましては、まずは継業制度の周知を図るとともに、課題の整理を行いつつ、他地域の事例を参考にしながら、商工会や金融機関などの関係団体と連携し、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 1 番議員、再質問ありませんか。 1 番笠原吉範君。

○1 番（笠原吉範君） まずは最初に一つ伺っておきたいんですが、私が先ほど申したよ

うにですね、2月1日現在の県調査統計課がまとめた結果によると、八峰町の人口が5,965人、世帯数が2,526世帯となっていますが、この町のホームページをですね昨日ちょっと見てみたんですが、町のホームページでは2月29日現在、県の調査よりも以降なんですね。人口6,272人、世帯2,962と大きく食い違っているんですが、これはどちらが本当なんでしょうか。そして、どうしてこういう県と町とこれだけの差が出るのかを伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 笠原議員のご質問にお答えをいたします。

町のホームページで公表しております数字は、住民基本台帳に基づく数値でございます。一方、県が発表している数値は、令和2年国勢調査人口に毎月の町からの異動報告を加味した数字になっておりまして、ベースの数字が違っているため差異が生じているものでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） じゃ、現実どちらが正しいんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の質問に対し、答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 数字の正確性というか、実際に住民として何人、住所に登録されているかという意味では、町で発表しているホームページの数字が正しいものとご理解いただければと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 私が今回この質問するに至ったのは、ちょっと訳がありまして、ちょっとそれを話したいと思うんですけども、正月に友人と一杯やる機会がありました。50代後半の町内在住の友人であります。ちょうどその社人研のその3,000人割するという報道があった後でありまして、彼は非常にショックを受けておりまして、彼には3人子どもいるんですが、3人とも東京で所帯をもっております。で、最近よく晩酌をやりながら女房と話すんですけども、子どもたちのところに行こうかと。もうここいてもしょうがないだろう。3,000人、将来3,000人をもう割るようなところで、ますます公共交通機関もなくなるだろうし、店もなくなるだろうし、買い物もできない、病院にも行けない、そんな状態になる前に、彼は今50代後半ですので、退職したら子どもたちの近くに行こうと話をしているそうです。私もそれ聞いて非常にショックを受けまして、若

者の流通だけじゃなくて、今度シニアの流出も始まるのかと。同じようなこと考えてる人いないとも限らないですよ。だから本当にショックを受けました。何とかこれを抑制しなきゃいけない。人口減少のスピードを抑制していかなくちゃいけないと感じた次第であります。

ちょうどそういうことを考えている時にですね、3月10日、北羽新報に「渟城雑記」というのがあって、読んだ方もたくさんいるかと思うんですけども、宮崎県都城市が人口減少克服しているという記事であります。人口が17万人台ですので、八峰町と同じ比べることはちょっとできないのかもしれないですけど、どういうことをやったかという、給付金ですね、移住する単身者に100万円、家族世帯には200万円、子ども1人に100万円、例えば夫婦2人に子ども2人いると400万円もらえる、移住すると。それで爆発的に人口が今、増えているということなんです。この都城市のホームページによると、この1か月でですね前月比です、世帯数で150人プラス、人口で241人プラスになっているんですね。決して、その財源も違うので同じことをしろとは言いませんけども、何かやっぱりそういうこう歯止めをかけるには、ちょっとほかの町村でやっけないようなことをちょっと考えてみる必要があるんじゃないかなと思いますけども、現金給付にはちょっと問題もあるなと私は思いますが、定住住宅とかそういうの、ハード面だけじゃなくてですね、みんながあつと驚くような施策をね、やっぱり若い町長ですので考えていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 再質問の方にお答えいたします。

確かにですね、この人口減少対策、私、先ほども申し上げましたけども、なかなか一朝一夕で回復する、克服するといった取り組みってなかなか難しいのかなというふうに思っております。そういった中であって、今、町ではですね、その先ほど議員もおっしゃられた買い物に行けないとか、病院に行けない、そういった方も増えてきているというふうに考えておりますので、町としましてもデマンド型の有償交通ですとか、町内の巡回バスなんかを運行しているところでございます。また、それ以外にもですね少子化対策として様々な施策を展開しているところでございますし、また移住・定住対策としても、住居対策、そういったところも進めているところでございます。また、県においてもですね、この問題非常に重く受け止めているところでございまして、知事はよく、女性の県内の定着回帰、こういったことに力を入れていくといった発言もございます。

いずれですね、先ほど他地域の例として給付金を差し上げて人口を増やすといった取り組みもあろうかと思えますけども、やはりいろいろと課題があるというふうに考えているところでございますので、ただそれを無下に切るのではなく、いろんな情報を町としてもですねアンテナを高くしながら情報収集しまして、どういった対策が有効なのかというところを引き続きしっかりと研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 1 番議員、ほかに質問ありませんか。1 番笠原吉範君。

○1 番（笠原吉範君） 人口減少対策としてですね町も様々な事業を行ってきているわけですが、中浜地区中心部整備事業、これが問い合わせ 1 件あったきりで、それ以降進展がないということでしたが、ちょっと私は P R 不足ではないかなと思うんですよ。町のホームページ見ましたが、まあどっかにあるのか分からないですけど、探せないですよ。どのような形で今 P R しているのか伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。

（「ちょっと休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午前 10 時 20 分 休 憩

.....

午前 10 時 21 分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 1 回目の募集が終わりまして、現時点でホームページからはちょっと削除されているといった状況でございます。しかしながら、もう一度募集かけますので、その際はまた改めてホームページにアップしたいと思いますけども、先ほど議員おっしゃるとおり P R 不足は否めないというふうに捉えておりますので、ホームページ以外にもですね引き続き、広報に掲示するとか、様々な、町の公式 L I N E にアップするとかですね、いろんな手段を使いながら P R 活動に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。1 番笠原吉範君。

○1 番（笠原吉範君） 一つ、この中浜の P R に関して、一つ提案があります。動画を作って、動画サイトに上げてホームページでリンクできるように、例えば地域おこし協

力隊の皆さんに、中浜地区の、海もあります、商店もあります、山も近いですとか、この土地がただでもらえるんですよみたいな、そういうね動画を作ってもらって、無料動画サイトに配信する。もう経費もほとんどかからないです。そういったことを是非していただきたい。もうネットに載せると世界に配信できる世の中ですので、何とかそれをしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 笠原議員の質問にお答えします。

非常にいいご提案だなというふうに思っております。ただ、この動画サイトに関しては、登録者数がある程度ないと、なかなかこうPRにも繋がらないかなと思っております。ただ一方で、やはり何もやらないということが一番よくないというふうに思っておりますので、そういったところも含めてしっかりと検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、ほかに質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） まず、ホームページをリンクさせることによって、私はそれなりの方が見ていただけるんだというふうに思っております。

それともう一つですね、この中浜地区中心部整備事業で約6,500万円。で、峰浜庁舎跡地で1年で360万円、30年で1億800万円というお金がかかるわけです。この、何ていいますかね、行政というのはハードばかりやりたがるんですよ。このお金をねソフトに使ったらもっと私は移住者増やせるんじゃないかと思うんですよ。ですから、さっきの都城市のあれでいって、今後6,500万円と1億800万円使ったら何人移住しますか。あげますよって言ったら。私はね、だからその大潟村でやってるから、藤里でやってるからとかね、そういうことばかりで行政は動いていくんですよ。で、ハードにお金使いたがる。ソフトにお金を使って若者の移住を、土地ただであげるというよりも、現ナマでもらえる方がうれしいんですよ。だからそういうこともありますし、是非その柔軟に、そのハードばかりに目を向けなくて、ソフトもこの人口減対策に一生懸命考えていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょう。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議員おっしゃるとおりでございますけれども、なかなかその給付

金、あるいはその何ていうか、移住者にお金を差し上げて来てもらうっていうような取り組み、先ほど言いましたけども、まあ始めたばかりだと思いますし、多くの課題はあると思います。例えば、給付して数か月したらいなくなるとか、あるいは1年したらいなくなるとか、そういったこともあるのかなと今こう単純に聞いて思いましたけれども、いずれ何かやるしても多くの課題はあると思いますけども、やはり町も貴重な財源でございまして、無下にですね、そういった新たなことっていうのは非常に大事なことでございまして、やはりその課題があれば、そういった課題をですね解決しながら大事に大事に進めていくことが非常に重要なかなというふうに考えておりますので、こちら辺はしっかりと研究して進めてまいりたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） お金を配るということだけじゃなくてですね、ほかでやっていないようなことをやるのが大事だと私は思っております。どこどこでこれやったから、うちもこれやる。まあ二番煎じ、三番煎じにしかないわけですから、どこのまちでもやってないようなことにお金を使っただきたい。そういう、それで若い者が注目してもらおう、若者に注目してもらおう、そういうことが大事だというふうに私は思っております。是非ですね、若さでスピード感を持って人口減少対策に取り組んでいっていただきたいと思います。

以上をもって1問目は終わります。答弁は要りません。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、2問目についての再質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 次は、2問目は継業なんですけど、継業も人口減少対策の一つだというふうに考えております。北秋田市で、さっき北秋田市の例を取りましたが、継業のセミナーが行われているということでですね、これ後で町長も検索してみてもらいたんですが、ココホレジャパンという会社があります。これ片仮名です、ココホレジャパンというのは。これ岡山市の会社なんですけど、北秋田市が正にこの会社と連携したんです。それで継業に、2名継業してるんですね、他県から来て。ですから、こういうことをね、やっぱりやるべきだと思っております。私の知人で八峰町で事業をやっていますが、個人事業主ですが、自分もう年取ったし、このままだと近いうち閉めるしかないんだと。誰かやってくれる人でも譲るのになって、実際そういうふうに言っている方もおります。ですから、やはり商工会などと連携をしてですね、継業に興味のある事業者

に集まっていたいて、例えば北秋田市のこのココホレジャパンの担当者が来て講演なんかしたそうです。そういったことを企画してみてはいかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 実は、このココホレジャパンの社長さんと私、大阪にですね企業懇談会に行った時にお会いしまして、挨拶もさせていただきました。その際にその北秋田市での取り組みもご紹介いただきましたし、私も非常にいい事業だなというふうに思っているところでございます。

先ほどの話で、なかなかこの自治体もやってないようなところっていうところで、ちょっと矛盾するところはあるかもしれませんが、ちょっと二番手、三番手にはなるかもしれませんが、私これ、繰り返しになりますけど非常にいい取り組みだなというふうに思っておりますので、商工会、あるいは金融機関、農協等とですね、しっかりと連携して、そういった継業バンク、あるいは講演会、そういったところができるような形でですね取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、ほかに再質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 今朝のですね魁新報、皆さん見た方も多いかと思いますが、男鹿市でですね、男鹿市は梨の面積が全県で一番大きいところなんです。でも、どんどん面積が減っていきまして、もちろん農業者も減っていったわけですがけれども、そこで男鹿市は梨の栽培に特化した協力隊を募集して、それに応募した方がいて継業に向けて協力隊として、ということが載っておりました。ですから、継業と協力隊を結びつけるのも非常にいいのではないかなと。ですから、例えば継業に興味を持って、さっきの私の知人のように継ぎたいという人がいれば譲るよという、そういう何といいますかね、興味を持ったり、そういった事業者に対してですね、本当にそうだとすれば、この事業を継ぎませんかみたいな形で協力隊募集してもいいと思うんですよ。いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 協力隊だけでなくですね、そこあたりをしっかりと幅広く募集できればいいかなというふうに思っておりますし、やはり事業を継続するというのは、この町にとっても非常に大事なことだというふうに考えておりますので、いずれそういったところ、幅広く検討したいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、ほかに質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） これで最後にしたいと思います。人口減がこれからですね社人

研の推計どおりに進んでいきますと、まず私の考えでは、ホームセンターやドラッグストアやコンビニとかですね、利用がなくなればもう撤退すると。で、町の事業所もどんどん跡継ぎがなくて閉めていくというような状況になっていくのだろうというふうに想像しております。ですからそういう意味において、継業というのは非常に重要な意味を持つのではないかなと思っております。ココホレジャパンの社長さんと町長会ったということでしたので、ああよかったなと思っております。是非ですね、継業による事業の継承、そして人口減少、これに歯止めをかけるために頑張っていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（皆川鉄也君） これで1番議員の一般質問を終わります。

次に、10番議員の一般質問を許します。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） 質問の前に、元旦に発生した能登半島沖地震、そして2日前の3月11日は東日本大震災から、発生から13年目という忘れられない日でありました。この地震によって亡くなった方、未だ安否が不明な方、被災された方、これらの方々に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧をご記念申し上げます。

通告に従いまして、地震に関連する質問を1点いたします。

1月1日午後4時過ぎに、能登半島沖地震は、1年の中で最も人々がのんびりと過ごしていただろうその時に発生し、ご承知のとおり甚大な被害をもたらし、今なおその避難生活と救援活動のさなかにあります。

「災害は忘れた頃にやってくる」と言いますが、「いつ来るか分からない」のが地震であります。

八峰町でも昭和58年5月26日正午過ぎに日本海中部地震が発生し、同じように尊い命が多く失われたことは、今なお地域の人々の心に深く刻まれた記憶とっていいでしょう。

現在、八峰町には、八森地区42か所、峰浜地区1か所、そのうち階段は11か所の指定避難路が設置されていますが、季節や時間を問わず「いつ来るか分からない」地震が、冬場の降雪時に八峰町周辺に大津波警報が発令された場合、避難路は計画どおり活用できるのか。平常時の除雪はなされているのか。高齢者や体の不自由な人たちへの避難マニュアルはどうなっているのか伺います。

よろしく答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの10番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
堀内町長。

○町長（堀内満也君） 門協議員のご質問にお答えいたします。

当町は、多数の犠牲者を生み、甚大な被害をもたらした「日本海中部地震」の被災地であり、このたびの能登半島地震を踏まえ、津波の恐ろしさを再認識したところであり
ます。

これまで町では、防災行政無線の整備やハザードマップの作成、避難路の整備等に加え、実際の災害を想定した防災訓練や防災講座などを毎年実施してきているほか、県においても、海岸堤防のかさ上げや離岸堤の整備に加え、津波の浸水想定区域図の作成など、ハード、ソフト一体となった取り組みを進めてまいりました。

議員ご指摘の冬期間の災害は、町でも懸念していたところであり、今後、積雪時においても避難に支障がないよう、町道等の除雪態勢を整えるとともに、除雪が困難な避難路に関しましては、冬期間は閉鎖とし、除雪の行き届いている町道を冬期間の避難路として活用していただくよう周知してまいります。

また、現在行っている避難訓練に加え、冬期間の避難訓練についても自治会や自主防災組織等への働きかけを強化してまいります。

さらに、高齢者等の避難については、町で策定している要支援者避難支援計画の情報を、民生児童委員や警察等の関係機関と共有しているほか、令和5年度には、要支援者の位置情報を地図上に示すシステムを導入しております。

今後は、こうした情報を活用しながら個別避難計画を策定し、要支援者の避難に繋がる「共助」について、取り組みを進めてまいります。

いずれにいたしましても、近年、激甚化・頻発化している自然災害から町民の生命と財産を守るためには、災害対応における想定外をなくし、あらゆる事態に対応していくことが重要と考えるので、今後も国や県、地元町内会等と連携を強化しながら、これまで以上に災害に強いまちづくりに努めてまいります。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 10番議員、再質問ありませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） 私は日本海中部地震の体験者であります。町長は、日本海中部地震の犠牲者が秋田県で何名いたか、ご存じでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。

○10番（門脇直樹君） 知らなければ知らないでいいです。

○議長（皆川鉄也君） 堀内町長。

○町長（堀内満也君） すいません、全県体ではちょっと承知していないところでございます。

○議長（皆川鉄也君） 10番議員、ほかに質問ございませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） 秋田県では83名であります。そのうち、津波で亡くなった方が79名です。八峰町に限って言えば、まず地震の被害、家屋の損壊とか土砂崩れとかはほとんどなかったのも、犠牲者は、まず津波だけと言っていいと思います。実際私も、当時は救助に走り回りました。そうやって考えると、津波に特化した避難訓練が絶対必要だと思うんですよ。例えば9月1日に総合防災訓練、計画してますよね。どこでやるんだっけ、これ。浜田、浜田。峰栄館。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。工藤防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（工藤善美君） 門脇議員のご質問にお答えします。

9月1日に行われます県の総合防災訓練は、今まだ予定の段階ではございますが、峰栄館を会場にいたしまして開催する予定となっております。内容にいたしましては、まず峰浜というふうな地域性もございまして、あくまで避難訓練の設置・運営訓練、それから、その場所にヘリコプターで物資を運んできますので、その物資の供給の受け入れ訓練、それから避難所に設置されております炊き出し等の訓練を開催する予定となっております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） そういう訓練も必要かもしれませんが、各自治会によって、あくまでも津波対応ですよ。各自治会を見ると、みんな地形とか住んでる人の状況とか違うわけですよ。浜田に限って言えば、高台まで一番遠い、距離があるのが浜田であります。例えば浜田の下は、鹿の浦方面、高台に逃げればいいですよ。あと浜田の上から古屋敷にかけては、本館方面に逃げればいいですよ。そうすりゃあ町長の自宅周辺、浜田中央部はどこへ逃げるのか。あの田んぼの中の避難路を線路に向かって突っ切る。ところが雪があって進めない。だからそういうね目的意識を持った状況を想定した避難

訓練が必要だと思うんですよ。ただ単にね避難訓練本部を作って、ああ、みんなここに集まってくださいとか、そういう避難訓練はあんまり必要じゃないと思うんですよ。滝の間でも避難訓練をやりました。リヤカーを使って、浜から高齢者を乗せたことを想定して、コミセンの坂道をリヤカーで上がりました。これは雪のない時期だからできた避難訓練であって、冬場にあそこをリヤカーで登ることは、まずほとんど不可能です。だからそういう自治会の地域性に合った、目的意識を持った避難訓練、これが避難対策の一丁目一番地じゃないですか、町長。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議員おっしゃるとおりでございます。私も先ほどの答弁で申し上げましたけども、やはり想定外をなくして避難を行う、これがやっぱり大事だというふうに思っております。あらゆる状況を想定して、冬場でもですね、しっかりと避難できるような体制、こういったところが非常に重要であると思いますので、町としても各自治会に対しましてですね、夏場の訓練だけでなく冬場の避難訓練もしていただくよう、協力を仰いでいきたいと思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。10番。

○10番（門脇直樹君） くだいようですが、避難訓練は何回やっても無駄ということはありせん。例えば冬場の夜中に地震が発生して停電になる。真っ暗なのをどうやって逃げますか。二次災害にも繋がります。行政っていうのは、最上を望んで、最悪に備えた計画を立てるのが行政であります。その辺を十分考えた避難訓練、避難行動を住民に周知していただきたいと思ひます。もう一度だけ答弁。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） いずれ冬場であっても夏場であっても、先ほど、夜であっても朝であってもですね、いつ来るか分からないのがやはり地震なり、津波であると思ひております。そういった災害にですね、しっかりと対応できる準備、これが非常に大事であるというふうに考えておりますので、引き続き町としてもしっかりと対応してまいりたいと思ひております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 10番議員、ほかに質問ありませんか。

○10番（門脇直樹君） ありません。

○議長（皆川鉄也君） これで10番議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。10時52分から再開いたします。

午前10時46分 休 憩

.....

午前10時52分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの町長答弁に訂正部分があるようでございますので、これを許します。堀内町長。

○町長（堀内満也君） すいません、先ほど笠原議員の質問の中で、旧八森庁舎跡地の募集を今止めてると、ホームページに載ってないと話をちょっとしたんですけども、3月の29日まで募集期間になっておりまして、現在もホームページには載せて、募集しておりますといったところでございますので、そこはちょっと訂正させてください。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 次に、11番議員の一般質問を許します。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） おはようございます。

議席番号11番、山本です。通告に基づき、一般質問をしたいと思います。

はじめに、防災に関する協定について。

町が取り組む防災対策は、556ページからなる八峰町地域防災計画に及ぶものでありますが、今回は協定という点に絞って質問をいたします。

発生時の様々な状況を想定し、災害協定の締結を進めている町と協定を締結している多くの団体について、大変心強く、ありがたいと思うところですが、一方で、締結内容は公開されていないため、実際にはどのような形で機能的に活動されるのか分からないということであります。防災計画によると、様々な団体と災害協定を締結しております。この協定締結については、町が連携したい団体や組織にお願いしたものなのか、若しくは先方から申し出があったのでしょうか。

ほかの自治体が協定している防災計画の内容を見ると、避難、警備、交通、緊急輸送、医療救護、飲料水、食料、生活必需品等の供給など、様々な対策が記載されておりますが、こうした枠組みに沿って協定が可能な団体と締結を進めているが、実際にはバラバラに協定先に連絡を取ってしまい、民間組織の支援を得ることが困難になったという例があると記載されています。災害時には町単独での対応には限りがあるため、協定先として他の自治体や関係機関、そして民間企業との協力が不可欠であると考えています。

そういう意味で、災害時の応援協定等に係る次の点について質問します。

協定している対象団体の協定数、その協定内容。

連携している団体や組織と町との間で、連携内容が共有されているのか。

協定先への依頼連絡の体制について確認されているのか。

協定先との間で、業者が何を担当するのか決まっているのか。

次に、全庁的事務改善とD Xの推進について。

人口減少、超高齢化社会を迎え、地方過疎化や地域産業の衰退、東京圏への一極集中など、大きな課題となっています。国は、人口が減少したから国力が低下するのではなく、国民力の低下が国の衰退を来し、人口の減少を招く。この言葉は、少子化の最大の原因の一つとして国民力の低下があることを指摘しております。そして、国民力を強める要因の一つが人材育成だと言われています。

そこで、常に町民のため、町の安心・安全のために仕事をしている職員が、仕事に対してやる気があるのか、使命感を持っているのか、責任感があるか、努力しているのか、職員にプレッシャーをかけるつもりはありませんが、町は職員を信頼し、命を預けているといっても過言ではありません。それだけ期待しています。期待されている職員がその期待に応えられているのか。そして、その町長の仕事の中で一番重要なものの一つが、有能な人材を育て、よいアイデアを引き出すことであると考えます。

ところで、ある店のトイレに「やってみせ、言って聞かせて、させてみせ、ほめてやらねば、人は動かじ。」という山本五十六の語録が貼ってあります。それを見るたびに、これまでの町長は、職員の先頭に立って粉骨砕身自ら姿勢を示して人材育成に心血を注ぎ、ありとあらゆる手法を駆使し、叱咤激励し、あれもやった、これもやったと数々の実績を示したと自負する町長がいました。私も議員として十数年にわたり多くの職員と接し、感心した職員もおります。しかし、この10年間の間、総じて職員の積極性がないように感じます。それは、職員が悪いものではありません。能力がないわけでもありません。育ててなかった。聞く耳をもたなかったのであります。

私は、職員の自主性や創造性を認めて、時には失敗を容認する姿勢など、職員をしっかりと育成する視点を変えてしまった結果、職員が事なかれ、忖度主義に陥ってしまっていることにその原因があるのではないかと思えてなりません。

今後、役場職員や地域を担う人が年々減少し、住民のライフスタイルが変化する中、住民一人一人のニーズも多様化しています。このため行政の仕事は複雑化し、多岐にわ

たようになるでしょう。それにもかかわらず、今までの職員の業務量は増加するたびに、それに対応したＩＴ環境に変えていない。そして、これまでのＩＴについては、組織、業務の効率化を主な目的として取り組んでいるようですが、利用者たる町民としての利便性の実感を感じられません。

人口減少していく町の職員として、少子高齢化や社会情勢の変化などにスピード感を持って柔軟に対応しながら、新たな視点を持ってチャレンジし、経営感覚を持ち、長期的視点に立った町民への丁寧な説明や情報提供を行い、町民から信頼される組織、そして活気のある職場づくりがデジタル世代の人材を生み、持続可能なアイデアを引き出すものと考え、若い感性を持った堀内町長の行政運営を期待するところであります。

これからは「ＤＸ」、デジタル・トランスフォーメーションと言う、町民のサービスの向上のため、デジタル技術を用い、新しい価値を生み、仕組みを導入し進めるのがこれからの行政事務事業の在り方ではないのか。そしてデジタル化についていけるように、町民の利用の誘導とサービス向上のため、全庁的・横断的な組織体制でのアイデアを提案し共有する事務改善やＤＸ推進の取り組みの考えを問うものであります。

以上であります。答弁よろしくお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
堀内町長。

○町長（堀内満也君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

町では、災害が発生した場合、被災者支援のための応急対応や災害時にも継続すべき通常業務に加え、全体の業務量が増大するため、他の自治体や民間組織等からの支援を受けて対応することが不可欠であります。また、応急業務の中には、専門的な業務や民間組織に任せた方が迅速かつ効率的な業務があるため、その対応に適した民間企業等からの協力を得ることが重要であります。

このため町では、災害時の官民連携の体制を構築すべく、2月27日に締結しました「イオン東北株式会社」を含め、23件の災害協定を結んでおり、具体的な内容については、被害施設等の早期復旧作業のほか、飲料水や日用品等の支援となっております。

また、連携内容の共有については、現在、県及び県内25市町村、能代山本広域市町村圏組合など、9件の連携協定を締結しており、この内容は各協会の事務局を通じて共有され、昨年7月の豪雨災害の際には、水道施設の破損に伴う断水に対し、被災直後から大館市や能代市、八峰町建設業協会などからご支援をいただいております。

さらに、協定先への連絡依頼については、事務局や責任者と相互に連絡先を取り交わしているほか、役割や担当については、被災状況に応じて、その対応に適した業者へ協力要請ができるものとなっております。

いずれにいたしましても、被災直後から復興に至るまで、民間企業等からの協力は不可欠であることから、能登半島地震などの新たな被災地域の状況を踏まえ、協定内容の見直しや新たな協定の締結について幅広く検討を進めてまいります。

次に、「全庁的事務改善とD Xの推進について」であります。

私が町長に就任した際、職員に対し、町の課題解決をはじめ、掲げた公約を実現するためには、職員一人一人の協力や活躍が必要であると伝えたところであります。また、様々な事務事業を進めるにあたり、時には縦割り行政的な部分を感じるところがあり、その際は、各課の横の繋がりを大切にし、協力しながら横断的に取り組むことを指示しております。

ご承知のとおり、八峰町は、人口減少や少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や地域の過疎化など、多くの課題を抱える中で、複雑化・多様化している行政サービスにおいて、デジタル技術を活用した業務の効率化や行政サービスの向上が求められているところでもあります。

このため、現在、八峰町でもD X推進計画を策定しているところであり、令和6年度からデジタル化を積極的に進めていくこととしております。

具体的には、既存の情報システムの標準化や共通化に取り組んでいくほか、行政手続きのオンライン化やマイナンバーカードの普及促進、窓口改革などにも取り組むこととしております。

D X推進計画の策定にあたっては、全庁的・横断的な組織体制で取り組むことが重要であると考え、推進体制としましては、私をはじめ、副町長、各課管理職で構成する「D X推進本部」や各課の一般職から選出した「D X推進会議」などを設置し、検討を重ねているところでもあります。

デジタル技術については、絶え間なく、かつ急速に成長しており、不確定な要素が多いことから、進捗管理については、意思決定から行動までを迅速かつ柔軟に対応することが重要であります。

町といたしましては、今後も全庁的・横断的な組織体制での意見交換に取り組み、国のデジタル田園都市国家構想交付金等を活用しながら、幅広い視点で必要な行政のデジ

タル化を進めてまいります。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、再質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 災害協定に関してでありますけども、各、まあ近くの団体、国・県も含めてですね、公共、公共というか、自治体同士の協定は、いわば必然的っていうか、当たり前のことで、そちらの方はまず寄せておいてですね、民間との協定についてですね、先ほどイオンとの協定はもう既にやって、災害時に応援してもらうというふうなこと回答ありましたけども、私は、この災害協定に関しては、受け入れるだけではなくてですね、例えば、何ていうか、要支援者の関係もいるわけですね、町内に。ああいうふうな方々の搬出っていうか搬送っていうか、そういうふうなことに對してはね、いろんなところからの支援ももらわないと、その施設だけでは無理があるんだろうと。とすればですね、そこに例えばトラックの荷台に乗せてくってということだって、まず命の大切だとすればですね必要なわけで、それが例えば運送業者にその時だけ頼むという方法もあるわけですね。ですから、そういう公の何ていうか、自治体同士の協定に限るわけではなく、民間の本当に動ける、今すぐ近くにいるそういうふうなところとの協定っていうか、例えば町内の建設業者とか、そういうふうなことも私は必要なんじゃないかなというふうに思ってるわけですよ。ですから、その辺についての、まあいいのかどうかというのは別としてですね、その辺、消防法の問題やら何かあるかもしれませんが、その辺についての考え方としてはどうなのかというふうに思いますが、その点について答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に對し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議員おっしゃるとおりですね、災害時の要支援者の搬出というのは非常に大きな問題であると思います。確か去年の7月ですね、五城目町でかなり大きな被害がありましたけども、その際もですね高齢者施設にいる要支援者をですね、近隣の確か潟上市だと思いましたが、潟上市の施設に搬出したといった事例も確か報道でなされておりました。やはりそういった取り組みも、八峰町もそういった高齢者の施設が多くありますので、そういった体制づくりも大事だなというふうに感じているところでございます。

いずれそういったところが、建設業協会ではなくて、例えば、ほかの市町村ですね高齢者施設のそういったとこと連携していくとか、そういった形が多分大事になってくる

だろうなというふうに考えておりますので、そういったところも含めて今後しっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんでしょうか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） そういうことでありましてね、もう一つはですね、今、盛んに地域防災、え、自主避難組織……

（「自主防災ですね」と呼ぶ者あり）

○11番（山本優人君） 自主防災組織、まあ作っておりますけども、その組織として作られたんでしょうから、そういう今ほど言った避難の際に手助けするという意味においては、その地域防災組織の一員たる人もですね、例えば自分の組織の中のメンバーの軽トラを使って、あんまりこう足の悪い地元の人を搬出なり乗せるというふうなことも、その協定の中の一つではないかな。そういうふうなことをちゃんとまず認識して協定しておかないとですね、いや、いざ私は頼まれてないとか何とかってこういうふうになったりですね、その例えば、最悪、例えば今、最近は車の免許がオートマの免許限定なってる人もいますよね。ところが普通のマニュアル車乗れない免許者が、たまたまその何だ、オートマしか乗れない人が軽トラを運転すると違反なるわけです、現実にはね。ところが防災で緊急を要してる時はいいようなことも、まあ認めておくっていうか、これは警察の問題ですからなかなかいいとは言われなくても、そういうことまでやっぱり想定しておかないとですね、なかなか緊急時にはそういうふうな対応ができていけないんじゃないかなという思いがあるわけです。そういう意味においては、まあその辺の受任の限度っていうのが表立ってはできないかもしれませんが、ある程度、警察、消防等の内々の共有というか、そういうふうなものが必要なんじゃないかなと思いますが、その辺についてはいかがでしょう。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） なかなか難しい問題かなというふうには思いますけども、いずれ先ほど私、門脇議員にも答弁したとおり、やっぱり想定外をなくすというのがやはり大事だなというふうに思っておりますので、そういった状況も含めてですね、消防あるいは警察等との会議の際にはですね、そういった機会を捉えてしっかりとそういった考えを伝えていきたいなというふうに思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） あと、各災害、まあいろんな関係機関に対して連絡する人が当

然出てくるわけなんです、その連絡先っていうのは、その各自、まあ担当が決まってると思いますけども、それは毎年毎年まず人事異動お互いにあるわけですから、それについて確認はしているんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。工藤防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（工藤善美君） 山本議員のご質問にお答えします。

町の方では、毎年、災害時における動員指定職員の名簿というのを更新しております。各職員がどこの班に属するのか、防災計画に総務班、防災班、物資班、広報班、調査班と分けて班編成をされておるんですが、自分がどこの班に所属して、どういう業務をやるのかというものを、毎年、人事異動後に、4月1日後に更新して、それを町の職員が全員見れるフォルダーの方に入れて、改めて見ていただけるようお知らせしております。ですので、議員の方でご心配していただいております内容につきましては、全職員把握できている状況にあると認識しております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 当然といえば当然で、しっかりしてやってもらいたいと思いますけども、それは庁内のことであって、私が聞いているのは相手です。協定先と、こっちから応援求める相手との連絡がね、やはり常に把握してないと災害時にあたふたするわけですね。そういうことが各地の例で問題があったんだというふうな記載が結構出てくるわけですよ。ですから、その辺はやはり、まあ年に1回でいいのか、年に2回も3回もやるべきなのかはちょっと微妙で分かりませんが、その辺をしっかりしているのかどうかということなわけです。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。工藤防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（工藤善美君） 山本議員のご質問にお答えします。

町の方で各協会といいますか、各団体の方とやりとりするのは、防災対策本部で事務局であります防災まちづくり室の方からご連絡が行く形となっております。それに関しましては、防災まちづくり室の方で協定の方を取りまとめておりまして、協定の中に一部うたわれてるものもございます。それで、毎年異動があった時、若しくは年度の始めにその各連絡先等を取り交わすということになっておりますので、そちらの方の業務の

方を滞りなく進めてまいりたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） もう一点聞きたいんですが、今、災害備蓄品でいろんな、ベッドとかですね、シャワーとかというふうなものが確保されていると思うんですが、実際に災害時にそれはすぐに組み立てる、設置するというふうな段取りっていうかマニュアルというか、そういうふうなものが当然あるわけですが、それが全ての職員がちゃんとできるような認識、まあ全員ができないかもしれないけども、最低限、誰でも組み立て・設置できるようにマニュアル整備っていうのが必要だと思うんですよね。ですから、その辺についてはちゃんとみんな整備されてるのかどうかということを答弁ください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。工藤防災まちづくり室長。

○防災まちづくり室長（工藤善美君） 山本議員のご質問にお答えします。

避難所等の設置に関しては、避難所置マニュアルというものがございます。ですが、実際のその備蓄品、まあ仮に段ボールベッド、若しくはプライバシーテントの設置の件に関してでございますが、取扱説明書等は確かに付けております。ですが、実際に触ったことない職員もございますので、実際に避難所訓練等をする際に町の職員も立ち会ってもらって、そちらの方は体験していただいた上で、しっかりと体制が整えるようにしたいと感じております。

あと、町の職員というふうな形とちょっと離れてしまうんですが、防災訓練の際に、昨年、立石の方で土砂災害訓練ですか、やらせていただいた時に、実際に立石の住民の皆さんと消防団の方に段ボールベッド及びプライバシーテントを張っていただく体験、訓練をしていただきました。実際災害が起こった際には、町の職員だけではどうしても人手が足りない場合がございます。議員先ほどおっしゃっていただいたとおり、自主防災組織とか自治会の皆様からご協力いただいて、そちらのような避難所の方の運営というふうな形をする形となりますので、町の職員はもちろんのことながら、住民も巻き込んだ形で避難所の設置訓練等を含めたそちらの設置の仕方等、訓練を進めてまいりたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 是非、職員の方から、職員の方々は常にそういうのはやれる能力を維持してほしいなと思いますけども、それはかなり無理な話になるわけで、実際に

は私はね、マニュアル、書き物を見て作るというのは非常に難しくて、だったらもう画像で、動画でもう残してしまう、そういうことをして町のホームページなんか載せておいてもらえれば、いつでも見れるわけですよ。そういうふうな仕組みも少し考えてもらいたいというふうに思います。

あともう一つ、今回、今年の洪水で断水になりましたが、あの時不思議に思ったのが、自衛隊の給水車でしたよね。で、私、本来であれば、その近くの市町村の給水車が来るんだろうと思ってあったら自衛隊が入ってきたのであって、本来、自衛隊は県の要請でないと来ないという認識あったんですが、それは町長の力業によるものだったのかというところなんです、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） まず1点目の簡易テントとかですね、ベッドを動画で残してはどうかと、作り方をですね。非常にいいアイデアだなというふうに考えておりますので、そのあたりをですね、しっかりと、ホームページがいいのか、どういった形がいいのか、ちょっとそこは検討する余地がありますけども、そういったところしっかりと進めていきたいなと思っております。

それともう一点、昨年7月の自衛隊派遣の件ではございますけども、これは町からですね県の方をお願いをしてですね来てもらったところでございます。いずれ我々も経験したことのないような大きな災害でございましたので、ほかの自治体も同様にですね、かなりの被災があるだろうということで、あの時は早くですね来ていただきたいということで県をお願いして自衛隊をお願いしたといったところでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 1問目はそういうことで終わりたいと思います。

2問目に入りたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） はい、どうぞ。

○11番（山本優人君） 今回の、何ていう、事務改善の関係ですけども、いつも役場の中で入ってきてですね、非常に職員が忙しそうにパソコンに向かっている姿を見るわけですけども、そんなに忙しいものなのかなっていう気がするわけですね。

そこで、なぜこんなに忙しいのかなっていうことでありますけども、各、まあ個人でも団体からでも申請書、まあいろんな補助申請なり、事業申請なり、そういうふうな上がってきたもの、これペーパーでみんな上がって受けてる。それをわざわざまたパソコ

ンで打ち込むと。このスタイルがですね延々と続いているわけですよ。これをずっと昔からそのまんまで来て、こんだけパソコンなってる時代にまだまだ今までそのまんまやってるんですよ。で、今は、普通、我々会社の関係の事務やっているとですね、国の申請は紙で出さなくて、そのエクセルという何ていう、ソフトで、それに打ち込んだものをメールで送るだけで済んでるわけですね。それがこの八峰町の中に来るとそうでなくて、まあ一部にはそういうところもありますけども、ほとんどが未だに紙でもらって、それを基に職員が自分のパソコンに打ち込むというふうなスタイルだわけです。これを何とかしないとですね、いつまでたっても職員の数は変わらないし、しかも能率的ではないし、データだって本当にどうかと。これを改善するという方法を改めない限りですね、まあこれからのDX、もっといい町民のためのサービスというのとはなっていないと私は思うんですが、その辺についての答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 役場職員、確かにですね、いろんな仕事があって皆さん忙しくしているところは事実でございますけども、その申請とか受付とか、そういったところを目にしているところもありますけども、それが全てではなくて、またそれ以外の仕事も皆さん持ってですね、かなりこうやっているところでございます。

いずれにしてもですね、少しでもデジタル化して、その作業をですね少しずつでもなくしていく、軽微にしていくというのは非常に大事なことだと思っておりますので、働き方改革からの観点からもですね、そういったところを進めれるところはしっかりと進めていきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 冒頭の答弁の中で全庁的に取り組むというふうな話があったので、私は期待してますけどもね、いずれにしても、先ほど言ったようなやり方をですね少しでも改善していければ駄目だと思うわけですよ。今、八峰町、高齢化なっているといいながらも、今、何だ、スマホ、スマホの普及率だって多分7割は超えていると思うわけですよ。そうすると、スマホで入力して送るという、転送する、それだけで済むような状況づくりがこれから町民サービスというのに繋がるわけですね。まあいくら70なってもスマホを使える高齢者はいっぱいいるわけですから、そのためにはそういうふうなシステムを入れるというふうなことだって必要だと。これから、最近のニュースで郵便物110円になるというふうな話ですけども、全世帯、八峰町2,7・800ぐらいあるの

かな。まあそれに1回出すと30万円もかかるわけですね。だったらそれを、7割の人の申請、例えば給付金全世帯配布するとすれば30万円かかるわけですよ。それが7割の人はこのメールでいいやというふうに同意さえもらっておけば、あとの残った3割の人だけに郵送するというふうな方法だってあるわけですから、それと例えば、今、全町配布している議会だよりでも町の広報でも、あれだってネットで見てくださいますとやれば何もかからないわけですね。だからそういうふうなことを取り入れてやらないと駄目だと私は思うわけです。そのシステムづくりというのは、私は役場職員優秀だとは思いますが、やはりそのあれは特化したやっぱり職員、職員じゃない、アドバイスする人間はやっぱり必要によっては引っ張ることが、引っ張るというか、来てもらうということが必要だ。そうでなかったら、ふるさと企業人とか何とかって、ちょっと名前忘れましたが、そういうふうな制度だってありますから、そういうふうなことを取り入れるというふうな気があるのかないのかお尋ねします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

それこそ先ほど町長の方から答弁ありましたとおり、町の方ではDX計画の策定を行っているところであります。間もなく素案の方出来上がって、まず本部会議の方でもむことにしておるんですけれども、まずその作成にあたりましては、業務改善をするべき課題をまず洗い出してもらいながら進めております。それに基づきまして今後も定期的な会議を開きまして、その改善方法等進めていきたいというふうに考えております。その中には、当然行政の手続きのオンライン化、そういったものも含まれておりますので、そちらの方も検討してまいりたいというふうに考えております。

また、そういったところ、確かに役場の職員、いろいろな例えばシステムだとか、いろいろな情報等にうといところもあります。そういったことを補うために、町としましては、令和5年9月議会でCIO補佐官委託業務というものを活用しまして、今回のDX計画の作成にはそういったアドバイスをいただきながら作成をしているところであります。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） そのプロフェッショナルというのはITベンダーとかというんですが、そいつらの、そいつらというか、その人方の言いなりではなくてですね、自分らがやっぱりちゃんと理解して使えるようなことを十分に論議していただきたいと思

います。

最終的に何が言いたいのかという事です、この町民がどんどん高齢化していく中でもスマホを持つようになった。そうすると、なるだけスマホで納める、若しくはパソコンで納めるというふうなことをやるのがこれからの生活スタイルではないかなというふうに思うんですよ。私は特に字が下手なのでパソコン入力したいというふうに思うわけですが、今現在、奈良さんが質問するようですが、ホームページの中にそういう申請書類が全く、全くではないけども、ほとんどないわけですよ。各市町村に行くとちゃんとやってるとこは全部申請書類がダウンロードできるようになってるのに、八峰町は必要なものが何もない。これではIT化しようとしているという表示に全くないなって。だから一刻も早くこの部分については、私は取り組んでほしいと思います。各課に相当数の申請あるわけですよ。児童の関係、農業の関係、いろんな商工関係の申請、あれがまず最低限ダウンロードできる環境が必要だわけです。それを真っ先に作ってほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 私もそれは非常に大事なというふうに思っておりますので、この自治体とか見ても、基本的にPDFと、例えばエクセル版とか一太郎版というような形で申請書類は上がっておりますので、町としてもですね、そういったところをしっかりと対応していきたいというふうに思っております。

それともう一点、町民向けに関しましてはですね、今、町の公式LINEがありまして、かなりそのお知らせ版なんかをですねアップして配信しているような状況でございます。ただ一方で、この登録者がですね、なかなか伸びていないというようなところもあります。やはり聞くとですね、QRコードを添付して町の広報なんかに出してるんですけども、そのQRコードを読み込めないとかですね、そういったところもなかなか伸びていかない原因の一つだというふうな話も聞いておりますので、そういったところも含めてですね丁寧にですね、LINEの公式登録者数が伸びるように努力していきたいというふうに思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 今、町長の答弁にあったようにですね、あのQRコード、QRコードでない、町のホームページ、じゃない……

（「LINE、LINE」と呼ぶ者あり）

○11番（山本優人君） あ、LINEです。LINEをやっぱり宣伝してほしいなと思いますよ。これからあれはやっぱり重要です。あれにほとんどアップできれば、町の状況というのはほとんどこっちから一方的に出すことができるし、相手も非常に便利ですね。だからそれは金をかけてでもやはり、もし登録してない人がいたらそれをやるようにしてもらうように、やっぱり努力した方がいいと思いますが、いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） いずれ高齢者であってもかなりスマホを持っているというふうに聞いておりますので、そこあたりですね自治会長さんとかいろんな方々と協力しながらですね、登録者数を伸ばすようにしていきたいなと思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。

○11番（山本優人君） 終わります。

これで11番議員の一般質問を終わります。

次に、3番議員の一般質問を許します。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 通告に従いまして、一般質問を行います。

大きく2点について伺います。

1つ目は、移住・定住政策についてであります。

現在、全国のほとんどの自治体で人口減少に歯止めがかからず、地方の活力が衰退し続けている一方で、東京をはじめとする大都市に人と企業と金が集集中、地方と都会の格差はますます大きくなってきています。

しかし、そんな状況にあっても、行政及び民間レベルの熱心な取り組みによって、人口の社会増に転じている自治体もあります。昨年秋に総務民生常任委員会の行政視察で訪れた高知県の四万十町と徳島県の神山町は、その代表的な自治体です。四万十町では、移住・定住促進事業と地域おこし協力隊の活用について、また、神山町では、認定NPO法人グリーンバレーのまちづくりの先駆的な取り組みや考え方について学んできました。四万十町は行政主導による取り組みを、それとは対照的に、神山町は民間主導による取り組みが進められてきており、それぞれに特色と違いがあり、非常に興味深い視察となりました。

我が八峰町も移住を進めるために様々な取り組みをしており、一定の成果を上げていると思いますが、若者に選ばれる町になるためには、魅力のある仕事があるかどうか

大きな鍵となります。リモートワークや自由な働き方ができるように通信環境を整備し、クリエイティブな人材を呼び込む仕掛けや、神山町のグリーンバレーが実施した一定期間その地に住んで仕事をするワークインレジデンスのような取り組みが必要です。それによって、県外で働く若者やクリエイティブな仕事をしている人たちがUターンや移住、あるいは二拠点居住を考えるきっかけになる可能性があると思います。

グリーンバレーが提唱した「若者や創造性ある人材の誘致によって人口構成の健全化を図るとともに多様な働き方が可能なビジネスの場としての価値を高めることにより、一次産業に頼らない持続可能な地域を目指す」創造的過疎という考え方を参考に、移住のターゲットを明確にし、思い切った政策によって人口の中身を変えていくべきではないでしょうか。

次に、町のホームページ改善についてです。

リニューアル後のホームページは、デザイン的にはかなり洗練されたように見えますが、肝心の使い勝手がよくなったとは言えません。総人口や世帯数等の町の基本情報や町長の部屋、組織やカレンダー等で探す検索方法等がトップページに表示されていなかったり、知りたい情報がどこに格納されているのか分かりづらかったりと、情報にたどり着くのにかかり、かえって使いづらくなったと感じております。ホームページは分かりやすさが第一です。

昨年9月の決算特別委員会で改善できないか質問した際、検討するという回答をいただきましたが、その後の経過について伺います。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。答弁については、午後1時より行いたいと思います。

午前 11時44分 休 憩

.....

午後 1時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

午前中の3番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 午前に引き続き、午後もよろしく願いいたします。

それでは、奈良議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「移住・定住政策について」であります。

1月23日に開催いたしました議員懇談会において、総務民生常任委員会の行政視察

報告があり、徳島県神山町の認定NPO法人グリーンバレーの取り組みを拝聴いたしましたが、まちづくりにおいては、行政だけでなく、民間の力も非常に重要であると再認識したところであります。

移住については、単にほかの土地に移り住むことではなく、田舎暮らしや子育てなど様々な目的を持ち、その土地に永住する気持ちで移り住むことと捉えており、そうした場合、生計を営むためにも稼げる仕組みが不可欠であると考えております。

徳島県神山町のグリーンバレーでは創造的過疎、長野県南箕輪村では子育て支援策に力を入れるなど、それぞれの地域で様々な取り組みを行っております。両町に共通していることは、まちの立地条件などを含めた資源を生かした取り組みを行っている、私は捉えております。

八峰町の資源は、海であり、山であり、農地であります。この資源を生かし、儲かる漁業や農業に向けた取り組みを進めていけば、若い人たちは来てくれると思いますし、また、一度町を離れた方も戻ってきてくれるものと信じております。

今、町では、サーモン養殖や菌床しいたけ栽培などにおいて若手が活躍しているほか、新規就農者数についても順調に推移しているところであります。

このため、まずは町の基幹産業であります一次産業に力を入れ、仕事を確保し、若い人を増やしたいと考えておりますが、議員ご提案の新たな移住・定住対策も必要であると認識しておりますので、今後は、各地域の取り組みを参考にしながら、様々な可能性を検討してまいります。

次に、「町のホームページについて」であります。

現在の町のホームページにつきましては、令和4年度に構築し、令和5年4月からリニューアルしたものを公開しており、間もなく1年が経過するところであります。

ホームページの構築にあたっては、プロポーザル方式により業者を選定しており、選定にあたっては、デザインも含め、行政目線ではなく、住民目線で検索しやすいものを採用しております。

現在は、情報を検索する際に、検索機能を使い、キーワードを入力することが主流となっており、ホーム画面については、より洗練されたデザインが好まれる傾向にあります。

また、各自治体のホームページを見ると、最近はお町のよう、トップページに総人口や世帯数といった基本情報を掲載していないところも見受けられます。

さらに、先日放送されたエフエム秋田の番組では、パーソナリティが本町のトップページのデザインについて、非常に高い評価をしておりまして、現時点においては、ホームページへの苦情等は寄せられていない状況にあります。

昨年9月以降の改善につきましては、トップページをはじめとする基本フレームに関する部分については変更しておりませんが、ホームページの記事内容の作成等に用いる機能については、修正や追加を行っております。

いずれにいたしましても、ホームページで重要なのは掲載内容の充実であると考えておりますので、今後も適切な情報発信に努めてまいります。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 3番議員、再質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 午前中の笠原議員の質問にもあったように、正に今、人口減少対策も待ったなしという状況です。

答弁の中でグリーンバレーのことについて突っ込んで触れていただいて、大変うれしく思いますが、四万十町は、2013年に社人研が公表した2060年の推計人口、これを見て衝撃を受け、その数に3,000人を上乗せした人口、これを保有するという長期目標を掲げました。そして情報発信の強化、住宅の整備、空き家の発掘も含まれますけども、あと各種補助制度の充実、それと地域おこし協力隊の活用等の、これらの移住政策に本格的に取り組んだわけです。その結果、平成29年から移住者数が伸び、今のところ推計人口を上回っているということです。

一方、神山町のグリーンバレー、これ民間の組織なので、行政のようにあらかじめ目標を定めて何かをやるということはしてこなかったわけです。行き当たりばったりでやってきた結果、最後には高専ができるという、そういう非常に飛躍的な発展を遂げたんですけども、この神山町はですね、人口を増やすというのではなく、過疎の現状を受け入れる、まずは。その上で、その人口を増やすことよりも、若者や創造性のある人材の誘致によって人口構成の健全化を図るということをビジョンにかかげております。アーティスト・イン・レジデンス。イン・レジデンスというのは、ある一定期間、その土地に移り住んで何かをすることなんですけども、アーティスト・イン・レジデンスというプロジェクトを行ったことで、移住するアーティストが出てきたり、移住者の友達など個人的な関係をもとにした移住者、こういった人たちが徐々に増えてきました。正に移住者が移住者を呼ぶという状況が生まれたわけです。今や神山町は、国内外から

多くの人たちが集まり、異質な人たちが日常的に行き交う、どこにもないユニークな町となっております。そして地方創生の聖地とまで言われるようになりました。

神山町は面積は八峰町よりも小さいんですが、人口と高齢化率はほぼ八峰町と同じ、あと面積、森林のその面積に占める率、これ大体八十何％だ、86％ぐらいですか、それも大体同じ。規模としてはよく似てるんです。ただ面積は八峰町の方が広くて、海に面してる、そこは違いますけども。

この創造的過疎という考え方、これは人口をこれから増やすのはほとんど無理だと思います。自然増というのは無理だと思います。むしろこの創造的過疎という考え方は、人口を増やすよりも現実的で、行政としてもこの考え方を取り入れやすいんじゃないかと思うのですが、そのあたりについていかがお考えでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議員ご指摘の創造的過疎、私も先ほど少しだけ答弁の方でも触れさせていただきましたけども、この創造的過疎っていうのは、やはりこう減っていく人口を数ではなくて中身を変えていく、そういった取り組みだと私は認識しております。そういった中において、この神山町は正にそうしたところを目指してまちづくりを進めていったというふうに思われますし、そしてまた、それが成功している事例だというふうに私も捉えております。

この八峰町、先ほど申し上げましたように、やはりこの海であったり、山であったり、そしてまた農地であったりっていうのが我々の特徴でありますし、そしてまた、この一次産業でですね、今、若い人たちが大変頑張っている状況もございますので、まずはやっぱり町としてですね創造的過疎としても非常に大事なんでございますけれども、この町の特徴であります一次産業のですね、ちょっと力を入れて、若い人たちの頑張りをしっかりと支援していきたいというふうに捉えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 今、町長おっしゃったように、まずは一次産業に力を入れる、この方針は間違っていないと思います。ただ、やはり都会に出ていった人たちでIT企業とかそういう先端的な仕事に就いてる若い人たちというのは、ふるさとに帰ってきたいという気持ちがあっても、そういう仕事があればなかなか帰ってこれないわけですよ。そうした時に、一次産業にじゃあ就きなさい、これを受け入れるかどうかという、そこも難しいと思います。やはり今までのキャリアを諦めることなく、ふるさと

に帰ってきて同じような仕事ができるのであれば、おそらく田舎に帰ってきててもそんなにデメリットがないのであれば帰ってきてくれると思うんですね。その時に通信環境がもし整ってれば、それは容易に進むのではないかと思います。神山町は2004年に全戸に光ファイバーを整備しました。このことによってサテライトオフィスが増えていったわけです。神山町がガラッと変わったきっかけが、この光ファイバーの整備です。ですから、そういうところにお金を投資するとか、やっぱりこれからはそういう新しいクリエイティブな仕事をする若い人たちとか、もっとこう自由な働き方、例えば町でも半農半Xとかやってますけども、そういうような形でもっと自由度の高い働き方ができる、そういう町にならなければ、やはりじり貧になっていくと思うんですね、町が。そういう設備投資という面では、通信環境の整備を進める、これは非常に重要になってくると思うんですけども、まあお金もかかることですけども。長い目で見ると、そういう投資必要ではないでしょうか。そのあたりいかがお考えですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） ただいまの奈良議員の光ファイバーの整備関係のことについては、私の方からお答えしたいと思います。

神山町の方のものをしているんですけども、光ファイバーの整備を2005年ということで、また、総務省のICTモデル事業としまして2007年度に整備したというふうに記載されております。この神山町につきましては、名称見て分かりますとおりモデル事業なので、おそらく国で先行して行った際に活用した事業だと思います。

ただ、我が八峰町におきましては、平成21年度にそちらの方に申し込みしまして、実際、平成22年の12月から八森地区においては、このインターネットの開設等にありまして、この総務省の方の光ファイバーの整備事業としまして、ICTの情報通信基盤整備事業というものを活用して整備をしております。

○議長（皆川鉄也君） 堀内町長。

○町長（堀内満也君） 私は、ではそれ以外の部分に関してでございますけれども、先ほど議員がおっしゃったとおりですね、八峰町、半農半X事業というものをやっております、一次産業の従事しながらですね本業であります仕事も進めていくといったことを取り組んでいるところでございます。そういった形で交流人口を増やしていけばですね、中にはこの八峰町の魅力を感じていただいて、移住・定住に繋がるものというふうに考

えておりますし、そしてまたW i - F i の整備もですね、町の施設においてはそれぞれ進めているところでございますので、そういったところを活用しながらですね今後も取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 最初に企画財政課長の方に質問しますけども、この神山町の場合は、全戸に光ファイバーを整備したというふうにネット等の情報には書いてあるんですが、八峰町の場合は全戸ではないですね。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） ちょっと私、神山町の方で全戸に整備した際の、その全戸にどういったものを活用してちょっと整備しているのかということ、これまではちょっと情報ないんですけれども、八峰町の場合ですと、現状、事業を行うにあたりまして、通信事業者さんが光ケーブルを整備する計画がないところだけが該当する地域という形での事業でありましたので、町としましては八森地区の全域について、既存のN T Tさんなり、東北電力さんの電柱の方に共架させてもらう形で光ケーブルの方を敷設しておりまして、そちらの方をまず何ていいますか、公設民営の方針でN T Tさんの方に貸出しするような形をとって、どこの家庭であってもインターネットを使いたいということであればすぐに引き込みできる状態までを整備しております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） じゃ、町長に伺います。半農半Xですけども、これ令和6年度の予算ですけど、宿泊費の助成なくなりましたよね。それで期間が2週間から3週間に延びたということで、で、宿泊費の助成がない。これだと、よほど意欲のある人でなければ来ないんじゃないのでしょうか。こんなにハードル上げてどうするんですか。これだと八峰町に来てほしいのか来てほしくないのか分からないような予算措置だと思うんですけど、いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 半農半Xにつきましては、昨年参加された方々のアンケート等を見ますとですね、宿泊施設の助成は要らないんじゃないのかですとか、あるいは、無職の方がですね、結局、移動する交通費もですね宿泊費も全部出るんだったら、じゃ、行きましようみたいな感じになってしまって、その移住・定住に結びつくのではなくてですね、ちょっとそこが、何ていうんですかね、全部ただだからじゃあ行きますっていう

ような形になってしまっていて、それだったら八峰町の魅力というよりは、その人たちがこう何ていうんですかね、生活するためにちょっと来ているというような感じになってしまって、その移住・定住に結びつかないんじゃないかなというふうに私は考えております。

いずれ去年のですね、そのアンケート結果でもですね宿泊助成は要らないんじゃないかというような参加者からの意見もありましたので、そしてまた加えましてですね、厳しい財政状況なので何か削りながらやっぱり継続しようというような思いもありまして、今回そういった予算措置とさせていただいております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） じゃ、割と経済的に恵まれてる人が多いということですかね。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 経済的に恵まれてるかどうか分かりませんが、半農半Xですので本業は必ずあるんですよ。で、本業しながら農業なり、漁業なりを手伝うというような形の制度ですから、そもそもやはり無職の人が来るというのは、ちょっと私は制度に合っていないなというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 実は、つい先だって9日の土曜日ですけども、グリーンバレーの大南さんが八郎潟町に講演に来られたんです。で、私、講演聞きに行ってきました。そこで約1時間ちょっとにわたって、私が視察の報告で言ったような、三十数年にわたる取り組みをこうお話しされて、いろいろ示唆に富む言葉を聞いてまいりました。その中でですね非常にこう印象に残った言葉が幾つかあります。「ほとんどの人たちは、自分の起こした行動に対する結果を早く見たい。」「いろんなことを拙速に進めたり、雑なものを作っていったりするが、自分たちの次の世代が結果を見られればいいという考えで時間軸を長くすることによって、奥行きと広がりのあるものができるのではないか」。これはアーティスト・イン・レジデンスというプロジェクトの中で、アーティストが作った作品のことを言ってるんですけども、それは「図書館」という作品を作ったんです、アーティストが。人生の節目で出会った本をその図書館に預けるんです、3冊。で、その鍵がかかっているんです、図書館に。その3冊がどんどん時間をかけてたまっていくと、それが一つのまちの住民の歴史になっていくわけですね。でも、その図書館が満杯になった姿を、もしかしたら見られないかもしれない、自分は。けども、自分の

孫子の世代の人たちがそれを見ることになるかもしれない。ということを言っているんです。ですから時間軸はあまり短く取らないで長く取る。そうすると広がりとお興行きのあるものができるのではないかということなんです。

で、そのアーティスト・イン・レジデンスをやったことによって、移住者がどんどん増えてくるわけです。アーティストの。最初に移住したのはアーティストなんですけども、だんだんその移住した人の友達とかも移住してきて、数珠繋がりになって増えてるわけですね。そうすると、町の中に異質な人たちが行き交うことになりますよね。でも、最初は何か変な人たちが歩いているなと思ってた住民も、そのうち慣れてくるんです。それがもう当たり前の状況になってくる。ですからですね、八峰町もそういう異質な人たちをどんどん入れることによって、町の空気が変わっていくと思うんですよね。行政がそれをするというのはちょっと難しいこともあるかもしれませんが、この最初から移住者を増やすとか関係人口を増やすとか、その型にはまったアプローチをするんじゃなくて、住民一人一人がですね、一人誰か友達こっちに引っ張るとか、そういうふうな意識で増やしていけば、かなりの人たちがこちらに興味を持って来てくれるんじゃないかと思うんです。行政はあまり表立って関係人口を増やしましょうとか、肩ひじ張ってやる必要は、私はないと思ってます。

それから、高齢化率50%超えてます、神山町も。ですが、昨年4月の神山まるごと高専、これができたことで人口がいきなり40人増えました。で、人口が1%増えて、高齢化率が0.3ポイント下がったそうです。これがこれから5年間続いたら、すごいインパクトになりますよね。15歳から二十歳までの人たちが、1学年40人だとすると200人いるわけですね。ですからそういう異次元の地方創生を果たした、まあ神山町は特別なケースかもしれませんが、その考え方のエッセンスを取り入れて、やはり、さっき笠原さんも、どこもやってない独自のものをやれ、やってほしいって言ってましたけども、私もそういうことを言いたいんです。さっきも言いましたけども、移住者を増やすとか関係人口を増やすという、そこに焦点を当てた取り組みではやっぱり、大南さんも先日おっしゃってましたが、金太郎飴のような、そういうまちになると。そうではなくて、外からやってきた人たちと一緒に何かをやっているうちに新しいことが生まれました。その外からやってきた人たちを風の人と呼んでましたけど、風の人と元から住んでる土の人、この人たちの融合で新しいことが起きてくる、そういうことをおっしゃってました。

すいません、ちょっと抽象的な話になってましたけども、その移住者と定住者との交わりについて、町長はどのような考えをお持ちなのか、そこを伺いたいです。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 移住者と定住者、昔からここにいらっしゃる方の関わりということとでございますけれども、やはり新たにですね移住者を受け入れるということであればですね、やはり今までこの地域に住んでいる人たちもですね快く引き受けて、で、コミュニティを継続していくっていうのがやはり大事なかなというふうに思っております。そういった意味でですね、受け入れる側ですね気持ちだったり、そういったところをこう、八峰町の人が決して閉鎖的っていうわけではないんですけれども、やはりそういった新しい変化を受け入れるような人間性だったり、町民性に変えていくことができますね、やはり移住者を増やしていくような取り組みの一つかなというふうにも思っております。

ただ、先ほど申し上げましたアーティスト・イン・レジデンスですか、異質な人を増やすっていうところも、それはそれでひとつ手段としてはあるのかなと思いますけども、私もそこあたりですね非常に勉強不足なところもありますので、もう少しちょっと研究しながらですね、町政の方に反映できるところは反映していきたいというふうに考えています。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 町を出てクリエイティブな仕事をしている人たちが八峰町出身者にいますよね。例えばアニメクリエーターの後藤隆幸さんですか。ですからそういう人たちがですね、こちらの方に、通信環境が整っているのであれば、サテライトオフィスをつくる、つくってもらって、若い人たちの働く場所になるような状況が生まれれば非常にいいなと思うんですけども、やはりそういう人たちにもこう、これからトップセールスじゃないですけども、町長の働きかけが必要になってくるのではないかなと思います、いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 今、後藤さんのお名前が出ましたので、実は昨年11月、行政報告でもやりましたけども、後藤さんとお会いしてきたところでございます。いずれ日本のアニメーターとしては日本の本当にトップクラスの方でございますし、また、この八峰町の出身ということで非常に八峰町への思いも強い方だというふうにお見受けした

ところでございます。いずれこの繋がりをですね非常に私も大事にしながらですね、今後そういった議員のご指摘のような可能性があるのであれば、しっかりとお願いもしていきますし、そしてまた八峰町のPRも引き続き行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） やはり移住に関してはもうちょっと、こちらの柔軟に、人が減るから出さないとか、そういう囲い込みの発想ではなくて、一旦出ても帰ってこれる町、そういう町を目指して、あとは柔軟、さっきも繰り返しになりますけども、柔軟な働き方ができるようなそういう環境、そういうものをつくって行って、移住、そしてまた定住にもこだわらない姿勢、行ったり来たりでもいいんですよ。一定期間だけ住んで、行って、また戻ってきたり、そういう人たちがいっぱいいれば、一定数は保たれるわけですから、そういうふうに考え方を少し頭柔らかくしてやっていただければなというふうに思います。

それと、さっきちょっと途中で終わったんですけども、大南さんに私、最後質問しました。行政はまちづくりにどういうふうに関わってきたんですかと。そしたら返ってきた答えが、神山町の近くにあります葉っぱビジネスとかゼロ・ウェイストの取り組みで有名な上勝町ってありますけども、そこは行政主導型だそうです。でも神山町は、次々に真新しいプロジェクトをやっていくのではなくて、町民に必要なことを堅実に積み重ねていく、そういう形の行政で、下支えといいますか、この大南さんたちのまちづくりをやる端緒となりました青い目の人形、アリス人形ですね、その里帰りプロジェクトの際には、その訪問団に600万円のお金を出してくれたそうです。また、アーティスト・イン・レジデンスも毎年210万円くらい、これを25年間続けて投資してくれてるそうです。逆に言えば、行政はうまいことやっている。汗をかくのは民間で、でもその要所要所の裏支えは行政がやってくれて、しかもそれを自分たちがやったとは言わないと。何て神のような行政であるか私は思いましたけども、こういう息の長い支援というのが大事なかなと思います。ビッグプロジェクトもいいですけども、やっぱり地道に民間を支えるという、そういう考え方も持っていただけたらかなと思います。

1番については以上です。

○議長（皆川鉄也君） 続いて2問目の再質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） ホームページですが、これやっぱり町の情報の入り口となりま

すので、町の印象を大きく左右すると思います。使い勝手が悪いホームページでは来訪者が減っていきます。移住情報を知りたい人も興味を失ってしまう恐れもあります。

先ほど町長、今は基本情報をトップページに載せない自治体も増えているというお話しされましたけども、それがすぐそこ、リンク貼ってあってすぐ飛べればいいんですけども、今のリニューアルしたホームページはそうになってないと思うんですね。1回ではリンク、その例えば町の総人口とかという情報を探したい時に、トップページから1回どっかに入って、またそこからどっかに入ってという形でないと見れないような気がするんですよ。やっぱり利用者の立場に立った親切で使いやすいホームページにしなければならぬと思います。

このホームページだけじゃなくて、町全体の情報をどう発信するか。これについての、以前も私言ったことがありますけども、PR戦略といいますかね、八峰町の情報戦略とその専任の部署が必要だと思うんです。町がどのように情報発信したいのか、しっかりとこの戦略がなければ、業者が変わっても同じことになると思います。ですから、このホームページの使い勝手が悪いこと、この根底には町の情報戦略が構築されていないことがあるのではないかと思います、いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 一番最初の答弁でも申し上げましたけども、このホームページ、まだ構築してからですね、改訂してから大体1年というところでございます。そういった中でやはりこう見ている人もですね、まだちょっと使い慣れないのかなというところもありまして、先ほど議員の方がなかなか総人口のところまで行き着かないというようなお話でしたけども、実はワンクリックで行き着くようなところにはなっております。

また、その情報戦略でございますけれども、確かに特化した部署というところは現時点においてもありませんけれども、今ですと企画財政課の担当者がこういったところを一手に引き受けてやっていたらいいところではないかと考えております。

一方で、先ほど山本議員の方にも答弁しましたけども、やはり町公式のLINEというのがありまして、これの登録者数を伸ばしていきながら、もっともっとう町民の方々にですね町のお知らせなんかをリアルタイムで発信できるような取り組みはやっぱり必要だなというふうに考えておりますので、そういったところには少し力を入れてやっていきたいなというふうに思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 先ほどの山本議員の一般質問で出てまいりましたが、今、町はDX推進計画を策定中だということで、CIO補佐官ですか、この方にその情報戦略等について相談するということではできないのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） ただいまの奈良議員のご質問にお答えします。

まず、CIO補佐官の方にこういった業務も相談することは可能です。ただ、今現在実質的にやっているというのは、計画の作り込みの仕方、手法等が今の段階では主な内容となっておりますので、今後いろいろなところに関して、こういうツールがありますよとかそういったことは、今後行っていく予定としております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 町長の部屋、これが全く更新されておられません。前の森田町長もこれ苦手だったみたいで、これ最後に更新したの去年じゃないですかね。

○町長（堀内満也君） そうですね。

○3番（奈良聡子さん） ええ。是非更新してください、短くてもいいから。長く書く必要はないですよ。苦手ですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 決して苦手なわけではないんですけども、なかなか、ほかの市とか大きいところに行きますと、いろんなところにですね秘書さんが付いてきて、その写真をですね、その秘書さんが撮ってアップするというなやってるんですけど、私、結構一人でいろんなところ行くもんですから、なかなか自撮りっていうのはちょっと苦手でございますけれども、いずれですね更新の頻度をですね、もう少し意識しながら町政運営していきたいと思っております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。

○3番（奈良聡子さん） 以上で終わります。

○議長（皆川鉄也君） これで3番議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。45分から再開いたします。

午後 1時37分 休 憩

午後 1時44分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を再開します。

次に、8番議員の一般質問を許します。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 傍聴の方、午前中から本当にありがとうございます。

最後になりましたけれども、私が最後の一般質問を行います。通告に従って行います。
大きな3点について、町長の考えを伺います。

まずはじめに、聴力検査と補聴器購入の補助について伺います。

耳が聞こえにくいことは、年を重ねるとどなたにも起こり得る現象です。ある60歳の男性は、「母さん耳聞こえねくなって、しゃべっても分らないし、母さんもあんまりしゃべらなくなった」と聞いたことがあります。またある人は、「補聴器をテレビ見て買ったけども、ほとんど使っていない」。家族からは「電話も聞けねし困った。おっきい声でしゃべるのが大変だから、あどしゃべらね」と、家族で孤立していることがうかがえます。このようになると認知症に繋がると言われています。

まず、難聴検査を気軽にやれるようにしなければなりません。そこで、次のことを提案します。

国保特定検診の項目に65歳以上の方を対象に聴力検査をすることです。それに合わせて後期高齢者医療保険でも使えるようにしてほしいものです。このことは、町長が後期高齢者議会の議員になっておりますので、是非とも取り上げてほしいと思っております。当面、福祉予算でもこれを行えることができるのではないのでしょうか。考えを伺います。

2つ目は、補聴器は高額であることと、なじむまで何回も検査を調節することが必要です。まず、補聴器の購入については、全国147か所が補助を行っています。実態に合わせて半額補助も考えられるのではないのでしょうか。当町に障害者生活用具給付事業がありますが、障がい者以外にも町長が認めた者に実施できるとありますが、この事業の利用範囲を拡大して、難聴者の補聴器購入制度としていく考えはないのでしょうか。

3点目は、役場の受付や公民館にヒアリンググループを取り付けることです。難聴の方が補聴器や人工内耳に目的の音だけクリアに聞き取れるもので、平成30年に厚生労働省におけるヒアリンググループの普及促進の取り組みについてという案が出ています。かなり前のものですので利用している自治体も多いと思いますが、能代市でも受付窓口に用意していると聞きます。今後は公民館や傍聴席にも用意していきたいと考えている議員もおりました。当町でも実施する考えはないか伺います。

2つ目は、持続可能な自治会運営にするにはです。

自治会の運営には、会長並びに役員の方々は大変な努力をしていると思われます。それぞれの自治会の運営方針に違いはありますが、財政運営が非常に厳しいという自治会があります。人口減少と児童が極端に減って行事ができないと嘆いています。以上については、特に八森地区は共通しているのではないのでしょうか。

そんな折、大館市で2自治会が解散したことが報じられました。驚きました。その自治会に入っていた人に話を聞くこともできましたが、150くらいの自治会で多くは団地を抱えている。その後、配り物はシルバーか分からないけど誰か配っている。また、募金は社協が集めているようだ。もう一つの自治会は、行政協力員が配っているらしい。詳しいことはよく分かりませんが、これらの話を聞くにつけ、行政とパイプがぷつんと切れ一番困るのは行政ではないのでしょうか。

コミュニティセンターが各自治会に建設され、八峰町の自慢になっていますが、その当時はそれぞれの公民館が老朽して維持管理が大変であることから、快適な建物を欲しいと思うことは当たり前だと思います。それからしばらくたって立地条件の悪いところは傷みが出てきて、補修するにも自治会の財政では間に合わず、やっていけないという声があちこちから聞こえてきています。10万円以下の小破は自治体が負担することになっていますが、町は自治会に1人当たり1,500円の交付金を出しています。自治会はそれに合わせて会費も取っていますが、掃除や小走りに払うと間に合わないと言員会で交代してやっているという話もあります。10万円以下の小破は何回もある。また、エアコン設置で20万円かかり、10万円まで補助してもらったが財政逼迫した。指定管理を受けてもやっていけないところが出ているのではないのでしょうか。思い切った支援と援助が必要だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

会費はそれぞれ違いがありますが、高齢者独り暮らしは半額免除としているところがあります。大抵1万円前後ではないのでしょうか。これには4団体への募金も一括して含まれます。このほか行事がたくさんあります。児童民生委員のなり手を探すのにも頼み歩いているという自治会長がおりました。募金や小走り料金、また、町の仕事の区分けをはっきりしていくことが負担を軽くすることではないのでしょうか。

自治会は持続可能が必要です。自治会に依存し過ぎると、やり手がいなくなるのではないのでしょうか。ある元自治会長は、先日、通りすがりに話がありました。「誰もなり手いねし、このまま大館みたいになって」と話をしていました。そうならないよう、自治会の負担軽減について、また、支援・援助について対策を伺います

最後に、津波にも土砂にも使える防災センター設置について伺います。

2021年版のハザードマップでは、全町に配られましたが、その後の対策について町から住民に避難についての説明や指示がありましたでしょうか。見方が分からないなどの話も聞きます。これを基に地域で集会があるごとに広げて、自分の置かれている状況を知ることが日常茶飯事に行われなければならないと思います。どのような災害が来るのか、昨今の気象状況から、大雨、土砂災害、津波を想定した安全対策が必要です。ハザードマップを見ると、津波で高台に出ても、その先が示されていません。

そこで1つ目の質問です。住民の安全を第一に考えた災害対策は遅れているのではないのでしょうか、考えをお聞かせください。

2つ目は、先日、ボランティア研修会の研修の会議の中でも話し合われましたが、津波にも土砂災害にも利用できるセンターが必要だと防災士の武田さんが話しておられました。私も、もっともなことだと思います。101号国道沿いの樺方面から観海地区の道路は、津波、大雨、土砂が起きた場合、陸の孤島になります。八森小学校、八森子ども園、旧八森中学校は、山を背負い、土砂災害危険区域になっています。

国は、緊急防災・減災事業債として5,000億円を今年度事業としています。対象事業は5項目あり、公共施設等の移転も入っております。海岸沿いのコミセンが立石、茂浦、茂浦は土砂災害区域にもなっています。中浜、浜田があります。ファガスも最大限に危険な場所です。どこにも住めないという悲壮感を持たせないためにも、安全な場所があり、そこが津波にも土砂災害にも避難できるということを示していかなければなりません。

そして、最も大事なものは避難訓練です。小規模で一人一人が自分の避難通路、避難場所をしっかりと把握して、「その時は逃げれば大丈夫だ」って合い言葉にして安心して暮らしていく、これが自分たちの住む場所ではないのでしょうか。

以上、これらの対策を求めて、考えをお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
堀内町長。

○町長（堀内満也君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「聴力検査と補聴器購入の補助」についてであります。

1つ目の「国民健康保険や後期高齢者医療の特定健診での聴力検査」につきましては、現在、全国健康保険協会等が行っている健康診査で、耳の聞こえをチェックする聴力検

査が労働安全衛生法の規定により行われております。

しかしながら、議員ご指摘の特定健診においては、糖尿病などの生活習慣病の予防と早期発見が目的であることから、聴力検査は健診項目に含まれておりません。

高齢者の聴力の低下については、加齢に伴う脳の機能低下等の個人差がありますので、集団健診ではなく、専門の医療機関を受診して対応いただくことが妥当であると考えております。

2つ目の「加齢難聴者の補聴器購入補助制度の実施」については、現在、聴覚障害6級以上として身体障害者手帳が交付された方に対しましては、障害者総合支援法に基づき、補聴器購入費の9割を助成するという制度があります。

新たな助成制度の創設については、町の厳しい財政状況を踏まえると、現時点では難しいものと考えております。

一方で、認知機能の低下を予防できるとの効果があると言われていたことも認識していることから、補聴器購入の助成については、国や県の動向に注視しながら、その必要性について判断していきたいと考えております。

3つ目の「受付窓口や公の施設へのヒアリンググループの設置」についてであります。

ヒアリンググループは、補聴器や人工内耳装用者に「聞こえ」を支援する設備であり、補聴器等を使用される方にとって有効な補聴援助システムであります。

現在、国の補助は、都道府県、指定都市及び中核市までとなっており、それ以外の市町村への支援には至っていない状況であります。

このため町としましては、関係市町村と連携しながら、その支援について国に対し働きかけてまいります。

次に、「持続可能な自治会運営」についてであります。

地域のコミュニティ活動を維持し、暮らしやすいまちづくりを進めるためには、自治会の役割は大変重要であると考えております。

このため町では、これまでも自治会活動の財政支援を目的に、自治会所有の集会施設の火災保険料相当分や構成世帯数当たり1,500円を補助する「自治会振興助成金」や、集会施設の補修等の事業費に対して、その費用の一部を補助する「集会施設補修等事業費補助金」を行ってきております。

しかしながら、最近の光熱費の高騰や人口減少に伴う自治会費の減少により、多くの町内自治会において自治会運営が厳しさを増していることは、町としても認識しており、

また、昨年の行政協力員会議においても、ご質問のような要望が出されております。

一方で、助成金の増額は、恒久的に町財政への負担増となるほか、自治会間の公平性を保ちながら制度設計することが重要であると考えております。

こうしたことを踏まえ、町といたしましては、今後、県内市町村の取り組み等を参考にしながら、自治会の支援について慎重に検討してまいります。

次に、津波・土砂災害についてであります。

津波、大雨、土砂災害など、多くの災害で最も効果的な防災対策は早めの避難であり、その「避難」に関しては、地盤や地形など地域の特徴によって異なるため、各地域に合わせた対応が重要であると考えております。

こうしたことから、町では、住民参加型による地震と津波を想定した総合防災訓練や水防訓練及び土砂災害防災訓練等を行ってきております。こうした住民参加型の訓練は、災害時に慌てずに行動でき、緊急時のリスクを大きく軽減できるほか、避難訓練に参加することで住民同士の交流の機会にもなり、緊急時に声をかけやすい「共助」の環境づくりにも繋がるものと考えております。

しかしながら、昨年7月の豪雨災害において、防災行政無線により避難指示を発令いたしましたが、自己判断により避難が遅れ、自宅での垂直避難に至ったという事例がありました。幸いにも命に関わる被害にはならなかったものの、命を守る避難行動の重要性の再周知が課題と感じております。

避難の際は、自分の命は自らが守る「自助」と、近隣者で声をかけ合い助け合う「共助」を基本としたソフト面の強化が最重要と捉え、今後も防災訓練や防災講座、自主防災組織の説明会などを積極的に行い、町民の防災意識の向上に努めてまいります。

また、防災センターについては、厳しい財政事情を踏まえると、現時点において事業化は難しいものと考えております。

町といたしましては、既存の施設を有効活用するとともに、ソフト面の強化による災害に強いまちづくりを進めてまいります。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、再質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 全体にわたって、まず1問目のところで、補聴器と聴力検査のことで再質問を行います。

一貫して財政が厳しい、厳しい財政の中では新しいことは取り組めないというふうな

答弁でしたけれども、この聴力検査と補聴器の購入、これは、今、高齢化がどんどん進んでる中で本当に深刻な状況になっていると思います。よく耳が聞こえなくて家族の中で孤立しているという声も聞きます。そして、その購入についての支援もいろんな支援の仕方があると思います。それをきめ細かいところで行っているのには、やはりそういう事情を汲みして行われていたことだと思います。

この補聴器の購入と検査のことですけれども、特定健診を行っているところでは、60歳以上、検査を受けられるようにするとか、65歳以上とかとありますけれども、この特定健診についてできるようにしてほしいという要望が、神奈川県の実山町では、特定健診等における聴力検査健診を求める意見書というのを国の方に議会で上げています。昨今の聴力の衰えと認知機能低下の関係について研究が進んでおり、厚生労働省は、これについて、難聴は認知症に繋がるということを述べています、ということで、人間ドックでの検査もありますけれども、これはお金が非常にかかるので、特定健診項目に合わせて聴力検査を健診し、定期的な検査、健診機能を創設するよう求めるということ国の方に上げております。これはやっぱり各自治体も同じことが起こっているのではないのでしょうか。やはり健診の時に聴力検査を行うのが一番手っ取り早い、そしてこれを是非町でも行えないかということですが、私は考えるに、健診の時、まあ健診を別に、乳がん健診とかいろんな健診、別の日に行ってますけれども、それと同じように町営診療所の中に、定期的に1か月に1回とか、耳鼻科の先生または技能者というんですか、難聴者のそういう技能者の方に来てもらって定期的に受けるような、こういうことも考えられるのではないのでしょうか。この点について、町長どのように思いますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

先ほど町長の答弁にもありまして、特定健診につきましては、糖尿病などの生活習慣病の予防や早期発見が目的であることから、健診項目に含まれておりません。で、議員ご質問の内容にあるとおり、そういった事情から、その自治体で要望を出していることでないかと推測いたします。

そうした中で、高齢者の難聴につきましては、加齢とともに進行していくわけですが、単純な音が聞こえなくなるだけではなくて、言葉の聞き取りや意味の理解が悪くなるなどの程度的な判断が必要かと思ひますし、補聴器で聞こえる音をまず大きくする

とか、効果がどうであるとかという判断につきましては、専門医の判断が必要かと存じますので、加齢性難聴を集団健診の項目に加えることには、なかなか無理があるのではないかと考えます。

併せて、町営診療所での定期的な健診につきましては、能代市内の耳鼻科の先生をわざわざこちらに派遣いただくよりは、耳の不具合を感じた時に専門の病院の方に健康保険を利用して受診していただくことが適切かと考えますので、ご理解いただければと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 新しいことですので、もうできないということは答弁は来るでしょうとは思っております。しかしですね、今の現状に合わせますと、耳がちょっと聞こえづらくてわざわざ病院に行くのが、本当に、耳鼻科の診察を受けるのは大変です。循環バスで組合病院に行って、そこからまた乗り換えて、そして耳鼻科に診察に行くという、これはなかなかおっくうで、できないものです。そのためにも、その認知症に繋がるこういうことを考えますと、町としてある程度の対策を考えていかなければならないのではないのでしょうか。後期高齢の方も含めるということですので、含めたいとは思っておりますので、この町長が後期高齢者医療保険の議員になってますので、是非ともこの議会の中で、この神奈川県の実山町でも行っておりますけれども、後期高齢者のその健診の時に、こういう健診の実施できるような項目を作ってほしいということを述べてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 見上議員がおっしゃったとおり、神奈川県の実山町議会では、国に対して支援してくれというような要望を出したということでございます。いずれ私もその後期高齢者の議員でありますけれども、もう少しですね、国あるいは県の動きをですね、しっかりと注視しながら、その必要性について判断してまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） もう一つ町長に伺います。先ほど町長も、障がい者のための生活用具給付事業が、これが障がい者のためにありまして、障がい者に90%、補聴器を給付しているということですが、この、私これちょっと見まして、それ以外にも町長が認めれば実施できることがあるということも書かれております。町長判断ですけ

れども。この事業の、こういうことを拡大、範囲を広げましてね、難聴者の補聴器購入制度、これを結びつけていく考えはないでしょうか。ほかのところでも行っております。147か所、全国で行ってますけれども、この事業も拡大して考えられるのではないかという事例もありますので、町長いかがお考えですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

先ほど来、町長の答弁にありました、身体障害者手帳所持者が補聴器の購入費を9割補助するという制度につきましては、障害者総合支援法に基づいて行われているものでございます。今ご質問いただいたところにつきましては、日常生活用具の支給要綱をご覧ではないかと想定するのでありますが、あくまでも障害者手帳を所持している方の中で、県の審査機関がありますので、そちらの判断により給付している事実でございますので、現在、通常の方といえますか、障害者手帳を所持されていない方々に対する給付につきましては、年齢等ございまして別の事業で給付すると、対応するという状況になりますので、ご理解願います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 三種町では、この補聴器の購入の補助を行っております。町営診療所の方に、石岡先生の方から何か議会始まる前でしたか、何か診療所に要望なんかありませんかということで、何もないということが出されましたけれども、是非ですね、この町営診療所をもっと有効活用してですね、できることはそんなにお金のかかることではありませんので、こういうことを連携して石岡先生の人脈を生かして、高齢者になったっていえば申し訳ないですけども、引退した耳鼻科の先生とかそういう伝手がありましたら、是非この中に定期的に診察できる、診療というか検査できるようなシステムを取っていただきたいと思います。答弁は要りません。

これで1問目終わります。

○議長（皆川鉄也君） 続いてどうぞ。

○8番（見上政子さん） 2問目について伺います。

新しいことをやるということは、全然、まあ町長も話が出てきません。ここでもやはり財政が苦しいということで、ハード面に大変お金がかかりますので、新しい事業はできないということのようですけども、自治会が間に合わない、交付金1,500円、それ

から自治会費、ほとんどどこでも1万円前後、特別金持ちな自治体を除いては1万円前後ではないかと思うんですけれども、これも町民にはある程度負担かけてるわけですよ。茂浦の場合は、高齢者独り暮らしは半額になっております。こういうことが今、高齢者の独り暮らしがかなり増えている。そして人口も減ってる。そして子どもたちの行事が、子どもたちがいなくて行事ができない。こういうことに対してですね、もし負担があまり多過ぎて自治会長やる人がいなくなったり、大館のように自治会が解散してしまう、こういうことになったら、町長はどのように対応を取られますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 現時点において、町内会、自治会が解散するということは想定しておりませんが、そうならないように我々もしっかり取り組んでいきたいというふうに考えています。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 大変、何というか、自治会に対する思いやりのない、こんなに苦しんでいるのにそういうねぎらう言葉ないというのは、本当に残念です。ついさっきもですね、二、三日前に会った元自治会長が本当にさっきも言いましたけども、「このままだば自治会ねぐなって、大館みたいになって」っていうこう捨てぜりふを吐いていかれた人がおりました。本当に、今本当に困ってるところも、もう解散しようかなという声も出ております。こうなったらですね、本当に困るのは町の方ではないですか。いっぱい町の肩代わりをしているわけですよ、自治会は。それに対して、まあ大丈夫です、何にも心配ないですということであれば、これはいささか問題です。

そして、今日の北羽にも出てましたけれども、地域活性化住宅の入居募集の要綱の中に、自治会に加入することが書かれておりました。このようにですね自治会が今どうなるか分からないような危機的な状態になっている中で、自分たちの自治会はどうなるのかということは当然出てくると思います。自信を持って言えますか。

○議長（皆川鉄也君） 質問だったすか。

○8番（見上政子さん） はい、質問します。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（堀内満也君） すいません、ちょっと休憩を。

○議長（皆川鉄也君） はい、休憩します。

午後 2時17分 休 憩

.....

午後 2時17分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

8番議員に、もう一度質問をお願いします。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 今までの答弁の中で、自治会の組織は別にこれでは問題はないし、何も補助するところもないような、こういうふうな答弁であったと思います。そして今、この自治会が非常に大変になってる状態、経済的にも大変で、そしてこのままだと解散するかもしれないよという自治会長の話もあります。そういう中で、本当に自治会に入ってこれでいいのかという、住民が安心して自治会に入っていくためにも、町がパイプ役として自治会と一緒に運営していく意味でも、この今の自治会についてどのように、これでいいのかって、まあいいって言われましたけれども、そのことはですね、今日の北羽にもありましたけども、自治会の加入が必要条件になっております。要件として入ってます。こういう現状を考えた場合に、もう一度伺いたいのは、この活性化住宅に入った人たちに対して自治会の加入を求める。この求めるということはどういうことを指しているのか、改めて伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。はい、どうぞ。

○町長（堀内満也君） 自治会の加入を求めるといった要綱を付けたところでございますけども、やはりごみ処理、まあごみの収集場ですとか、あるいは掃除ですとか、そういったところがやはり必要になってきます。そしてまたコミセンの維持管理においても、そういった費用が必要でございますので、自治会を運営する上で自治会への加入を明記したところでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 今言われましたように、やはり町とのパイプ役、これは自治会の運営上、またこれは非常に大切なものであります。自治会があつて町があり、町があつて自治会がある。この大切なパイプ役をですね、まあ自治会、各コミセンの指定管理料、指定管理の中に小破10万円以上は負担するけども、半額負担するけども、それ以下は自治会の負担になるわけです。しかし、氷止めが壊れたとか、それから水道がうまくいかないとか、それから塩害がひどいとか、そういうところでは10万円以下の工事を何回もやってるわけですね。そして、本来であればコミセンのエアコン設置、これは猛暑の中で町が設置して、避難場所にでもできるように町が設置するべきものでは

なかったかと思うんですけれども、そういう補助ありませんでしたので、まあ20万円で買って、それで半額自治会費で負担した、こういうことを言っているのでありまして、この10万円の小破の補助について、全体で10万円とかそういうふうなこう改正、改めることを考えませんか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） ただいまの見上議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の件につきましては、集会施設補修等事業費補助金のことを指していると思いますが、要綱では、内部改造・補修・増築・駐車場整備の場合は、工事費10万円以上で2分の1、備品の更新については、単体の見積額10万円以上で2分の1となっております。したがって、今まず基準額は10万円ということでして、10万円を超えたものについては助成の対象としているところでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 本当に自治会が大変だという危機感があまり行政の方々には伝わっておらない、こういうふうに感じました。もっとですね、こうなったら大変だという今そこまで来てますので、本当危機感を持って補助対象を広げてほしいと思います。答弁は要りません。

3問目行きたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） はい、どうぞ。

○8番（見上政子さん） ハザードマップを私もしょっちゅう広げて見てます。というのは大変危険なところに住んでおりますので。暇あればこう見て、この線はどっからどこまでかなということをしょっちゅう見て、それで本当に土砂と津波に安全なところはどこなのかなと見てます。ハザードマップを見た範囲では、本当にどこを見ても怖い場所だということがありますけれども、ただですね、安全なんだという、安全なところもあって、安全に暮らしていけるんだということを町が示していかないと、ここには本当に住めなくなってしまう。それで、避難訓練をしょっちゅうやって、来たらすぐ逃げる。そして津波にも土砂にも安全な場所で、ここに逃げれば心配ないんだよ。だから町外からも移住してくださいという、こういうもっとですね安全対策についての施策が求められていると思うんです。

で、質問でも言いましたけれども、津波対策で一応高台に、五能線、まあ観海地区、中浜、茂浦、立石方面、101号線の線路沿いまで、あそこ高台なってますので、あそこ

まで逃げよう。そして除雪センターあるところ、あそこまでが逃げる場所だっていうふうにはなってます。しかし、その先、町内の人たちもそうです、部落内の人たちもそうです。「その後どこさ行けばいいや」っていうふうなことが聞かれます。で、その先の避難場所、避難施設というものが、矢印ではここに逃げれっていうこう白い矢印が付いてますけども、その先のあれがありません。それで、やはり津波にはここ、そして土砂災害にはここっていうのであれば、迷うっていうのが防災士の武田さんのお話でした。で、そういう、この時はここというんでなくて、全体的にもうここに来れば土砂も津波も安全だということを示していかなければならないんだよっていうふうなことを、この前もちょっと会いまして力説しておりました。このことについて、町当局としては防災センター設立、新しく造るということは財政上必ず言われますけれども、それを抜きにしても必要性は感じますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 見上議員のご質問にお答えいたしますけれども、財源的に相当な余裕あればですね、現在そういった施設が町にはないわけですから、やっぱり財源さえあればそういったものは必要なんじゃないかなというふうに思ってます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） やはり必要なんです。まあそれはですね深刻な状況はいっぱいあります。立石から中浜まで、そして浜田方面。やはりそこら辺の避難先をどうするか。緊急の場合どうするか。一応、加藤町長でなくて森田、加藤町長の時も、私たちが北海道の方に視察に行きましたけれども、タワーを造るとか、こういうことも考えられるね、こういうことも考えられるねということがありましたけども、それは財政的に非常に厳しいことです。しかしですね、まずそのどうすればいいのか、どうすれば安全なところを見つけて建てられるのかということを、まず考えてほしいと思います。

その防災センターだけではないんですけれども、本当に何度も言ってますが、海岸沿いに施設がいっぱいあります。その施設に対して、国はですね5,000億円の移転にも使える、公共施設の危険な場所からの移転にも使えるという、そういう施策が出てます。こういうのをね、いち早くやはり取り入れてですね、今後の対策、まあファガスがあればいいのか、それから本当に最も危険なところにあるコミセンはこれでいいのかという、こういう対策を考えるべきだと思います。この緊急防災・減災害事業債ってあるのをご存じですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

減災・防災事業の起債があるのは知っておりますし、現在、町でもそちらの方を事業によっては活用しております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） どのように活用してますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） すいません、時間ください。

○議長（皆川鉄也君） はい、休憩します。

午後 2時30分 休 憩

午後 2時30分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） すいません、一例ですけれども、令和5年度の予算の中では、緊急防災事業債の方、小型動力ポンプの積載車の更新事業とかに活用しております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） その中にですね、浸水対策観点から移転が必要と位置づけられた公共施設の移転という項目もあります。これは津波も当然入ってくると思うんですが、この点について考えたことはないでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長

○町長（堀内満也君） 私、先ほど答弁でも答えましたけども、やはり厳しい財政状況があるといったところで、なかなか、例えばファガスの移転とかなりますと、おそらく相当の額がかかると思います。国の支援はあるだけで、いずれおそらく半額ぐらいしかないんです。その半分はやはり町の持ち出しっていうところで、やはり厳しい財政状況だといったところを何度も答弁しているところでございます。そういったところを是非ご理解いただきたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） 高杉課長、付け加えることあるすか。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） ただいまのご質問にちょっと補足いたします。

まず、こちらの方、いろいろこう活用できる起債というものは確かにございます。しかしながら、まずその前提となるためには、公共施設の管理計画の方をきっちり見直しをするということも条件となりますので、まずは公共施設の今後の在り方というものをしっかりと検討してからじゃないと先に進めないものと考えております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） もっともだと思います。まあこれ、課長言われましたけど、令和5年度と言われましたけども、令和6年度の対象事業となっておりますので、まだ手を挙げれるんじゃないかと思いますが、危険な公共施設の在り方について検討しなければならないということを言われました。本当にもっともだと思います。是非ですね、公共施設あります、これがどうしたら安全に場所に移れるのか、そして、ここのファガスで利用した時にどういうことが起こり得るのか。それからまたコミセンの海岸沿いの設置の在り方、こういうことにも是非検討課題の中にのせて、それで代替地と、それから、まあお金はありません、今はありません、別の面に多く使うのでということでしょうけれども、こういう対策をですね、しっかり計画を持って、まずお金、財政はこうだけでも、実際非常に危険なところであるということを認識自覚して対策を考えてもらいたいと思います。

答弁はこれで終わります。ごめんなさい、質問は終わります。

○議長（皆川鉄也君） これで8番議員の一般質問を終わります。

日程第3、陳情第6号、国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情を議題とします。

本件については、令和5年12月議会定例会において総務民生常任委員会に付託し、継続審査となっておりましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。菊地総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

12月13日の本会議において総務民生常任委員会に付託となっておりました、陳情第6号、国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情を、3月8日、総務民生常任委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、物価高騰による影響は医療や介護現場に限られたものではないとの反対意見もあり、この陳情については賛成少数で不採択と決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） 委員長は、しばしお待ちをいただきたいと思います。

これより陳情第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

委員長はお戻りください。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより陳情第6号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は不採択とするものです。陳情第6号、国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立少数です。したがって、陳情第6号は不採択とすることに決定されました。

日程第4、陳情第7号、健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情を議題とします。

本件については、令和5年12月議会定例会において総務民生常任委員会に付託し、継続審査となっておりましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。菊地総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

12月13日の本会議において総務民生常任委員会に付託となっておりました、陳情第7号、健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情を、3月8日、総務民生常任委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、現在の保険証の存続については理解できるものの、マイナンバーカードの普及率も上がり、利便性もあることから、この陳情については全員一致で趣旨採択と決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） 委員長は、しばしお待ちをお願いします。

これより陳情第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

委員長はお席にお戻りください。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私は、この健康保険証廃止の中止について国に意見書を求める陳情について、賛成をいたします。

マイナンバーカードがどのくらい普及しているのか、まだかなり遅れているのではないかと思います。そして、今、病院に行ってもマイナンバーカードで扱っている病院はほとんどなくて、保険証でやってます。病院の方でも、もしマイナンバーカード、今ほとんど利用がありませんけど、これが本当に精査されれば、本当に自分のマイナンバーカードなのかどうなのか、誤りがかなり出てくる危険性もあります。これを保険証として使うとすれば、一番困るのはやはり介護施設です。多くの命を預っているところで、介護施設では9割がこのやり方に反対しております。緊急で運ばれた時に本当にマイナンバーカードを急いで探したり、誤っていないかどうか、これ確認することは命を預ける側としては非常に責任が重大です。こういうことを考えると、この保険証廃止についてマイナンバーカードを付けるということ、国へ提出することは大賛成です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第7号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は趣旨採択とするものです。陳情第7号、健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情を趣旨採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、陳情第7号は趣旨採択することに決定されました。

日程第5、陳情第8号、学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、基礎定数改善による正規教員増を求める意見書提出についての陳情を議題とします。

本件については、令和5年12月議会定例会において教育産業建設常任委員会に付託

し、継続審査となっておりましたので、教育産業建設常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。笠原教育産業建設常任委員会委員長。

○教育産業建設常任委員会委員長（笠原吉範君）　ご報告いたします。

令和５月12月定例会において教育産業建設常任委員会に付託となっておりました、陳情第８号、学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、基礎定数改善による正規教員増を求める意見書提出についての陳情を、３月５日、教育産業建設常任委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、精神的に重労働であり、１クラスの児童数は20人前後とすべきの賛成意見もありましたが、スポ少や部活動が地域移行となり、子どもの数は減るのに対し教員だけが増えることに疑問などの反対意見があり、この陳情については賛成少数で不採択と決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君）　委員長は、しばしお待ちを願います。

これより陳情第８号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君）　質疑ないようですので、質疑を終わります。

委員長は席の方にお戻りください。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君）　討論ないようですので、討論を終わります。

これより陳情第８号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は不採択とするものです。陳情第８号、学校における教員不足と長時間過密労働解消のために、基礎定数改善による正規教員増を求める意見書提出についての陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君）　起立少数です。したがって、陳情第８号は不採択することに決定されました。

日程第６、陳情第９号、秋田県に対して「子供の医療費助成を中学から高校卒業まで引き上げること」を求める意見書提出の陳情書を議題とします。

本件については、令和５年12月議会定例会において総務民生常任委員会に付託し、継続審査となっておりましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果に

ついて報告を求めます。菊地総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

12月13日の本会議において総務民生常任委員会に付託となっておりました、陳情第9号、秋田県に対して「子供の医療費助成を中学から高校卒業まで引き上げること」を求める意見書提出の陳情書を、3月8日、総務民生常任委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、子どもの医療費助成を高校卒業まで引き上げ、県が支援することは必要となり、この陳情については賛成多数で採択と決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） 委員長は、しばしお待ちを願います。

これより陳情第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

委員長はお席の方にお戻りください。

これより討論を行います。討論ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 私は、この高校卒業まで助成することに反対するものではありませんが、初診料については今、町が負担しているものであり、これをわざわざまた県に移すということまでは必要ないのではないかということから反対いたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） この陳情に賛成ですけれども、県が行うことによって地方自治体の財政は、県負担になりますので、これは大変財政的にも楽になります。是非これを県で実施してもらいたいと思います。当町では、これを全部行ってますけれども、その分が県から支出されますので大賛成です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第9号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は採択とするものです。陳情第9号、秋田県に対して「子供の医療費助成を中学から高校卒業まで引き上げること」を求める意見書提出の陳情書を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、陳情第9号は採択することに決定されました。

日程第7、陳情第1号、「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を議題とします。

本件については、本議会定例会において総務民生常任委員会に付託となっておりまして、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。菊地総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

3月1日の本会議において総務民生常任委員会に付託となっておりまして、陳情第1号、「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を、3月8日、総務民生常任委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、最低賃金1,500円は中小企業にとって大きな負担となる。また、国が支援を行うことは国民への負担増にもなるとの反対意見があり、この陳情については賛成少数で不採択と決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） 委員長は、しばしお待ちをいただきたいと思います。

これより陳情第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

委員長はお席にお戻りください。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより陳情第1号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は不採択とするものであります。陳情第1号、「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立少数です。したがって、陳情第1号は不採択とすることに決定されました。

日程第8、陳情第3号、「あきたこまち」の「あきたこまちR」への全面切り替え計

画に関する陳情書を議題とします。

本件については、本議会定例会において教育産業建設常任委員会に付託することとなっておりましたので、教育産業建設常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。笠原教育産業建設常任委員長。

○教育産業建設常任委員会委員長（笠原吉範君）　ご報告いたします。

本議会定例会において教育産業建設常任委員会に付託となっておりました、陳情第3号、「あきたこまち」の「あきたこまちR」への全面切り替え計画に関する陳情書を、3月5日、教育産業建設常任委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、あきたこまちの生産も継続できるようにすべきとのことから、この陳情については全員賛成で採択と決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君）　委員長は、しばしお待ちを願います。

これより陳情第3号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君）　質疑ないようですので、質疑を終わります。

委員長はお席の方にお戻りください。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君）　討論ないようですので、討論を終わります。

これより陳情第3号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は採択とするものです。陳情第3号、「あきたこまち」の「あきたこまちR」への全面切り替え計画に関する陳情書を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君）　起立多数です。したがって、陳情第3号は採択することに決定されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、15日午前10時より開会し、議案審議等を行いますので、これにて散会いたします。ご苦労様でした。

午後　2時56分　散　　会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也

同 署名議員 2 番 伊 藤 一 八

同 署名議員 3 番 奈 良 聡 子

同 署名議員 4 番 芦 崎 達 美

令和6年3月八峰町議会定例会会議録（第3日）

令和6年3月15日（金曜日）

議事日程第3号

令和6年3月15日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第37号 令和6年度八峰町一般会計予算
- 第3 議案第38号 令和6年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 第4 議案第39号 令和6年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算
- 第5 議案第40号 令和6年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算
- 第6 議案第41号 令和6年度八峰町沢目財産区特別会計予算
- 第7 議案第42号 令和6年度八峰町営診療所特別会計予算
- 第8 議案第43号 令和6年度八峰町簡易水道事業会計予算
- 第9 議案第44号 令和6年度八峰町下水道事業会計予算
- 第10 発議第2号 秋田県に対して「子供の医療費助成を中学から高校卒業まで引き上げることを求める意見書
- 第11 発議第3号 「あきたこまち」の「あきたこまちR」への全面切り替え計画見直しを要望する意見書
- 第12 常任委員会の閉会中の継続審査について
- 第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について
- 第14 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

出席議員（12人）

1 番 笠 原 吉 範	2 番 伊 藤 一 八	3 番 奈 良 聡 子
4 番 芦 崎 達 美	5 番 水 木 壽 保	6 番 菊 地 薫
7 番 腰 山 良 悦	8 番 見 上 政 子	9 番 須 藤 正 人
10 番 門 脇 直 樹	11 番 山 本 優 人	12 番 皆 川 鉄 也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	堀 内 満 也	副 町 長	田 村 正
教 育 長	鈴 木 洋 一	総 務 課 長	和 平 勇 人
税務会計課長	成 田 拓 也	企画財政課長	高 杉 泰 治
福祉保健課長	石 上 義 久	教 育 次 長	山 本 節 雄
学校教育課長	山 内 章	産業振興課長	山 本 望
農林振興課長	堀 内 和 人	建 設 課 長	浅 田 善 孝
農業委員会事務局長	内 山 直 光	生涯学習課長	今 井 利 宏
あきた白神体験センター所長	菊 地 俊 平	防災まちづくり室長	工 藤 善 美

議会事務局職員出席者

議会事務局長	佐々木 高	議会事務局庶務係長	須 藤 佳奈子
--------	-------	-----------	---------

午前 10 時 00 分 開 議

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

傍聴者の皆さんには、朝早くからご苦勞様でございます。よろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、5番水木壽保君、6番菊地 薫君、7番腰山良悦君の3名を指名いたします。

お諮りします。本日の議事日程のうち、3月1日の本会議において予算特別委員会に付託となっておりました、日程第2、議案第37号、令和6年度八峰町一般会計予算から日程第9、議案第44号、令和6年度八峰町下水道事業会計予算までの議事につきましては、予算特別委員長の報告の後、適時、八峰町議会会議規則第37条の規定を運用しながら進行してまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認め、お諮りのとおり議事を進行してまいりますので、よろしくお願いいたします。

これより令和6年度八峰町一般会計予算、各特別会計予算及び各公営企業会計予算の審査の経緯と結果について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。菊地予算特別委員長。

○予算特別委員会委員長（菊地 薫君） ご報告いたします。

3月1日の本会議において予算特別委員会に付託となっておりました、議案第37号、令和6年度八峰町一般会計予算から議案第44号、令和6年度八峰町下水道事業会計予算の審査経過の概要とその結果についてご報告いたします。

本議案については、3月5日と6日の分科会、3月9日と11日の全体会において慎重に審査いたしました。

その結果、議案第37号、令和6年度八峰町一般会計予算、議案第38号、令和6年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算、議案第39号、令和6年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算、議案第40号、令和6年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算、議案第41号、令和6年度八峰町沢目財産区特別会計予算については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議案第42号、令和6年度八峰町営診療所特別会計予算、議案第43号、令和6年度八峰町簡易水道事業会計予算、議案第44号、令和6年度八峰町下水道事業会計予算は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しましたのでご報告いたします。

なお、令和6年度予算に関する附帯意見を文書にて提出いたします。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 日程第2、議案第37号、令和6年度八峰町一般会計予算を議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 一般会計に反対をいたします。

マスク取ります。

ハタハタ館の改修に8,100万円があげられました。入浴料は、近隣市町村の状況を見ていつでも上げられるように限度額が700円であります。前町長が町民に愛されるハタハタ館にすると何度か言われました。しかし、今回の改修計画は、ホテル化して住民からかけ離れています。昨年7,000万円の改修で1億5,000万円の改修です。ハタハタ館は観光並びに住民の交流と健康、福祉の増進が目的ですが、目的の観光に奪われ、第三セクターの意味がなくなったことに反対です。

また、水産物供給基盤整備事業が県工事で4億円に伴い、町負担が2,000万円あげられています。養殖事業が日本海の荒波に適しているのか疑問はあります。静穏域延長で海中の土砂が堆積されるという説もあります。沿岸の魚介や海藻にも影響が危ぶまれます。いずれ堆積された砂の浚渫費用が町から持ち出されます。

これらの建設費用が多額に費やされてることで、子どもや高齢者の事業が廃止されました。その一つは放課後児童教室があります。放課後児童クラブ、いわゆる学童保育は、1年生から6年生まで登録人数が大変多くなっています。しかし、専用の施設はなく、八小はランチルーム、峰小はランチルームと体育館を使っています。そこで放課後教室は、いわゆる学童保育と一緒に体験センターに行くことは楽しみで、指導員の人たちと広いところで遊べることは何よりだと思います。峰浜小学校は放課後児童教室を残すか、まだあいまいです。この制度そのものを廃止するか決めないまま予算削減が一人歩きをしています。

また、奨学基金から就学援助費を充てることになりましたが、多くの児童生徒が利用しているこの制度が奨学金の基金から支払われることは、基金がたまり過ぎているためと言われているのであれば、利用範囲を広め、高校生にも使いやすいうように定期や部活の費用に利用してもらい、地元で就職したら免除するなどの、ため過ぎた基金を使うべきです。就学援助費も一般会計縮小のためとみられ、両方に影響が出るのではないのでしょうか。

社協に行っている生きがいデイサービスも廃止されました。代替の対策もなく、高齢者の行き場が減りました。

地域活性化住宅を増やして町営住宅をゼロにする政策は、最低生活者が住宅に困窮した時に利用できるという町営住宅法があります。憲法でうたわれる文化的で最低限度の生活を営む権利は、自治体はこれを行わなければなりません。

このように多額のインフラ整備と効率化を求めるあまり、弱者がはじかれるようになっているこの予算に反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 賛成の立場で討論に参加します。

はじめに、ハタハタ館の改修について異議がありましたようですが、ハタハタ館は皆さんご存じのように八峰町の観光施設として町民が自慢できる施設として建てたものがあります。それから数十年経ってるわけですが、今回の改修はその魅力をさらに維持し

ていくために更新するものであってですね、そこの施設が魅力あるものとして君臨すれば、町民の福祉増進にも繋がるということでもありますから、この点については異議ないものと考えております。

もう一つは学童のこと、それから社会福祉の関係もありましたが、全て弱者のためにだけそれを救済していくようになればですね、これは町の経済的な負担が非常に大きくなると。何でもかんでも町に頼ればいい、国に頼ればいいという考え方ではですね、これから国も町もやっていけないと。そういうことから、私はこれは現状の予算でやっていくべきだろうというふうに思います。

もう一つ忘れましたが、まあそういうことからですね、今回非常に悩んだあげくの予算措置でありますから、私はこの予算、今年度の一般会計予算については賛成します。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものであります。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第38号、令和6年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計予算を議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 国民健康保険税特別会計に反対をいたします。

国保税は、農業、漁業、自営業、非正規労働者が主に加入し、所得割のほかに均等割、平等割、均等割があり、家族が多いと保険料が上がっていきます。協会けんぽや企業会計よりも16%から17%割高の保険料になります。子育て世代の国保料は、未就学児の均等割が無料になり、10人が3万8,000円減額になりました。これは小学校、中学校、高校生も減額すべきであります。高くて払えない世帯には申請減免制度がありますが、途中退職したり、失業したりすると、すぐ健康保険税を払うことになりませんが、以前働いていた職場の所得で計算されていますので、翌年も同様に収入の国保税が決められます。そのために申告の必要性和申請減免制度の周知が必要です。このことをもっと周知

していかなければなりません。

滞納をそのままにしていると資格証明書が発行され、9世帯13人が100%の支払いになっています。手厚い相談に乗っていかなければなりません。工面して短期証明書へ、また滞納して資格証明書が繰り返される、こういうことになっています。その予備軍は31世帯、47世帯になっております。資格証明書ゼロにして、重度化しないうちに診察することが国保会計にもよい影響を与えます。

失業などしてどうしても払うことができない場合、減免申請は家族全員の金融機関調べの署名入りの同意書を提出しなければなりません。裁判所は違法としていることを延々と続けています。

これらの対策がないことから反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第39号、令和6年度八峰町介護保険事業勘定特別会計予算を議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 介護保険特別会計に反対をいたします。

介護保険料は、普通徴収が284人います。年金から引き落としできない年金1万5,000円未満の高齢者は、家族がそれを引き継ぐことになります。令和4年決算では、実施収支に関する調書で、歳入歳出差し引いて1億8,379万2,000円掲載されています。高齢化が50%超えです。団塊の世代が75歳を迎えることになりますが、この年代は金の卵と言われ、高度経済成長を築いてきました。中・高卒業してまじめに地元で働いて、厚生老齢年金では男性で145万円くらい、女性は9万円前後ではないでしょうか。漁業従事者は国民年金の満額で5万7,000円です。その人たちが今後施設を利用するにも、10万円超えの利用料を払わなければなりません。80歳過ぎの高齢者、国民年金で満額

給付になっているのは少ないのではないのでしょうか。

また、早く年金を受けた人は、今、大変苦しんでいる。こういう人たちをよく見かけます。比較的利用料の低い特養海光苑や松波苑に入りたくても、介護３以上でないと入所の資格がありません。介護２以下で入る施設は十二、三万円以上がほとんどです。そのためにも、特養のベッド数を増やすなど対策が必要です。また、各施設に町の補助を行い、利用料軽減措置が必要になってくるのではないのでしょうか。その計画と対策がありません。

国からの介入で、おむつ代補助を下げざるを得ないことになったのは大変残念です。月5,000円であったものが介護度によって引き下げられました。来年度でこの制度が廃止になりますが、国へ全国市町村長会を通して意見を上げるよう取り上げてほしいものです。

保険あって介護なしの介護保険制度に反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第40号、令和6年度八峰町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 後期高齢者医療保険、このことに反対をいたします。

75歳以上、特別徴収が1,807人もおります。介護保険と同様、月に1万5,000円未満の年金者が21%です。これは家族が負担していることと思います。この制度は全県にまとめられているので、財政状況は公開されているものの、なかなか目にすることができません。各市町村から1名ずつ、主に首長が議員となって出席していますが、高齢者の意見が届いているか疑問です。国保のような減免制度や医療費一部負担制度もありません。特別徴収の人が医療費の支払いが1割負担で困っているという人もおりました。到

底払えなく、家族負担になっているという例もあります。70歳で医療費が1割負担であったのが、この5年間で75歳になると2割負担になり、今までの医療費の倍払うことになります。人生100歳を目標に元気で過ごすことが夢でなくなりました。この制度は80代、90代、100歳まで安心して生活できるものにしなければなりません。家族の自己資金を費やさなければならないことは、高齢者家族、同居の方や、また本人に、この先不安が尽きません。

老人保健法のような制度を求めて、この後期高齢者医療制度に反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。

この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第41号、令和6年度八峰町沢目財産区特別会計予算を議題とします。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 沢目財産区に反対をいたします。

陸上風力発電の土地貸付料は、今年度は1,020万3,927円で、95%が財産区に969万3,730円が入ります。風力発電のみを取り上げると町の財政に予備費として52万196円入ります。しかし、陸上風力発電の建設は、財産区が峰浜地区のかかる自治会員全員に承諾を取っていたのでしょうか。風力発電を考える会では、峰浜地区と八森地区八森にアンケートを行いました。多くの方が反対の署名を送られてきました。ある家では、「風力発電が家の後ろで回っている時は頭が痛くて、横になってると楽だ」とか、「風力発電の下で農作業をしていると、頭が痛くなって農作業できない」という声がありました。

今建設が進行しているところで一番近い集落は、三ツ森と塙川を挟んだカッチキ台、松波苑寄りです。住宅地が600m圏内に入るところに建設を許したことは、今後の影響に責任を持たなければなりません。

陸上風力発電は、八森地区にも影響がないわけではありません。町に予備費として残

された５％の使い道は、町全体に還元されなければなりません。一般会計に入り、目に見える使い道になっておりません。これを明らかにしなくてはならないと思います。

以上のことから反対をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないので、これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。

この採決は起立で行います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立多数です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第７、議案第42号、令和６年度八峰町営診療所特別会計予算、日程第８、議案第43号、令和６年度八峰町簡易水道事業会計予算、日程第９、議案第44号、令和６年度八峰町下水道事業会計予算は、八峰町議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、日程第７、議案第42号、令和６年度八峰町営診療所特別会計から日程第９、議案第44号、令和６年度八峰町下水道事業会計予算は、一括議題とすることに決定しました。

本案は質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないので、討論を終わります。

これより議案第42号から議案第44号を一括して採決します。本案に対する委員長報告は可決とするものです。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号から議案第44号は原案のとおり可決されました。

堀内町長より13日の一般質問について発言を求められておりますので、これを許します。堀内町長。

○町長（堀内満也君） さきの門協議員からの一般質問において、「除雪が困難な避難路に関しましては、冬期間は閉鎖とし」というふうな答弁をしたところでございますけども、これを修正し、「避難路の状況周知や、必要に応じて自治会や地域の人に除雪の協力を求めていく」という形で答弁を修正いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） 日程第10、発議第2号、秋田県に対して「子供の医療費助成を中学から高校卒業まで引き上げること」を求める意見書を議題とします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。

説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより発議第2号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第11、発議第3号、「あきたこまち」の「あきたこまちR」への全面切り替え計画見直しを要望する意見書を議題とします。

発議案は朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、八峰町議会会議規則第39条第2項の規定により説明を省略し、質疑も省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。

説明、質疑を省略し、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより発議第3号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

関係機関に意見書を送付いたします。

日程第12、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務民生常任委員会委員長から、付託中の陳情第2号について、八峰町議会会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。総務民生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、総務民生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次回議会定例会まで審査し、報告をお願いします。

日程第13、議会運営委員会の閉会中の所掌事項の調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、所掌事項のうち、八峰町議会会議規則第74条の規定により、次期議会の会期、日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第14、常任委員会の閉会中の所管事項の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、八峰町議会委員会条例第2条に規定する所管事項について、八峰町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおりに、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和6年3月八峰町議会定例会を閉会します。

大変お疲れ様でございました。

午前10時32分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆 川 鉄 也

同 署名議員 5 番 水 木 壽 保

同 署名議員 6 番 菊 地 薫

同 署名議員 7 番 腰 山 良 悦